

平成27年度文部科学省大学改革推進委託事業

経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等

及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究

報告書

2016年3月

東京大学



## 目次

第1章 調査の概要 .....	1
1. 事業の趣旨 .....	1
2. 事業の内容・方法 .....	1
1. 大学中退および学生への経済的支援に関する文献調査 .....	1
2. 大学中退および学生への経済的支援に関する既存調査の再分析 .....	2
3. 大学中退および学生への経済的支援に関する大学訪問調査 .....	3
4. 大学中退者に関するウェブモニター調査 .....	4
3. 事業実施日程 .....	5
4. 事業の実施体制 .....	5
5. 事業期間 .....	6
第2章 全国高校生調査からみた大学中退タイミング .....	7
1. はじめに .....	7
2. 既存のデータから明らかになる知見 .....	7
3. 分析の焦点とデータ .....	8
4. 調査回答者の属性 .....	11
5. 大学中退のタイミング .....	13
6. おわりに .....	14
参考文献 .....	15
第3章 大学訪問調査 .....	17
1. 調査の概要 .....	17
1. 調査協力校 .....	17
2. 調査方法 .....	18
2. 大学訪問調査結果の概要 .....	18
1. 中退と除籍 .....	18
2. 授業料滞納理由 .....	19
3. 授業料納付方法 .....	19
4. 退学理由 .....	19
5. 休学 .....	20
6. 学生への相談窓口 .....	20
7. 経済的に困難な学生に対するワークスタディ .....	20

8	JASSO 奨学金の中退防止に対する有効性 .....	21
9	国への要望など .....	21
3.	各大学の事例 .....	22
第4章	大学における授業料滞納・中途退学・休学の状況 .....	175
	大学調査の結果から .....	175
1.	調査の概要と本稿の目的 .....	175
2.	前回文科省調査（平成24年調査）との変化 .....	176
3.	経済的支援に対する相談体制の現状 .....	176
4.	経済的支援に関する学生からの相談の状況：件数と内容 .....	178
5.	経済的支援に対する大学側の対応：情報提供と家計急変者への対応 .....	179
6.	中退率・休学率・除籍率・授業料滞納率の状況 .....	181
1	中退率の状況 .....	181
2	休学率の状況とその背景 .....	183
3	除籍率の状況とその背景 .....	185
4	授業料滞納率の状況 .....	186
7.	小括：調査から得られた示唆 .....	187
8.	大学（学部）の状況 .....	188
1	中途退学者の状況 .....	188
2	休学者の状況 .....	189
3	授業料滞納者の状況 .....	190
4	「経済的理由」による中退の発生状況 .....	191
9.	大学院（修士課程・専門職課程・博士課程）の状況 大学院（修士課程・専門職課程・博士課程）の状況 .....	193
1.	除籍状況について .....	193
2.	修士課程・専門職大学院・博士課程の中途退学者の状況 .....	195
3.	修士課程・専門職大学院・博士課程の休学者の状況 .....	200
4.	中途退学+除籍（経済的理由）の状況 .....	205
5.	中退率と休学率の相関分析 .....	208
第5章	ハローワーク調査からみた経済的理由による大学中退者の特徴・背景 .....	211
1.	はじめに .....	211
2.	データの概要と変数の説明 .....	211
1	使用するデータ .....	211
2	変数の説明 .....	212

3.	分析の結果 .....	213
1.	経済的理由による中退者の割合 .....	213
2.	経済的理由と他の理由との関係 .....	216
3.	経済的理由による中退者の特徴 .....	218
4.	まとめ .....	226
5.	参考文献 .....	227
第6章	中退者調査 .....	229
1.	はじめに .....	229
2.	調査の概要 .....	230
3.	調査結果 .....	230
1.	アルバイト従事時間と学生生活との関連性 — 「期待度」「満足度」の分析を中心として 230	
2.	学生時代の学費負担状況、中退した時期や相談の相手 .....	245
3.	中退理由と中退に至るメカニズムの分析 — 経済的な理由による中退を中心に .....	250
4.	中退者の生活実態—経済支援の観点から— .....	259
5.	学生時代の経済状況、JASSO 奨学金申請経験、現在の職業・年収との関連 — 経 済的理由による中退者の特徴— .....	269
4.	まとめ .....	276
5.	附論 年齢別分析 .....	277
第7章	調査のまとめと政策的インプリケーション .....	295
1.	大学訪問調査から明らかになった点 .....	295
1.	中退と除籍の相違について .....	295
2.	授業料滞納について .....	295
3.	中退について .....	296
4.	休学について .....	296
5.	学生への経済的支援について .....	296
6.	国への要望 .....	297
2.	全国大学アンケート調査から明らかになった点 .....	297
3.	ハローワーク調査および中退者のアンケート調査から明らかになった点 .....	299
4.	各調査結果からの知見と今後の研究課題 .....	300
5.	政策的インプリケーション .....	301

文部科学省先導的大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する  
実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」

## 第1章 調査の概要

小林雅之（東京大学）

本章では、文部科学省先導的大学改革推進委託事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」（以下、「中退・経済的支援調査」と略記する）の概要を述べる。

### 1. 事業の趣旨

本事業は大学中退の要因として、特に経済的理由について、その実態を解明し、今後の学生への経済的支援の在り方について、基礎的な知見を提供し、政策提言をすることが主な目的である。本事業では、経済的要因が大学中退に及ぼす影響を分析するため、既存調査をできるだけ有効に分析するとともに、大学並びに学生を対象とした新たな調査データを収集分析し、これにもとづき、中退防止に対してより効果のある学生への経済的支援の在り方を検討する。

### 2. 事業の内容・方法

本事業では、次の5つのアプローチを中心に事業を実施した。

- 1) 大学中退および学生への経済的支援に関する文献調査
- 2) 大学中退に関する既存調査の再分析
- 3) 大学中退および学生への経済的支援に関する大学訪問調査
- 4) 大学中退および学生への経済的支援に関する全国大学・短期大学アンケート調査
- 5) 大学中退者に関するウェブモニター調査

以下、それぞれのアプローチの概略を述べる。

#### 1. 大学中退および学生への経済的支援に関する文献調査

まず、大学中退について、国内外の先行研究を元に、基本的な概念を整理し、既存資料によりわが国の現状を明らかにした。その中で特に経済的理由に基づく中退に焦点を当てるが、多くの場合、中退は経済的な理由などの単一の理由によるものだけではなく、過重なアルバイトや家族の状況や学生の学習意欲の減退など、複合的な要因によるものであることに留意

しつつ分析を進めた。

わが国では、中退に関する実証的な研究はケーススタディなどを除き、あまり多くない。ことに経済的理由について、インテンシブな調査は少ない。たとえば、日本中退予防研究所「中退経験者レポート」では「経済的理由」は7番目の要因に挙げられているに過ぎない。また、全国メンタルヘルス研究会「大学における休・退学、留年学生に関する調査」でも、経済的要因は環境要因の一つとして調査されているに過ぎない。

これらの先行調査研究に対して、文部科学省が平成26年に実施した「学生の中途退学や休学等の状況について」調査（以下、文部科学省調査と表記）でも、経済的要因が中退及び休学の最大の要因（中退の理由として20%があげている）であることが示された点で、きわめて意義があり、社会的にもインパクトがあった。しかし、この調査も多肢選択式ではなく、単一選択式であり、中退の要因の複合性が十分考慮されていない。この点、大学中退が大きな問題となっているアメリカでは、Tintoの中退にいたるモデルなど、多くの複合要因モデルが提唱され、これらに基づき多数の実証研究が蓄積されている。これらについても十分な検討を進めた。

同じように、学生への経済的支援制度の現状について、既存の文献・調査や各国の関係機関のホームページ等から情報を収集した。わが国では、学生への経済的支援に関しては、教育機会への影響や家計の経済的負担の軽減に対する効果については、いくつかの研究が見られるが、中退との関連を明らかにしたものはほとんどみられない。これに対して、特にアメリカでは学業継続に対する学生への経済的支援については多くの先行研究があり、これらを参考として、学業継続と学生への経済的支援の関連について、仮説を構築し、これに基づき調査を設計した。

また、先行研究から、学生への経済的支援については、その情報を十分に得ている者と得ていない者の差が大きく、これが経済的支援の効果に大きな影響を与えていることが明らかにされている。この情報ギャップ問題は、学生への経済的支援の在り方に係わる重要な問題であり、中退問題とも関連していると考えられる。このため、この点についても、以下の調査では解明に努めた。

## 2. 大学中退および学生への経済的支援に関する既存調査の再分析

以下の2つの調査について、中退と学生への経済的支援の関連を中心に再分析を行った。

### 1) 学術創成科研（金子元久研究代表）「全国高校生調査」の再分析

この調査は全国の高校生とその保護者4,000組を対象とした追跡調査である。高卒から4年後までの追跡調査のため、大学中退者について、その時期が調査されており、どの時期に中退が多いか推定することができる。ただし、中退の理由については調査されていない。



## 2) ハローワークに求職を申請した学生の調査

労働政策研究・研修機構が実施したハローワークに求職を申請した大学中退者の調査について、中退の経済的要因を中心に再分析を行う。この調査は多肢選択式のため、経済的要因と他の要因が中退に及ぼす影響を複合的に明らかにすることが可能である。

## 3. 大学中退および学生への経済的支援に関する大学訪問調査

大学の中退に関して、経済的な要因は直接影響する場合もあるが、アルバイトや授業出席への影響など、複雑なプロセスを経て、中退に至る場合も多いと考えられる。このため、大学の中退やそれに関連する休学あるいは授業料滞納などとの関連を明らかにするために、設置者及び地域及び規模および先の文部科学省調査の各大学の中退率を考慮して、国立大学と私立大学から計 20 校（国立 5 校、私立 15 校）を選定し、学生支援担当部署や学生相談室等に実地調査を行った。公立大学については、平成 24 年度の文部科学省調査によると、中退者がきわめて少ないため、調査対象としなかった。調査内容は、中退や休学あるいは出席状況や履修状況・アルバイトの状況などと学生への経済的支援（授業料減免・奨学金など）との関連について、既存データを収集するとともに、担当者へのインタビューを行い、中退・休学に至るパターンを明らかにすることに努めた。調査は原則として委員 2 名あるいは委員 1 名と研究協力者 1 名で実施した。また、文部科学省の担当者も 2 校について同行して調査にあたった。その過程で、中退や除籍の定義や休学中の授業料の扱いなど、中退者の現状だけでなくこれらに関連する現在の問題点も明らかにした。お忙しい中、調査にご協力をいただいた各大学の関係者にこの場を借りて御礼申し上げる。

### 1) 大学中退および学生への経済的支援に関する全国大学・短期大学アンケート調査

上記の文献調査、既存調査の再分析、大学実地調査をふまえて、文部科学省の協力を得て、全国の国公立大学・短期大学 1,146 校を対象としたアンケート調査を実施し、703 校から回答を得た（回収率 61.3%）。調査対象校と回収状況は表 1 の通りである。調査に協力していただいた全国の大学の関係者に改めて感謝申し上げます。

表 1 調査対象校と回収状況

	国立大学	公立大学	私立大学	大学計	公立 短大	私立 短大	短大計	大学・ 短大計
調査票配付数	86	84	618	788	17	341	358	1146
回収数	75	61	358	494	11	198	209	703
回収率	87.2%	72.6%	57.9%	62.7%	64.7%	58.1%	58.4%	61.3%

この調査は、平成26年度の中退や休学等の全体的な状況を把握することと、それらの要因を  
解明するために実施した。調査票の設計にあたっては、前回（平成24年度）及び前々回（平成  
19年度）の文部科学省調査と比較可能なものとするこゝで、この間の中退の動向を検証するこ  
とができるように設計した。また、文部科学省担当課と十分な打ち合わせを行った上で調査項  
目を決定し、調査票を作成した。大学実地調査の過程で明らかになった中退や除籍の定義の相  
違や中退者の現状だけでなくこれらに関連する現在の問題点も明らかにすることに努めた。得  
られた調査データは、前回及び前々回調査データと統合したデータベースを作成し、この間  
の変化を個別大学別に比較できるようにして分析した。

#### 4. 大学中退者に関するウェブモニター調査

大学中退者を対象とするウェブモニター調査を平成28年2月に実施した。対象者は、大学昼  
間部及び夜間部の中退者で年齢は19歳から45歳までに限定した。また、通信制課程は、昼間  
部や夜間部と対象者の属性が大きく異なることから対象から除外した。回答数は  
722である。

上記の各種の調査結果から、中退や休学に至るパターンや中退や休学に影響する要因を析出  
し、どのような学生への経済的支援の在り方が効果的かを明らかにする。たとえば、授業料減  
免あるいは給付奨学金や一時的な給付あるいは貸付など、様々な学生への経済的支援について、  
どのような方法をいつの時点で実施することが効果的かを明らかにすることに努めた。また、  
大学の学生指導の担当者や高校進路指導教員や高校生や大学生あるいはその保護者にどのよう  
な情報を提供すれば中退や休学の防止に効果があるかを明らかにする。これらにもとづき、経  
済的要因による中退や休学の防止について、文部科学省担当課と十分な打ち合わせを行った上  
で、調査票を作成した。

なお、大学を特定できない点に十分配慮しながら、大学アンケート調査、大学実地調査、学  
生アンケート調査の分析を行い、以下本報告書に掲載した。また、各調査協力大学の結果を、  
全国大学調査結果と比較できる形で、各調査協力大学にフィードバックする予定である。

### 3. 事業実施日程

日程	事業の内容
平成27年9月 中旬	第1回調査検討委員会 調査実施日程・事業担当の決定
9～10月	大学中退に関する文献資料の収集、専門家ヒアリング、既存調査の再分析 大学調査の設計
10月下旬	第2回調査検討委員会 大学アンケート調査・大学実地調査・学生調査の内容の確定 大学アンケート調査の実施
11月	第3回調査検討委員会
11月	第4回調査検討委員会 大学アンケート調査票及びウェブ学生調査票の検討
平成28年 1～2月	大学アンケート調査および実地調査および学生調査の実施
3月8日	第5回調査検討委員会 調査結果のまとめ・報告書の刊行準備 調査報告書の執筆
3月31日	調査報告書の提出

### 4. 事業の実施体制

本事業を実施するための調査検討委員会を以下の委員によって組織した。

岩田 弘三	武蔵野大学・人間科学部・教授
王 傑	日本学術振興会・特別研究員
王 帥	東京大学・社会科学研究所・特任研究員
大島 真夫	東京理科大学・教育支援機構 教職教育センター・講師
黄 文哲	東京大学・大学総合教育研究センター・特任研究員
小杉 礼子	労働政策研究・研修機構・特任フェロー

文部科学省先導的大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する  
実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」

小林 雅之	東京大学・大学総合教育研究センター・教授
白川 優治	千葉大学・普遍教育センター・准教授
濱中 義隆	国立教育政策研究所・高等教育研究部・総括研究官
日下田 岳史	大正大学・質保証推進室 I R・EMセンター・助教
朴澤 泰男	国立教育政策研究所・高等教育研究部・総括研究官
藤森 宏明	北海道教育大学・教育学研究科・准教授
堀 有喜衣	労働政策研究・研修機構・主任研究員
谷田川ルミ	芝浦工業大学・工学部・准教授

また、本事業を遂行するため、とりわけ大学実地調査および学生へのヒアリング調査のため、東京大学大学院生喜始照宣氏が研究協力者として参加した。具体的な担当は表2の通りである。

**表2 事業実施体制役割分担等**

事業内容	担当（その他の委員も参加可能）
総括	小林
文献調査	王傑・王帥・黄・小林
大学調査	黄・小林・白川
大学実地調査	岩田・大島・王傑・王帥・黄・小林・白川・日下田・藤森・朴澤・堀・谷田川・喜始
ハローワーク調査の再分析	小杉・堀・喜始
学生アンケート調査	岩田・大島・王傑・王帥・黄・小林・白川・濱中・日下田・藤森・朴澤・堀・谷田川

## 5. 事業期間

平成27年9月1日～平成28年3月31日

## 第2章 全国高校生調査からみた大学中退タイミング

朴澤 泰男（国立教育政策研究所）

### 1. はじめに

本章では、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターが2005年から2011年まで実施した「高校生の進路についての調査」（以下、「全国高校生調査」）の再分析を通して、大学生の中途退学（以下「中退」）のタイミングに関する考察を行う。タイミングとは基本的に、入学して何年目に当たるかという時点のことを指す。なお、本章では除籍と退学の区別は行わない。

中退のタイミングという問題が重要な理由は、どの時点で退学するかによって、学生に必要な（経済的）支援のあり方が異なってくると考えられるためである。例えば入学して1年以内の中退が多い場合、大学内の様々な社会集団に学生を包摂し、適応を助長するプログラムの実施や奨励が有効かも知れない。学内のワークスタディなども、その一つとして機能させることができよう。

いっぽう、一回以上の留年を経て、修得単位数が足りないまま、学資の支弁も困難になり（もはや保護者が出す気がない、奨学金を受けられないなどによる）、中退に至るようなケースもあるだろう。そうした場合は、学習支援の充実こそが必要となるように思われる。卒業までの学資を、用立てられるようにする経済支援も一考に値する。

「入学して何年目の中退が多いか」という点は、中退の実態把握の上でも最も基本的な情報の一つと言えるだろう。そこで本章では、まず次節で既存のデータから明らかになる事実を整理した上で、第3節でその問題点を指摘する。第4節では、「全国高校生調査」の分析結果を報告し、第5節で結論を述べることにしたい。

### 2. 既存のデータから明らかになる知見

「入学して何年目の中退が多いか」に関する情報は、個々の大学では把握していたとしても、日本全体について知りうるデータは必ずしも多くない。現状では、主に三つのデータから接近しうると考えられる。

第一に、文部科学省の『学校基本調査』からは、「最低修業年数より短い在学中で中退した学生数が、中退者数全体に占める割合」を推計できる。これを、修業年限4年の学部・学科への入学者について算出した「4年以内中退者構成率」（朴澤2012）は、2005年入学者の場合で84.5%

になり、国立に限ると 61.4%、公立は 68.0%、私立は 87.4%であるという<sup>1</sup>（朴澤 2016b）。したがって、最低修業年数より短い在学中で中退した学生は、私立大学で多いこと（濱中 2008）が裏付けられる。また、私立大学の値が、国公立全体との値と近いことも理解できる。ただし、以上の集計では「4 年以内」のうち、どの時点の中退が多いのかは把握できない。

そこで重要となるのが、第二のデータである、日本私立学校振興・共済事業団「学校法人基礎調査」である。私立大学に限られるが、中退者総数の学年別構成比を明らかにできるとされる。実際、旺文社教育情報センター（2009）は同調査の結果を紹介し、2009 年度の私立大学（短大を除く）については、学年別の中退者数が 4 年生（29.3%）や 2 年生（28.9%）で多く、以下、1 年生（24.6%）、3 年生（17.0%）、5・6 年生（0.3%）と続いていることを報告している。ただし、この「4 年生」や「2 年生」には、留年を経験した（ストレートに卒業や進級をしなかった）学生が含まれると考えられるため、「入学して何年目か」を正確に知ることは難しいように思われる。

第三は、読売新聞の「大学の實力」調査である（読売新聞教育ネットワーク事務局 2015）。入学後 1 年間の退学率（入学後 1 年間の退学者数が入学者数に占める割合）を大学別に公開しているのが大きな特徴である。同調査をもとに、2007 年度から 2009 年度の 3 年分のデータをプールしたデータセットを分析した姉川（2014）は、調査に協力した大学の平均で、入学後 4 年間の退学率が 8.0%であるのに対して、入学後 1 年間の退学率は 2.3%だったことを報告している。2.3 ポイントを 8.0 ポイントで除して、百分率に直せば 28.8%となる。先の「学校法人基礎調査」による結果と、概ね整合的な知見だと言えよう。

以上を総合すると、日本の大学生全体で見ると、修業年限 4 年の場合は、入学後 4 年以内の中退が多いこと、学年では 4 年生、2 年生、及び 1 年生が多い（それぞれが 3 割程度を占める）ことが示唆される。

### 3. 分析の焦点とデータ

上に見たように、「入学後 1 年間」や、「4 年生」の中退が多いことは、第 1 節で言及した 2 つの典型的な中退パターンを参照すれば、理解がしやすいように思われる。だが先述のように、「2 年生」については、少なくない留年者が含まれている可能性を考慮すると（この点は、「4 年生」も同様である）、これを「入学後 2 年目」として解釈することは難しいだろう。

このことを踏まえると、本章が考察すべき問題は次のように、非常に焦点が絞られたものと

---

<sup>1</sup> ただし、この「中退者数」は、あくまで試算で、正確には「卒業しなかったと推定される学生数」と呼んだ方がよい。それは入学者数から、「累積卒業者数」を減じた値である。累積卒業者数は「最低修業年数卒業生数」、「1 年」～「3 年超過卒業生数」、「4 年以上超過卒業生数」の総和とされる（朴澤 2012）。葛城（2004）も参照。

なる。すなわち、入学後 1 年目から 2 年目の間に、どれだけの学生が中退すると考えられるのか、という問題である。同様に、2 年目と 4 年目の間の中退の規模も分析する必要がある。以上の考察を通して、留年者（入学した後、ストレートに進級又は卒業をしなかった学生）を除いた形で、「中退の多く生じる学年」を明らかにする方法が得られると考えられる。

考察の手がかりとして、図 1 を参照したい。この図は、米国における大学中退問題の代表的な研究者の一人である、スティーブン・デスジャーディンズがレビュー論文の中で示した図を元に作成したものである (DesJardins, 2003)。

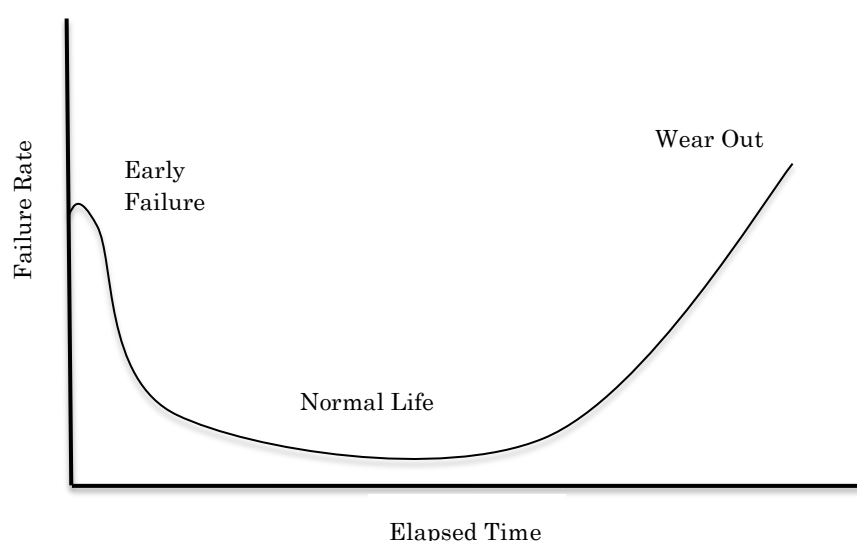


図 1 信頼性工学における「故障率曲線」

(注) DesJardins, 2003, p. 422 に掲載された「Figure 8.1: Failure Times of Electronic Components」に基づく。

デスジャーディンズは、家電量販店における店員との会話を紹介する中で、テレビを購入する上では、故障が多いのは初期不良の場合が多いから、無償修理のオプションは 1 年保障を付けるだけで十分だ、というやりとりを言及している。これは信頼性工学の分野における「故障率曲線」(バスタブ曲線)の考え方に基づくものである。そして、大学中退のタイミングを考察する上でも、基本的には同様の枠組みで分析できるというのが同論文の趣旨である (DesJardins, 2003)。

図 1 の「Failure Rate」はしばしば「故障率」と訳されるが、大学中退を電気機器の故障になぞらえるのは、(論文の冒頭部分だけとは言え) 日本的感覚とは大きく異なると感じられるかも知れない。もっとも、氏が解説するイベントヒストリー分析は当初、人口学における寿命研究

や、医学研究で用いられたとされるし (DesJardins, 2003)、米国では従来から、退学の要因を説明するモデルとして、(カレッジ・インパクト研究の系譜における)「工場モデル」と「病院モデル」を対比する見方が存在したことからも (丸山 1984)、分析上の視点としては、十分ありうるということだろう。

日本における大学中退のタイミングを考察する場合にも、上の曲線を当てはめることができるなら、中退リスクが高いのは、入学して日が浅い時期 (1年目) と、しばらく在学を続けた後 (例えば、4年目以降) である可能性が示唆される。果たしてそうか、実際にデータを見てみる必要があるだろう。個別大学の学籍情報を基礎にしたデータが利用できるなら望ましいが、本章では、サンプリング調査によるデータを使用する。

分析に用いる「全国高校生調査」は、日本全国の高校3年生 4,000人 (男女各 2,000人) を対象に、2005年11月に行われた質問紙調査 (第1回調査)、及びその回答者に対する一連の追跡調査で構成されている<sup>2</sup>。図2に示す通り、追跡調査は2006年3月 (第2回調査)、2006年11月 (第2回補充調査、第3回調査)、2008年1月 (第4回調査)、2009年12月 (第5回調査)、2011年2月 (第6回調査) の5回にわたって行われた。第1回調査では、調査対象となった高校3年生の保護者 4,000人を対象とする調査も行われている (父、母、その他の保護者のいずれかが回答)。

本章では以上のうち、第3回調査、第4回調査、及び第5回調査のデータを用いる。すなわち、高校卒業直後に大学に進学した場合、それぞれが入学して1年目、2年目、4年目に対応している。用いるケース数は、それぞれ第3回調査が 2,906、第4回調査が 1,990、第5回調査が 1,534 である (第4回調査に対し、多くの設問で無回答だった1ケースを除いたために、図2と異なっている)。最初の第1回調査 (4,000) に比べ、ケース数がかなり少なくなっていること、また、サンプル脱落に伴う偏りが生じている可能性が高いことから、本章の分析には大きな限界があることを、あらかじめ明記しておきたい。

---

<sup>2</sup> 同調査は、平成17年度～平成21年度日本学術振興会科学研究費補助金 (学術創成研究費)「高等教育グランドデザイン策定のための基礎的調査分析」 (研究代表者・金子元久) の交付を受けて実施された。調査の概要については、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター (2007) を参照。同調査を用いて、高校生の大学進学行動を分析した研究には小林 (2008) などがある。なお、本文中の同調査の説明では (また、後の注での変数の説明においても)、記述の一部が朴澤 (2016a) と重複している。ご寛恕を請う次第である。



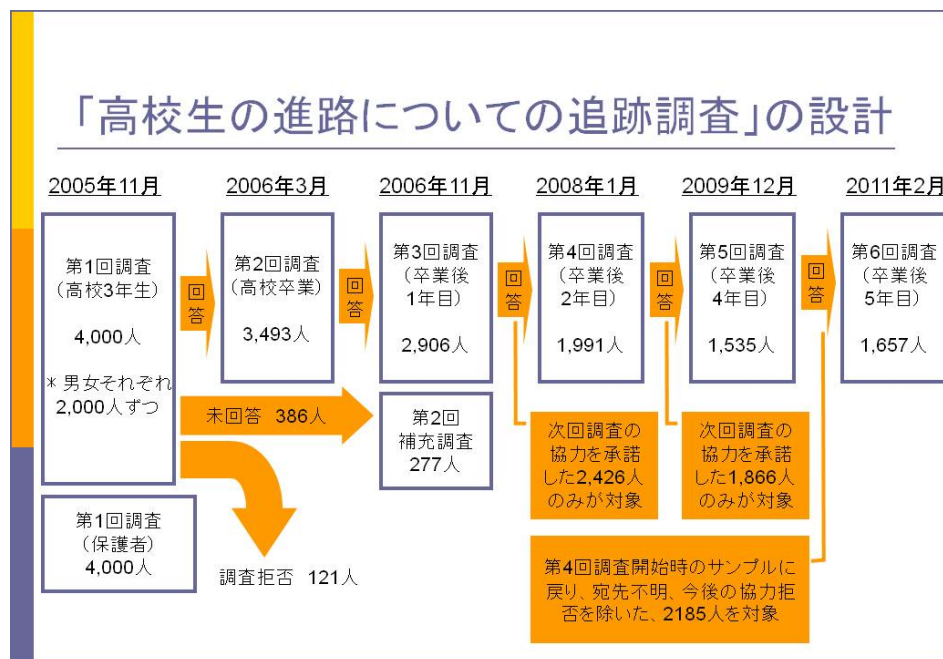


図2 「全国高校生調査」の設計

(注) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターのウェブサイトに掲載された図「『高校生の進路についての追跡調査』の設計」に基づく(最終アクセス日は2016年3月1日, <http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat81/>)。

#### 4. 調査回答者の属性

入学後1年目から2年目の間に、そして2年目と4年目の間に、どれだけの学生が中退するかについて分析する前に、「全国高校生調査」の第3回調査、第4回調査、及び第5回調査の回答者属性をまず押さえておきたい。すなわち、表1には性別、高校3年生時点の居住地、高校3年生時点の両親年収<sup>3</sup>、中学3年生当時の成績のそれぞれについて、第1回調査の回答分布と、第3回～第5回調査の回答分布を掲載した。

表1から読み取れるのは、追跡調査の後の回になるほど、女子の回答者の割合が高くなることである(第1回調査では50.0%だが、例えば第5回調査では56.1%)。よって男子の方が、より脱落していく傾向があると言える。地域については、高校3年生時に三大都市圏(南関東・東海・近畿)に居住していた人の割合が、後の回では多くなっている(例えば、第1回調査では51.3%、第5回調査は57.3%)。両親年収については、あまり分布に大きな違いが認められな

<sup>3</sup> 第1回調査の保護者票では、父親、母親それぞれの税込み年収を、「500～700万円未満」などと尋ねている。この各年収のカテゴリに中間値を割り当てて、両親で合計した値。父又は母の年収の無回答は欠損値として扱ったが、保護者票の年齢・職業・学歴・年収の全てが無回答の父(又は母)の場合は、欠損でなく不在と見なし、当該年収は0円とした。

い。中学3年生時の成績は、後の回になるほど「上のほう」の構成比が高いっぽう（例えば、第1回調査では22.7%、第5回調査は27.0%）、「中の下」や「下のほう」の構成比は低いようだ。

表1 「全国高校生調査」の回答者の属性

	第1回調査 (2005年11月)	第3回調査 (2006年11月)	第4回調査 (2008年1月)	第5回調査 (2009年12月)
<b>性別 (%)</b>				
男子	50.0	48.5	44.9	43.9
女子	50.0	51.5	55.1	56.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
<b>高校3年生時点の居住地 (%)</b>				
北海道・東北・九州・沖縄	23.8	23.4	22.1	21.6
北関東・甲信越静・北陸・中国・四国	25.0	22.2	21.0	21.1
南関東・東海・近畿	51.3	54.4	56.9	57.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
<b>高校3年生時点の両親年収 (%)</b>				
400万円以下	15.7	14.3	14.0	13.5
400～600万円以下	20.1	19.3	19.2	19.9
600～800万円以下	22.9	23.6	23.4	23.8
800～1,000万円以下	18.2	19.6	20.6	20.3
1,000万円超	18.0	18.5	18.8	18.6
無回答	5.1	4.7	4.0	3.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
<b>中学3年生当時の成績 (%)</b>				
上のほう	22.7	24.0	25.8	27.0
中の上	23.6	24.1	24.0	24.7
中くらい	29.9	29.5	28.8	27.5
中の下	14.7	14.1	13.5	13.4
下のほう	9.1	8.3	7.8	7.3
無回答	.1	.0	.1	.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
<i>N</i>	4,000	2,906	1,990	1,534

以上と同様に、高校3年生時点（2005年11月）の大学進学希望、高校卒業後1年目（2006年11月）の大学在学状況、高校卒業後2年目（2008年1月）の大学在学状況、そして高校卒業後4年目（2009年12月）の大学在学状況の回答分布を、各回について整理したものが表2である。これを見ると、後の回の調査になるほど、高校3年生時点で大学進学を希望していた回答者の割合が高いことがわかる（例えば、第1回調査で56.7%、第5回調査で63.0%）。

表 2 「全国高校生調査」の回答者の大学進学希望・大学在学状況

	第1回調査 (2005年11月)	第3回調査 (2006年11月)	第4回調査 (2008年1月)	第5回調査 (2009年12月)
<b>高校3年生時点(2005年11月)の大学進学希望(%)</b>				
大学進学を希望	56.7	59.5	61.5	63.0
それ以外	43.4	40.5	38.5	37.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
<b>高校卒業後1年目(2006年11月)の大学在学状況(%)</b>				
大学に在学	-	48.6	51.0	52.4
それ以外	-	51.4	49.0	47.6
合計	-	100.0	100.0	100.0
<b>高校卒業後2年目(2008年1月)の大学在学状況(%)</b>				
大学に在学	-	-	57.2	58.6
それ以外	-	-	42.8	41.4
合計	-	-	100.0	100.0
<b>高校卒業後4年目(2009年12月)の大学在学状況(%)</b>				
大学に在学	-	-	-	58.1
それ以外	-	-	-	41.9
合計	-	-	-	100.0
<i>N</i>	4,000	2,906	1,990	1,534

## 5. 大学中退のタイミング

最後に以上を踏まえて、「全国高校生調査」による中退タイミングの分析を行おう。その結果は図3に示した。

図3で行った分析は、次のようなものである。まず、第3回、第4回、及び第5回の3時点とも、大学在学状況に無回答のないサンプルに限り、かつ、高校卒業後1年目(第3回調査)の時点で受験浪人だった回答者を除いた<sup>4</sup>。すると、高校卒業後1年目の時点で大学に通っていた回答者は804人となる。うち、高校卒業後2年目(第4回調査)時点でも大学に通っていた人の割合は99.005%であった。それ以外の人を中退と見なせば、0.995%となる。以上が図3の(1)に示されている。ケース数が少ないため、慎重な解釈を要するが、約1%という値は、入学後1年目から2年目にかけての退学があまり多くない可能性を窺わせるものである<sup>5</sup>。

いっぽう、高校卒業後2年目の時点で大学に通っていた回答者803人のうち、高校卒業後4

<sup>4</sup> 調査票に「大学・短大・専門学校の受験勉強」に最も時間を使っていると回答した人を、いわゆる受験浪人と見なした。

<sup>5</sup> 第3回と第4回の2時点のみ、大学在学状況に無回答がないサンプル(そのため、第5回調査には脱落又は無回答の可能性はある)を用いて分析しても、結果は同様であった(図3の【参考】欄を参照)。

年目（第5回調査）時点でも大学に通っていたのは、図3の（2）に見るように96.015%であった。それ以外の割合は3.985%である。あくまで今回の調査の場合、4%ほどの人が、2年目から4年目の間に退学していると考えることができる。

もともと、1%にしる、4%にしる、サンプリング調査から得られる値である以上は、ほぼ誤差の範囲に近いものと言える。本章の集計結果はあくまで一つの試みであり、さらに別のデータによって、繰り返し分析を重ねることが望まれよう。

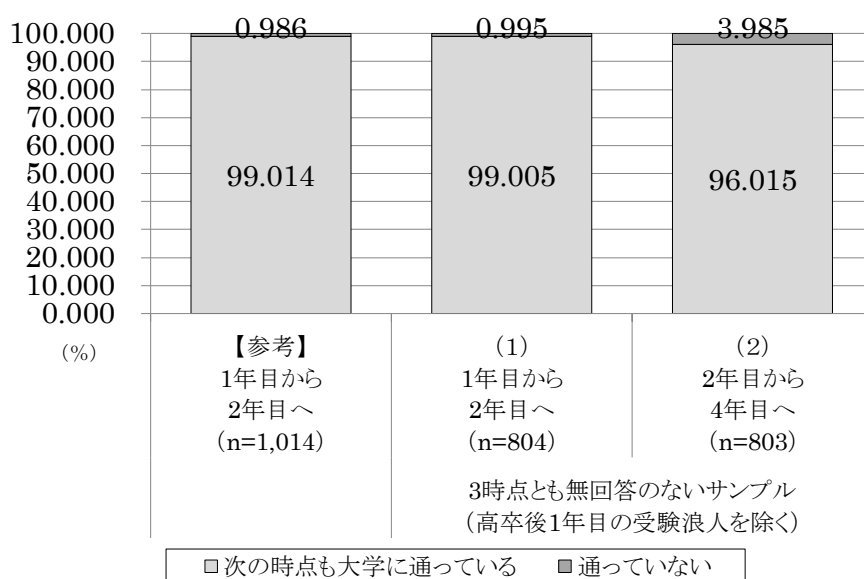


図3 大学在学者の1年後（2年後）の大学通学状況

## 6. おわりに

本章では、「全国高校生調査」の再分析を行い、大学中退のタイミングに関する考察を行った。既存のデータから明らかになる事実を踏まえれば、入学後1年目から2年目の間に、そして2年目と4年目の間に、日本の大学生全体のどれくらいが中退するのかが、未だ把握できていない問題となる。

そこで、サンプリング調査である「全国高校生調査」の分析によって、この問題への接近を試みたところ、入学後1年目から2年目にかけての中退はほとんどなく、2年目から4年目の間の中退も、数%ほどである可能性が示唆された。今回は、慎重な解釈を要する、制約の大きいデータを用いた分析にとどまったが、第2節から第3節にかけて述べた考察の枠組み自体は、基本的には有効だと考えられる。別の機会に、さらに体系的なデータを用いた分析が必要とされよう。

文部科学省先導的大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」

## 参考文献

- 姉川恭子, 2014, 「大学の学習・生活環境と退学率の要因分析」『経済論究』第 149 号, pp. 1-16.
- 旺文社教育情報センター, 2009, 「教育資源の喪失、教育投資の損失につながる“中退”問題！——19 年度中退者は、高校生 7.3 万人（中退率 2.1%）、私大生 5.3 万人（同 2.7%）」.
- 葛城浩一, 2004, 「我が国における卒業率と非卒業率の測定」山崎博敏編『大学における教育研究活動のパフォーマンス・インジケータの開発』科学研究費補助金研究成果報告書, pp. 91-100.
- 小林雅之, 2008, 『進学格差——深刻化する教育費負担』筑摩書房。
- 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター編, 2007, 『高校生の進路追跡調査 第 1 次報告書』。
- 濱中義隆, 2008, 「『学生の流動化』と進路形成——現状と可能性」『高等教育研究』第 11 集, pp. 107-126.
- 朴澤泰男, 2012, 「学校基本調査にみる中退と留年」『IDE—現代の高等教育』No. 546, pp. 64-67.
- , 2016a, 『高等教育機会の地域格差——地方における高校生の大学進学行動』東信堂。
- , 2016b, 「奨学金は大学中退を抑制するか——時系列データを用いた検討」『季刊家計経済研究』第 110 号, 近刊.
- 丸山文裕, 1984, 「大学退学に対する大学環境要因の影響力の分析」『教育社会学研究』第 39 集, pp. 140-153.
- 読売新聞教育ネットワーク事務局, 2015, 『大学の實力 2016』中央公論新社。
- DesJardins, Stephen L., 2003, “Event History Methods: Conceptual Issues and an Application to Student Departure from College,” John C. Smart ed., *Higher Education: Handbook of Theory and Research*, Vol. 18, New York: Springer, pp. 421-471.

文部科学省先導的大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する  
実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」

## 第3章 大学訪問調査

岩田 弘三（武蔵野大学）

大学の中退に関して、経済的な要因は直接影響する場合もあるが、アルバイトや授業出席への影響など、複雑なプロセスを経て、中退に至る場合も多いと考えられる。このため、大学の中退やそれに関連する休学あるいは授業料滞納などとの関連を明らかにするために、設置者及び地域及び規模および先の文部科学省調査の各大学の中退率を考慮して、国立大学と私立大学から計 20 校（国立 5 校、私立 15 校）を選定し、学生支援担当部署や学生相談室等に実地調査を行った。公立大学については、平成 24 年度の文部科学省調査によると、中退者がきわめて少ないため、調査対象としなかった。調査内容は、中退や休学あるいは出席状況や履修状況・アルバイトの状況などと学生への経済的支援（授業料減免・奨学金など）との関連について、既存データを収集するとともに、担当者へのヒアリングを行い、中退・休学に至るパターンを明らかにすることに努めた。調査は原則として委員 2 名あるいは委員 1 名と研究協力者 1 名で実施した。また、文部科学省の担当者も 2 校について同行して調査にあたった。その過程で、中退や除籍の定義や休学中の授業料の扱いなど、中退者の現状だけでなくこれらに関連する現在の問題点も明らかにした。お忙しい中、調査にご協力をいただいた各大学の関係者にこの場を借りて御礼申し上げる。

### 1. 調査の概要

#### 1. 調査協力校

調査協力校は全部で 20 校である。設置者や大学の規模、学部構成、地域性を考慮して 20 校を選定して訪問調査した。大学訪問調査のメモの掲載について、掲載を了承していただいた 17 校は表 1 のとおりである。長時間の調査や資料作成にご協力いただいた大学の関係者に改めて感謝申し上げたい。

表 1 調査協力校一覧（五十音順）

設置者	大学名	設置者	大学名
私立	茨城キリスト教大学	私立	東京工科大学
私立	関西学院大学	私立	東京理科大学

国立	九州大学	私立	日本女子大学
私立	敬愛大学	国立	北海道教育大学
私立	國學院大学	私立	広島経済大学
国立	静岡大学	私立	武蔵野大学
私立	尚綱学院大学	私立	立命館大学
私立	仙台大学	国立	琉球大学
私立	千歳科学技術大学		

## 2. 調査方法

あらかじめ質問項目を調査票形式で作成し、調査協力校に送付し、記入していただき、これについて、訪問調査で詳しく尋ねるという方法を採用した。これは、調査時間を節約するとともに、正確な数字等を得るために取られた。

## 2. 大学訪問調査結果の概要

中退・除籍者数などの数値をもとにした傾向は、全国大学アンケート調査に譲るとして、ここでは、それ以外のヒアリング調査結果の概要を記すことにしよう。なお、ここでは、大学訪問調査メモの記録が掲載されていない大学についても、そのような意見があったことを、アルファベット表示の大学名で示してある。

### 1 中退と除籍

どの大学でも、中退と除籍は学則によって区別されている。一般的には、以下のような条件に該当する場合には、除籍扱いとなっている。①学費未納。②休学期間が規定する年限を超えた場合。③在学年数が規定する年限を超えた場合、である。これに対し、本人の希望により退学する場合は、中退となっている。具体的にいえば、退学届けを提出した場合が中退扱いとなっている。なお、死亡・懲戒による退学の場合も中退に含まれる。

ただし、例外的に、T大学のように、授業料未納による除籍は行っていないところも存在する。また、G大学のように、中退と除籍は、学費を納入したかどうかだけの相違とする大学もある。このように、中退と除籍の区別については、全ての大学に共通する、統一基準・定義は存在しない

中退と除籍で、再入学・成績証明書の発行などについて、退学後の処遇面としてどのような差をつけるかについても、大学によって差異がみられる。たとえば、O大学では除籍者については、成績証明書なども発行しない方針を取っている。これに対し、M大学のように、除籍者に対しても中退者同様に、再入学・成績証明書を発行するといった具合に、退学後の処遇が実



質的に変わらない大学も存在する。

なお、第1に、学費延納を年度末近くまで認め、最終的には、その段階での未納者を除籍処分にする場合が多くみられる。のみならず、それより幾分早い時点で、大学側が学費延納期限を切っている場合でも、教授会などの承認をへなければならぬ結果、中退承認・除籍処分の確定が、3月までずれ込むことも多い。第2に、授業料を払った時点まで遡って、退学扱いにするといった処置を採る大学もみられる。このため、中退と除籍による退学者数とも、とくに年度末つまり3月で突出する傾向がある。これは、退学者数の集計調査を行うときの重要な注意点となる。

また、第2の点とも関連して、最近では、除籍者については、退学理由が分からないといった情報不足を解消するため、本人もしくは保護者に連絡をつけるように徹底した努力をし、除籍者を出さないようにしている大学も出てきた。このような試みが広がれば、より正確な退学理由の把握が可能になる。そしてその結果、より有効な退学防止策の展開につながっていくことになると期待される。

## 2 授業料滞納理由

授業料滞納理由は、さまざまとされる（D大学）。そして、授業料未納による除籍は、経済的理由によるものだけには限られない。そのような指摘も、多くの大学から聞かれた。つまり、経済的以外の理由で退学を早期に決めた学生が、授業料の支払いを惜しんで、未納を決め込む場合も多々みられるとされるからである。

## 3 授業料納付方法

授業料の払い込みは、一括納入制度を併用しているかどうかは別として、基本的にはどの大学でも、半期ごとの納入方法を採っている。そして、どの大学でも授業料延納を認めている。さらに、分納まで認めている大学も、6大学（C・F・I・O・P・Q）存在する。

なお、授業料未納者に対しては、どの大学でも、以下のような手段を段階的に講じている。①本人への電話・手紙などによる督促や事情確認。②保護者への手紙による督促や事情確認。③このまま未納状態がつづけば、除籍になる旨を告げる警告の手紙の送付。などの手続きである。

## 4 退学理由

退学者は、どの大学でも、1年生と4年生に突出して多い。1年生に多い理由は、不本意入学者や、その大学の不適應者が辞めていくためである。4年生の場合は、5年生以上の学年となる留年生が、制度上の身分としては4年生にカウントされるからである。

経済的理由だけを原因とした退学は、数の上ではごく少数である。ただし、学費捻出のため

のアルバイトがもとで、学業不振になる学生もいる。さらに、就職を退学理由とする退学者のなかには、その背景として、経済的困難も要因の一つとなっている可能性を指摘する大学もあるからである（いずれもC大学）。このように、単一選択式の退学理由をもとにした集計の上では、経済的理由として計上されない場合でも、経済的理由が複合的に絡んで、退学に至るケースも、ごく少数とはいえ報告されている。

なお、経済的理由によつての深夜アルバイトを行っている学生が、勉学に意欲を失い、退学にまで至るケースはきわめて少ない、との指摘があることも特記しておきたい（O大学）。

純粋な経済的理由による退学のなかには、以下のケースなども含まれる。①成績不振により奨学金が支給されなくなったがゆえに、退学するケース。②留年確定に対し、保護者が次学期以降の学費負担を許可しないケース、である（いずれもC・P大学）。

## 5 休学

休学期間は、通算3年間までという大学（A・Q大学）、2年間までという大学（L・M・O大学）に分かれる。ただし、休学期間の学費については、以下のように、さまざまなパターンがみられる。①休学期間は学費を徴収せず（国立大学、H・R大学）、②授業料の半額（M・O大学）、③施設設備費の半額（N大学）、④授業料を除く学校納付金の減額（R大学）、⑤定額を徴収（K・T大学）といった具合である。

なお、S大学のように、休学者に対してフォローを行っている大学もある。S大学では、通年休学者については、8月～10月頃に電話等で状況確認を行っている。さらに、J大学のように、休学者に対して、より手厚いサポート体制を採る試みを開始した大学もある。J大学では、「休学についてはこれまで学費負担はなかったが、休学に結びついてしまうことから、休学在籍料を徴収し、休学者サポートを行うこと」に踏み切った。具体的にいえば、「休学者には定期連絡を入れ、メンタルにも配慮し、休学者ガイダンスを実施」する、という取り組みを採り入れている。

## 6 学生への相談窓口

どの大学でも、担当の事務がかかわることもあるものの、基本的にはアドバイザーなどの担当教員が中心の相談窓口になっている。ただし、D大学のように、学生支援専門のセンターを設置している大学もある。

## 7 経済的に困難な学生に対するワークスタディ

国立大学では、どの大学でも、文部科学省「学内ワークスタディ」予算を利用して、実施している。私立大学では、5大学（F・H・L・R・T大学）が実施している。

ただし、ワークスタディに採用されることによって、その学生が家計の苦しい学生であることが、他の学生に知れてしまわないよう、相当気をつけているという（A・D・R大学）。

## 8 JASSO 奨学金の中退防止に対する有効性

有効と回答した大学は、9大学（C・D・E・I・L・M・O・R・S大学）に登り、多くの大学はその効用を認めている。しかし、奨学金を親が使っているケースもある（H・J大学）。のみならず、奨学金が学費ではなく生活費に回されていることもある、とされる。それゆえ、一概に役に立っているとはいえない、と回答した大学も3大学（F・G・Q大学）存在している。

なお、近年における報道の影響もあり、経済的に苦しい学生でも、将来の借金を恐れ、貸与奨学金を借りない傾向（貸与奨学金離れ）がみられるという（L・T・Q大学）。

## 9 国への要望など

①授業料減免補助金・給付型奨学金の拡を要望する大学が、11大学と多数に達した（A・E・G・H・J・M・P・Q・R・S・T大学）。ついで、第1種奨学金の増額・枠拡大を要望する大学も、6大学にのぼった（E・G・J・M・P・R大学）

②留年した場合にも、奨学金を継続して受給できる制度を要望する声も聞かれた（E・J大学）。

その他、1大学に限られる声ではあるものの、次の③～⑤のような傾聴に値する要望があったことも、記しておきたい。

③「緊急的に学費（授業料）等が必要になった学生にとっては、日本学生支援機構奨学金は月額貸与が基本であるため、授業料分の金額を用意するためには、複数月分の貸与金額が必要になる。そのため、授業料等の納付期限に間に合わずに退学等をせざるを得ない場合もある。この場合、貸与要件を限定して『緊急的に学費分（授業料相当額）を支援』する制度があれば、授業料未納で大学を中退することになる学生を、未然に救済できると考えられる」（C大学）。

④「新規申込みでは、学業成績が優秀または単位を標準以上修得していなければ、奨学金を受給することはできない。病気（特にメンタル面）で単位が修得できない者や、生活費を稼ぐためにアルバイトに従事せざるをえないために、学業に専念」することが困難であるゆえに、「学力基準を満たすことが出来ず、奨学金の貸与が受けられない者もいる。第2種奨学金（利子付）に限り、低収入の場合に、学力に関係なく貸与できるような特例措置を設けるなど考慮してほしい」（E大学）。

⑤親とは独立して学費・生活費を賄っている学生については、JAASO 奨学金の受給条件を、親の所得基準ではなく、本人の経済状況も斟酌できるようにして欲しい（E大学）。この点は、

専門学校学生の場合には、より深刻な問題になっている可能性が高いことを、付記しておきたい。

⑥また、先述したように、親が奨学金を使っているケースも指摘されている（H・J大学）。のみならず、「授業料等まとまった金額の納入が困難なケースも多数見受けられることから、JASSOが授業料相当額を大学へ直接納入する方法の奨学金制度も検討いただきたい」との要望も寄せられている（F・S大学）。

⑦最後に、とくに予約奨学金制度に関して、高校時代の奨学金の説明に高校ごとに、ギャップが存在するとの問題点を指摘する声もあった。その改善は、延滞防止のためにも是非とも必要だとされる（F・R・S大学）。

### 3. 各大学の事例

以下、調査協力校のうち、掲載を了承していただいた大学の事例を示す。なお、これらの事例は、調査協力校に提出していただいたものに、調査対象校が特定できないように、修正を加え、協力校の了承を得て掲載するものである。

## A 大学（国立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

<p>(1) JASSO 奨学金</p> <p>・ 第1種：254名、第2種：349名、併用：44名＝ 合計：647名（51.7%）。</p> <p>なお大学院は第1種 17名 第2種 3名 併用0名（大学院生全体の約33%）。</p> <p>(2) その他の奨学金（7名）</p> <p>市町村の奨学金（6名）、あしなが育英会（1名）。</p> <p>道外からの案内も来ることは来る。</p> <p>(3) 大学独自の教育支援基金を設立し、優秀な学生（学部2年～4年）への奨学金の支給を実施。毎年全学の各学年より計15名、大学院は全学で計5名で、総計20名にそれぞれ10万円の給付の奨学金。成績と人物。</p> <p>(4) 授業料免除・猶予制度、入学料免除・猶予制度（他の国立大学とほぼ同様）。</p> <p>※採用は毎年予算で採用に変化がある。全国の同一学部系統大学の中で本学はトータルの割合は低い。</p>
---

#### 2) 日本学生支援機構奨学金の不採用状況について

<p>H27年度（学部） 第1種応募者24名中3名不採用、第2種応募者17名中、不採用はなし。</p> <p>（大学院）第1種応募8名中2名不採用、第2種応募2名中、不採用はなし。</p> <p>○不採用の理由は、所得が高かったため。</p> <p>○第1種での不採用者は第2種で採用されている。</p>
--

#### 3) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

<p>東日本大震災被災者に、入学検定料返還、入学料免除、授業料免除。</p>
--

#### 4) 貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

<p>・ 学生寮の活用。男子学生の場合は、定員90名はほぼ全員埋まる。寄宿料月額4300円、その他諸経費10,700円。人気があり、倍率1.6倍。女子は72名中54名。寄宿料月額1,800円、その他8,300円。</p> <p>・ 大学院で現職教員の入学料免除（約30万円）（申請者全員）。</p>
---

5) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

平成 24 年度学生生活実態調査によると「経済的支援に対する本学の取り組みをどう思いますか」に対し、「大いに評価する」21%、「ある程度評価する」62%で、肯定的な評価が全学で 83%。残りは評価しない者だが、「経済的困窮者への支援が不十分」10%、「経済的支援に不公平感がある」6%、などとなっている。奨学金で学費を捻出している学生はいると思う。

2. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

	退学	除籍	合計
2011 年度	0.80%	0.16%	0.95%
2012 年度	1.35%	0%	1.35%
2013 年度	1.11%	0.40%	1.50%
2014 年度	1.28%	0.16%	1.43%
2015 年度 (12/1 時点)	0.57%	0%	0.57%

学年としては、学部 4 年生と大学院 2 年生（留年生を含む）に多い。

なお、2015 年度の数字が低いのは、中退者が出るのは 3 月に多いため。

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

・退学

本学学則では、「退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可をうけなければならない」と規定されている。

・除籍

同じく、次のとおり規定されている。

学長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学生を除籍することがある。

- (1) 長期わたる欠席その他の自由で成業の見込のないとき。
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可になった場合又は半額免除を許可された場合及び徴収猶予期間が満了した場合において、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないとき。
- (3) 授業料の納付を怠り督促を受けても納付しないとき。

- 3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

・退学の理由

本学での退学理由は、進路の再考・変更が多く（全体の4割）。

成績不振や教育実習などでの感触による進路変更。

経済的理由は全体の1割程度。

- 4) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

中退をしてしまうと、把握できなくなる状況にある。だから、中退後復学できる制度を中退前に紹介するようにはしている。

- 5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

授業料未納により除籍となった者に対し、復籍が可能となる制度がある。

本学授業料未納に係る除籍及び復籍に関する取扱要項では、

「除籍の日の翌日から起算して、学部学生にあつては3年以内、大学院学生にあつては2年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付し、復籍の願い出があつた場合は、当該所属校の教員会議の審議を経て、復籍を許可することができる。」

と規定されている。

この制度にて、平成26年3月に授業料未納により除籍となった者が、未納の授業料相当額を納付し、平成27年3月に復籍と同時に卒業した例がある。

○中退後は基本的には復学はほとんどいない。

- 6) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）

・修学支援担当の窓口相談に来てくれれば、対応する。例えば、4)のような制度を紹介し、活用してもらう。教員も相談体制の中に加わっている。ゼミの形で同一の教員と関わるので、関わりの中で学業はもちろん、アルバイト等の経済状況を教員が自然と理解できるほど学生と教員の距離に近いのが本学の特色である。4)の復学から卒業した例はそういった指導体制の一つの事例である。

・なんでも相談室を設置しており、そこから対応ができる部分もある。

・授業料徴収猶予制度は4か月。この手続きは、免除制度と一緒。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

#### 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

	全学生に占める休学者比率	備考
2011年度	1.83%	
2012年度	2.87%	
2013年度	1.82%	
2014年度	1.27%	
2015年度(12/1時点)	2.02%	

#### 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

休学の主な理由(2011-2015の休学者合計に対し): 病気(25.2%)、進路再考(24.4%)、経済的理由(12.2%名)、留学(9.8%)。

メンタル面が1番多く(進路再考にはメンタルも影響している)、2番が経済的理由。成績不振には複合的な要因が絡んでいる。

#### 3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

○休学期間は6か月、1年単位。

通算3年まで可能。

休学期間は学費を払わなくてよい。

※休学は上級学年が多い、という特徴を持つ。



#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

###### ○平成 27 年度前期分

6 月末 18.3%

8 月末 10.3%

9 月末 2.3%

(これらの何割かが授業料免除になるため、多いという部分もある)

###### ○平成 27 年度後期分

12 月末 5.4%

1 月末 4.3%

##### 2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

###### ○学費納入方法

本学債権管理及び集金徴収事務取扱規則では、授業料は、年額を前期分と後期分に分け、各期に指定された日までに納付するよう規定している。

納付方法は、学生若しくは保証人が持つ金融機関からの口座引き落としとしている。

###### ○未納継続者対応

各期に指定された日までに授業料相当額が未納の学生については、

①学内で督促の掲示を行い、それでも納付されない場合は、

②保証人宛に督促の通知を発送する。

その後も納付されず、授業料未納による除籍事由該当者については、

③本学授業料未納に係る除籍及び復籍に関する取扱要項の規定により、当該学生の学生指導教員と協同し、当該未納学生及び連帯保証人に対して除籍取扱いを説明し、授業料の納付について指導する。

##### 3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなものか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

母子・父子世帯や世帯に障害を持つなど、経済的に困窮度が高い世帯の学生が多いが、このような場合、授業料免除・猶予の申請をすることにより、全額又は半額免除・猶予の許可を受けることとなるが、成績不良の場合、必ずしもこのような世帯に属する学生がすべて許可とはならないため、授業料を滞納してしまう要因の一つとなっている。

**5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。**

1) 家庭の状況、特に経済的な面について（学費納入にまで影響が及ぶほど経済的に困難な学生）

- ・授業料滞納のケースと重なる。
- ・離婚、父が突然亡くなる。両親もいなくて、祖父母が年金のみで学生が働いているケースもある。
- ・本学の保護者の年収は、国立大学全体の平均よりも高くはない。
- ・ギリギリのところでは何とか食いつないでいる学生もいる。

2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

<経済的状況>

- ・H24年度学生生活実態調査より、「問20 あなたの現在の生活は、どのような状況ですか」に対し、余裕がある12%、普通63%、苦しい21%、非常に苦しい4%。

<アルバイト>

- ・同調査より、アルバイトについての有無は「している」73%、「探している」15%、「していない」12%。
- ・職種は：家庭教師・塾講師25%、軽労働56%
- ・週あたり日数：平均で全学は2.76日
- ・アルバイトの平均収入：3～5万円くらい。
- ・アルバイトの学業への影響は、「ほとんど支障がない」54%、「授業にある程度の影響が出ている」46%。

○大学周辺にアルバイト学生は多くいる。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

- ・ワークスタディ制度の活用（内容は、図書館業務。自転車の整理。除雪の補助、校内の草刈り、オープンキャンパス、広報のモニター、危険個所の監視、時給900円）。導入初年度なのでPRが足りていない。ただし、PRしすぎると、「家計が苦しい」ということをアピールすることになるので、気を使うこともある。継続的なもののほうがよいのではないか、という要望を学生との懇談会で得ている。
- ・大学院生についてはTAの斡旋など。

**6. その他（設問以外で何かあれば）**

○本学の自宅生の割合は25%で、大部分は実家を離れている。このため学生の74%は半径2キロ以内に居住

している。

○他の国立大学に比べ授業料免除の枠が少ない。

(予定)平成28年度中期計画において、全額免除許可者の割合を申請者に対し、これまでの10%弱から15%に増加させる計画を立てている(毎年在籍者の約2割が申請している)。また、家計困窮度の高いものへの全学免除の割合を増やすため、選考方法、選考基準の見直しを計画している。

○要望：授業料免除拡大の予算。給付型奨学金の拡大。

- ・正規採用で就職できないと、貸与だと返還が難しくなる。
- ・人材を育てるという意味では、教育は未来への投資なので、学生支援関係の予算を増やしてほしい。

## C 大学（国立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

(1) JASSO 奨学金					
区 分	日本学生支援機構奨学生数				
	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
学部合計	704	748	727	976	3,155
大学院合計	237	242	17	-	496
<p>応急採用・緊急採用 学部生 0 名 大学院生 0 名</p> <p>不採用状況について</p> <p>第 1 種 学部生 14 名 大学院生 0 名</p> <p>第 2 種 学部生 5 名 大学院生 0 名</p> <p>不採用理由</p> <p>第 1 種：学力不足が 2 名、家計基準不適格者が 12 名（枠不足の問題ではない）</p> <p>第 2 種：家計基準不適格者が 5 名</p>					
(2) 民間団体奨学金（平成 27 年度の採用状況）					
給付型奨学金					
団体数： 30 申請者数： 133 名 給付者数： 42 名					
貸与型奨学金					
団体数： 22 申請者数： 7 名 貸与者数： 7 名					
不採用理由（給付型のみ）					
財団からの選抜指定がない場合は、一定条件の学力を満たした学生の中から、家計困窮度の高い学生を推薦している。					
不採用者は、主に採用人数枠を超えた応募者があった財団や他の財団との重複申請による。					

#### 2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

該当なし

#### 3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

家庭からの支援が受けにくい学生にとっては、JASSO 奨学金の貸与及び本学授業料減免制度における学費免除が生計の一助となっていることから、学生の中退防止策としては有効である。

#### 4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

- 〇〇基金奨学金  
前期又は後期の授業料免除において、本学の全額免除の基準を満たした適格者でありながら、免除予算の関係で、半額免除になった学生のうちから、家計困窮度の高い5名（前・後期で10名）に、当該学生の授業料半額相当額を奨学金として支給する。  
（年間133万円強、大学基金の一部、取り崩す状態）
- 〇〇奨学金（E学部学生）  
一般入試（前期日程）の成績優秀者5名（工学部の各学科1名）に奨学金25万円を1回給付する。
- 〇学士・修士・博士課程成績優秀者への授業料免除及び入学金免除（文科省の予算＋大学独自の予算、授業料免除と奨学金のダブル受給はできない、併給を避ける方針。成績評価に統一基準を作るのが難しい）  
・学士及び修士課程においては、各学部・研究科1名（又は2名）の成績優秀者に対して、最終学年1年分の授業料を全額免除する。  
・博士課程（大学院自然科学系教育部及び大学院法務研究科）では、入学定員の1割以内の学生に対して当該学期の授業料（入学金）を全額免除する。

#### 5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

- 〇 平成26年度の学内での学生雇用実績  
1,394名（TA・RA 578名）  
（学内謝金等 1,039名）延べ1,617名  
72,716千円（TA・RA 50,730千円）  
（学内謝金等 22,346千円）の雇用
- 〇 平成26年度に本学が雇用した学生の経済支援受給状況  
1,394名のうち、327名（23%）が授業料免除  
516名（37%）が日本学生支援機構奨学金の貸与者  
（内数）179名（13%）授業料免除者及び奨学金貸与者  
（大学周辺にアルバイト先が少ない。学生にとって、学内のワークスタディは時間を有効に利用できる。）
- 〇 雇用金額 72,716千円のうち、  
授業料免除、奨学金貸与学生への雇用金額 41,429千円（57%）
- 〇 雇用した学生 1,394名のうち、  
経済的支援を必要としている者（授業料免除、奨学金貸与学生） 664名（48%）

## 2. 中退の状況についてお聞きします。

### 1) 近年の貴学における中退の状況（人数、対応など）について

平成24年度 189名（学部131名、修士42名、博士12名、法務4名）  
平成25年度 188名（学部135名、修士39名、博士10名、法務4名）  
平成26年度 189名（学部136名、修士35名、博士17名、法務1名）  
平成27年度 48名（学部38名、修士5名、博士4名、法務1名）平成28年1月1日現在

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

除籍とは、授業料未納及び死亡。中退とは、除籍以外（一身上の都合など）。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

- ・ A学部では、6年間に在籍したあと、保証人（親）が授業料の負担を拒否。本人が自分で稼ぎ、授業料を支払うことになり1年半経済的理由により休学をした。その後復学したが、半年後にまた経済的理由により休学する。このときは2年間休学したが、結局、経済的理由により退学をした。
- ・ B学部では、経済的困難等が主たる退学理由・要因となっているケースは少ない。  
ただし、退学理由として「就職するため」という者の中に経済的困窮が1つの要因となっている可能性がないとはいえない。  
しかしながら、学生自身の考えにより大学を退学し就職することは、大学としても応援すべき側面もあることから、具体的な背景等までは把握していない。
- ・ C学部では、【学部生】進路の迷い・勉学意欲の喪失  
【大学院生】就職・勉学意欲の喪失・病気（メンタル系）  
※経済的理由による退学は過去3年間で大学院生1名。休学をして最終的には就職のため退学した。
- ・ D学部では、中退に経済的理由が関係するケースはあまりない。多くは学業不振、病気が原因。  
ただ、学費捻出のため、アルバイトで収入を得る生活を送っているうちに、学校に来なくなる、学校に来る余裕が無く、結果的に学業不振に陥り、退学していくケースがある。
- ・ E学部では、・身内が大病を患い、お金の工面が必要となったため
  - ・ 成績不振により、奨学金が支給されなくなったため
  - ・ 経済的理由により休学していた際、勤めていた会社から正社員として働くことを勧められたため（社会人）
  - ・ 学業を続ける意欲がない上、金銭的にも厳しく就職活動をするため
  - ・ 留年することが確定し、両親に学費を支払ってもらえなくなったため
  - ・ 母子家庭により、授業料の支払いが困難なため

（複合要素の存在、成績不振＋経済理由＋メンタルの問題とか。相談窓口はあるが、書類提出ほぼイコール決断。ネガティブなケースばかりではない。）

4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

- ・ A学部では、指導教員制により相談体制は取っているが、経済的支援はできないため苦慮している。
- ・ B学部では、授業料免除制度や指導教員による相談対応等があるが、その目的は退学を防止するためではない。学生自身で考え、大学で勉学を継続することより就職や他の進路をとることを決定した場合、

学生の意思を尊重する対応が多いと思われる。

また、親の経済状況が厳しく自力で在学できる方法を探している学生の相談に応じた結果、まずは休学しアルバイトで自身の力で在学資金を確保する道を選択した学生がいた。

- ・ C学部では、例えば家計支持者の死亡やリストラ、両親の離婚など、指導教員から学生の現状の連絡を受けたり、学生本人から相談を受けたりする場合があるが、本人と直接話して授業料免除、奨学金（貸与・給付）などの本学の金銭的援助の制度を紹介し、学生生活を継続するため、家族と相談していただくことを勧めている。
- ・ D学部では、学生指導週間をとおり、各指導教員が学生の実生活にまで踏み込んだ相談、指導をしている。経済的な援助は特になし。  
ただ、学部で管理している「福利厚生会」から、学費の一時貸付（無利子）をおこなっている。
- ・ E学部では、特になし

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

- ・ A学部では、経済的な理由の場合は、3月31日までに授業料の支払いが確認できなければ除籍となるため、継続はない。  
ただし、2年以内に願い出れば教授会の議を経て再入学を許可することがあることを伝えている。  
退学理由が経済的理由ではなく一身上の都合ではあるが、再入学した事例はある。
- ・ B学部では、指導教員と学生とのやり取りの中で、退学を考えていた学生が在学継続となった場合がある可能性はあるが、その有無は把握できていない。
- ・ C学部では、窓口で相談に来られた際は、話せる範囲で構わないという前提で、事情を聴く。  
学生が退学の意向を示した場合は、休学制度について紹介している。悩みや迷いがあると見受けられるケースもあるので、休学することでじっくりと考える時間が持て、冷静な判断ができる場合もあることを話している。  
しかし、退学の意志が固まっているのであれば、「退学願」の用紙を渡している。いずれにしても保護者ときちんと話し合うよう伝えている。  
その後の決断は、人により様々であったが、退学して、進路変更（就職）する人が多かった。復学の場合は、卒業や修了を目指すために、勉学に対する意欲を保てるよう、指導教員の理解と支えが必要だと感じる。
- ・ D学部では、学業不振の場合は、その問題点を整理し、卒業に導くケースもある。経済的理由にしても、アルバイトのし過ぎや、逆に一時休学をさせ、授業料をためるなどのアドバイスをしている。
- ・ E学部では、特になし

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後

について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

- ・ A学部では、学部側から積極的に対応・支援はしていない。  
再入学などの相談があれば、説明など行う程度。
- ・ B学部では、特になし。
- ・ C学部では、特に対応・支援はしていない。  
また、中退学生のその後の動向については、特に把握していないが、就職活動や他大学への入学を目指して勉強中だという情報が入ることもある。
- ・ D学部では、特になし。
- ・ E学部では、特になし。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

#### 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

平成 24 年度 397 名 (学部 327 名、修士 55 名、博士 9 名、法務 6 名)  
平成 25 年度 413 名 (学部 345 名、修士 49 名、博士 11 名、法務 8 名)  
平成 26 年度 369 名 (学部 298 名、修士 46 名、博士 19 名、法務 6 名)  
平成 27 年度 396 名 (学部 328 名、修士 41 名、博士 21 名、法務 6 名) 平成 28 年 1 月 1 日現在

#### 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

- ・ A学部では、退学のケースと同じく、保証人(親)は4年間の授業料について負担するが、留年した場合授業料の負担は本人とするケースがあり、学生本人がアルバイトなど行い授業料等蓄えるため休学する。
- ・ B学部では、
  - ・ 両親の離婚により経済的に困窮したため。
  - ・ 兄弟の大学進学に伴い家計が圧迫されたため。
  - ・ アルバイトの収入を授業料に充当するため。
  - ・ 親の経済的な困窮のため。
- ・ C学部では、本学部・本研究科での「経済的理由」による休学は、過去3年間において1名であり、それ以前にも殆どない。この1名は、休学中に家計の手助けをしながら就職活動をしており、その結果、就職が決まり退学した。
- ・ D学部では、大変に少なく珍しいケースだが、授業料が支払うことができないため、休学をし、授業料、生活費を貯める学生がいる。多くの学生はアルバイトと学業を両立している。
- ・ E学部では、
  - ・ 家族の病気により、家業を手伝うため
  - ・ アルバイトで学費と生活費を賄っており、体力的に就学が困難であるため



- ・家庭の経済的状況が厳しく、学費を貯めるため
- ・母子家庭による経済的理由のため(来年度新しい予算がつく)
- ・学費の不足分を稼ぐため

3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

- ・ A学部では、復学に向けての相談は指導教員が応じているが経済的な具体的支援はしていない。
- ・ B学部では、基本的には指導教員が学生の状況を把握し、必要に応じ学内の相談窓口等を案内する場がある。  
休学期間満了日前までに、休学期間満了後の手続きについて、基本的に郵送で案内をしている。
- ・ C学部では、本人の話を聴き、家族ときちんと話し合い、休学の意思について指導教員に話をするよう伝える。  
自分で、どのあたりまでできるかを確認する。(休学に到る経緯や原因によっては、自分で指導教員に話すことが出来ない場合もある。その時は、家族から話して頂く事が出来るか、またはメールで教員に伝えることが出来るか確認をする。)  
窓口に来る時は、「休学する」・「退学する」と申し出ることの方が多い。  
経済的な理由ではないが、体調不良の場合はそれまでに到った経緯が長く、悩んだ末での申し出であることが多いので、親身になって丁寧に対応するよう心がけている。  
休学期間中は、実家に戻られる場合が多く、書類の問い合わせの際などに、家族から様子を伺うこともある。
- ・ D学部では、半年に1度、必ず指導教員と面談をするようにして、現状の把握に努めている。  
休学学生の多くは、進路の悩み、身体不調によるもので、復学をする学生が多いが学業不振で最終的に退学へ向かってしまう学生がいる。
- ・ E学部では、特になし

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

平成 24 年度	16 名	5,491,950 円	} 未納除籍者
平成 25 年度	25 名	9,242,550 円	
平成 26 年度	20 名	8,572,800 円	
平成 27 年度	82 名	16,687,940 円 (前期のみ)	

年度末時点で授業料が滞納していると除籍の対象となる。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二期に区分して行うものとしており、

前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収することとなっている。なお、学生又は生徒の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。なお、特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。

未納者に対しては、規則に基づき、以下のとおり督促を行っている。

前期分については5月に学内掲示、6月に本人への督促状送付、7・9月に連帯保証人宛に督促状送付、後期分については11月に学内掲示、12月に本人への督促状送付、1・2月に連帯保証人宛に督促状送付している。なお、学内掲示については、授業料未納者宛とし、学籍番号や個人名などの公表は行っていない。

特に、年度末の時点で授業料が未納だと除籍の対象になるので、各学部学務係等へも授業料納入状況を伝え、督促等を依頼している。

3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

・ A学部では、滞納している場合、本人や保証人宛督促状を送付しており、3月31日までに当該年度の授業料を全て支払えば、在籍は継続させている。

3月31日までに授業料の支払いが確認できなければ除籍としている。

一度、後期分の支払いが3月まで滞ると、次年度の授業料について、本来の前期分の納入期である4月にまた支払いをすることが困難で、結局滞納を繰り返すことになる。

・ B学部では、授業料を滞納している学生すべての個々の状況までは把握できていない。

母子家庭で年度末近くになっても授業料納入ができない学生に対して、学生の兄弟に相談する等の選択肢を共に考え、結果的に納入に至った。

・ C学部では、例年、同じ学生が滞納している（母子家庭の学生有り）。

保証人に確認の電話を入れるが、仕送りが滞っているとは見受けられない。（毎回、本人の口座に振込してであると回答される。）

督促状の送付を受けた、未納者には年度末の2月から本人に連絡をとり、いつ納入できるのか確認し、このまま未納の場合は、除籍になることも併せて伝えている。

それでも未納が続く場合は、随時連絡を取るよう努めている。本人が電話に出ないことが続けば、実家に連絡をしている。日本人学生の場合は、期限間際であるがほとんどが納入手続きを行なっている。

外国人留学生の場合は、生活資金が限られているので、本来の納入期限よりも先に授業料が用意できるように前もって働きかけている。

・ D学部では、授業料を滞納しているからといって、特段普通の学生との違いは感じられない。また、現状、多くの学生は大なり小なりの生活苦があり、アルバイトをしている。授業料滞納までに至る学生には両親の困窮が上げられる。しかし、多くの学生は年度末までにはなんとか支払うという状態がある。

・ E学部では、授業にほとんど出席してない学生、連絡がとれない学生が多い。滞納後に支払いをしても、何度も滞納を繰り返すケースがある。

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

授業料免除申請者は、①家計支持者が病気等の理由で離職・転職し家計収入が減少するケース、②一人親世帯（特に母子家庭）で低収入なケース、③家計支持者あるいは家族に障害者又は長期療養者がいるケース、④就学者の支出が多いケースにより、経済的な支援を求める学生が多い。  
特に、4つのケースのどれかが複合する場合の家計困窮度は、他の学生に比べ高い数値となっている。

## 2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

上記1)のようなケースでは、家庭からの仕送りが期待できずに日本学生支援機構奨学金やアルバイト代で生計を立てていると見受けられる。

## 3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

1. 5)のように、学内のTA・RAをはじめとして、教員からの依頼等での学内雇用者の半数が経済支援を必要としている者であったことが判明したので、これからも学内雇用の場を設けたい。  
併せて、一層の支援のために、文部科学省の「学内ワークスタディ実施経費」を活用する。

## 6. その他（設問以外で何かあれば）

緊急的に学費（授業料）等が必要になった学生にとっては、日本学生支援機構奨学金は月額貸与が基本であるため、授業料分の金額を用意するためには複数月分の貸与金額が必要になる。そのため、授業料等の納付期限に間に合わずに退学等をせざるを得ない場合もある。

この場合、貸与要件を限定して「緊急的に学費分（授業料相当額）を支援」する制度があれば、授業料未納で大学を中退することになる学生を、未然に救済できると考えられる。

補足：

・学部生の出身地について、全体では県内約40%、隣の県約20%、他の県約40%であるが、学部によって状況が異なる。全体的に、下宿生が多い。市内の地形が平坦で自転車利用が多い。およそ20-30%の学生が自宅通学している。

・学生寮は老朽化して、修繕する予算がない。新築する場合、ローン返済のリスクが伴う。2か所の寮が寄宿料月700円であり、定員520人、満室になっていない。4人部屋、食費込みで3万円くらい。大学周辺の家賃相場は平均4万円である。

・授業料未納期間の取得単位は認めない。2年以内、再入学し追加納入した場合、未納期間の単位を承認する。ただし、このようなケースは少ない。

## D 大学（国立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

(1) JASSO 奨学金

- 第 1 種・第 2 種の採用状況及び併用者数について

課程	第 1 種	第 2 種	併用（内数）	・ 全体
学部	・ 22.0%	・ 20.4%	・ 4.5%	・ 37.9%
修士・専門職	・ 38.6%	・ 7.3%	・ 3.7%	・ 42.2%
博士後期・一貫 制博士	・ 16.2%	・ 1.8%	・ 0.9%	・ 17.1%
・ 合計	・ 24.9%	・ 14.8%	・ 3.8%	・ 35.9%

- 応急採用・緊急採用

	緊急	応急
H27	2（学部 1、修士 1）	2（学部 1、修士 1）
H26	0	1（学部 1）
H25	4（学部 3、修士 1）	1（修士 1）

過去 3 年間の申請理由は、家計支持者の失職 4 件、家計支持者の死去 4 件、家計支持者の入院 1 件、配偶者との離婚 1 件。災害救助法適用地域における自然災害の罹災による申請は 0 件。

- 不採用状況について（平成 27 年 12 月）

	第 1 種	第 2 種
学部	16 人	0 人
修士・専門職	0 人	0 人
博士後期・一貫制博士	0 人	0 人

- 不採用理由

第 1 種奨学金の枠は申請者数より少ないが、機構が定める成績基準に満たず、推薦に及ばなかったため。大学院生について、当初推薦では枠数が足りず、採用されていない学生（233 名）が発生してい

たが、追加採用枠により全員が採用されている。

→不採用の理由：成績に合致していないため。成績水準に満たないことは、学生申請後の結果。

→第1種の定員枠について、希望される学生の枠で考えれば、足りない。

→何等かの形で貸与を受けられれば、修学がなんとかできるという申請の方が大半である。

(2) その他の奨学金

過去3年間の8月時点の応募・推薦・採択状況は下表のとおり。

各種奨学団体奨学金選考結果合計（各年度の8月時点）

年度	種類	団体数	推薦枠	応募数	推薦数	採択数	
						本学推薦	全体（予約採用・直接応募を含む）
H27	給与（給貸与含む）	55	99+ $\alpha$	449	100	67	83
	貸与	44	21+ $\alpha$	36	14	11	36
	H27 合計	97	120+ $\alpha$	485	114	78	119
H26	給与（給貸与含む）	43	79+ $\alpha$	338	86	62	76
	貸与	33	15+ $\alpha$	31	16	10	40
	H26 合計	74	96+ $\alpha$	369	102	72	116
H25	給与（給貸与含む）	36	54+ $\alpha$	204	44	31	47
	貸与	36	18+ $\alpha$	20	13	12	54
	H25 合計	69	74+ $\alpha$	224	57	43	101

→財団数と推薦枠が増えている。それに伴う応募者数も増えている。

2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

該当なし

3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

- ・ 標準就業年限内での経済的理由による退学や授業料未納による除籍は少ないが、標準修業年限を超過することにより、JASSO 奨学金や授業料免除が受けられなくなると、経済的理由による退学が増加する。このことは JASSO 奨学金や授業料免除が学生の中退防止に役に立っているといえる。
- ・ 本学独自の奨学金である博士後期課程奨学金については、博士後期課程学生の生活支援や研究時間の確保に資するものとなっている。なお、平成 27 年度の在学生に占める博士後期課程奨学金の受給者の比率は 11.3%である。
- ・ →JASSO の適格認定について、学生は修学中にアップダウンがあるため、経済的に追い込んでしまうケースがある。
- ・ →学部や博士課程の学生に手厚い支援を行っているが、修士学生への支援が足りない。

4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

○独自奨学金等の経済支援制度

本学では以下の独自の給付型の奨学金等を設定している。

- ・ X 賞 (D 大学基金支援助成事業) : 採用人数 (H27) 10 人
- ・ 基幹教育奨励賞 (奨学金) : 採用人数 (H27) 50 人、大学運営交付金より。
- ・ Y 奨学金 : 採用人数 (H27) 3 人、寄付金より。
- ・ 博士後期課程奨学金 : 採用人数 (H27) 289 人、大学運営交付金より。
- ・ 博士課程教育リーディングプログラム奨励金 : 採用人数 (H27) 37 人、大学運営交付金より。
- ・ D 大学学生後援会の緊急支援助成 : 採用人数 (H27 前期) 5 人

→メリット/ベース給付奨学金がほとんど。

→大学は、民間奨学金の受給状況を把握している。在籍証明などを通じて。

○授業料免除制度

平成 26 年度以前 :

- ・ 原則、半額免除を予算額に応じて実施。なお、文科省の基本配分予算に加え、「授業料免除特別予算枠」及び「授業料免除 D 大特別枠」を設けて免除を実施 (H26 年度まで)。
- ・ きわめて経済的困窮度が高い者には「授業料全額免除基準適格者に対する特別奨学給付金」として 10 万円を給付 (各学期 54 名)。

平成 27 年度から：

- ・ 経済的困窮度の高い順に、全学免除、半額免除、1/4 免除とする。
- ・ 日本人学生と留学生では家計状況が異なるため、選考を留学生とそれ以外の学生にあらかじめ予算を区分して実施。

この制度変更により、予算の範囲内で経済的困窮度の高い順に手厚く免除を行うとともに学生全般としてもより幅広く免除することができ、また、家計状況が異なる日本人学生と留学生の間における不公平感への対応ができるようになった。

また、休学、留学、大学院学生の論文作成等の理由で修学年限を超えた学生に対しても、内容を審査の上、授業料免除の申請対象者として認めることとしている。

→今年度では免除の資格を持つ学生は全員が免除。

→家計の評価額＝申請額－補助額。

→就業年度を超えた学生に対して、かなりの配慮。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

該当なし

4. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

平成 26 年度の退学状況（退学者数/在学生数）は次のとおり。

学部：0.9%。

修士・専門職：2.7%。

博士後期・一貫制博士（単位取得退学を除く）：5.3%。

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

退学：学生が退学許可願を提出して許可を受ける必要がある。

除籍：定める事由に該当する場合に大学側が強制的に退学させることであるが、除籍により在学時の履歴の消去はしていない。

→授業料未納の場合は、除籍となる。

授業料納入までの単位を認める。

- 3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

退学理由の2割程度が「経済的理由」である。「経済的理由」で休学して、年度末に「経済的理由」や「一身上の都合」などで退学するケースが見られる。学資確保が困難となったものの、JASSO 奨学金だけでは不足する場合や、留年のため貸与の条件に該当しない場合は、休学して経済状況の好転やアルバイトによる学資確保を持つものの、復学できず、退学に至るケースが見られる。

- 4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

経済的困難に対しては、授業料免除制度の充実により対応している。  
また、中退に至る要因は経済的困難だけでなく、精神的な不安、学業不振、進路の悩み、人間関係などが複合的に絡むことがある。  
本学では、各キャンパスにキャンパスライフ・研究支援センター分室等を設置し、カウンセラーや精神保健福祉、意思、保健師が学生からの様々な相談に応じている。さらに、事務職員による何でも相談窓口を書くキャンパスに設置して相談に応じている。

- 5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

キャンパスライフ・健康支援センターに相談のあった学生で、経済的理由で精神的に不安定な状況であったが、JASSO 奨学金の臨時採用により、在学継続に至ったケースがある。  
→支援情報を知らない学生がいる。知っていても、センターに足を運ぶことを躊躇する学生がいる。

- 6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

退学後の制度的支援は行っていない。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

- 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

平成27年度末時点の休学状況(休学者数/在学学生数)は次の通り。



学部：1.5%。

修士・専門職：2.7%。

博士後期・一貫制博士：6.3%。

2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

休学理由の5割以上が「経済的理由」である。

ただし、この中には経済的困窮だけでなく、次のようなケースが含まれる場合がある。

- ・不本意入学。
- ・前年度就職に失敗したため、休学して就職活動するケース。
- ・必須科目が不合格となったため、次年度の履修が認められず、その科目が開講されない学期を休学するケースなど。

3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

経済的理由による休学のみならず、休学中の授業料を徴収しない制度である。

精神的な病気で休学していた場合は、復学後、心理的に無理のないよう、カウンセラーやクラス指導教員などを交えて、時間割編成などの修学上の助言を行うことがある。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

平成26年度の授業料未納による除籍は次の通り。

学部：11名。

修士・専門職：7名。

博士：4名。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

- ・前期及び後期に区分して行い、それぞれの期において年額の1/2に相当する額を前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに徴収する規程である。

- ・当学期の授業料が納入されない場合は、未納者に督促状を送付し、各部局の学生担当係から学生や保護者に授業料納入を働きかけるが、未納が継続した場合、授業料未納により除籍となることの同意をとって、当学期末に除籍となる。

3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

- ・留年した学生が多い。
- ・学生に連絡が取れないことが多い。
- ・学生が引きこもりや人間不信などにより、連絡に応答しない。
- ・保護者にも連絡が取れない場合がある。
- ・保護者が負債を抱えている場合は対応が困難となる。
- ・学生とは別の生計として保護者が授業料滞納に対応しないケースがある。

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

- ・家計支持者の死去・失職、両親の離婚等の家計状況の急変
- ・保護者が負債を抱え、新たな借金ができない。

2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

平成 23 年度学生生活実態調査によると、学生の平均収入は家庭からの給付が最も大きな金額を占め、JASSO などの奨学金も大きな割合を占めている。これに加えて、学部生はアルバイトの収入が多い一方で、大学院生は TA・RA、学振の特別研究員としての収入が見られる。

「家庭からの送金のみで修学可能」とする学部生は 4 割強、大学院生で 3 割強であるが、大学院生については「家庭からの送金のみでは修学困難」と「家庭からの送金はない」を合わせると 5 割近くを占めている。

アルバイトの状況について、「していない」学生は学部で 4 割弱、大学院で 5 割である一方、「長期のアルバイトをしている」学生は、学部で 3 割台半ば、大学院生で 2 割台後半いる。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

学内アルバイトとして、ピア・サポート制度である新入学生サポーター、留学生サポーター、図書館サポーターの各制度を設けている。

また、平成 26 年度から文科省の予算により「学内ワークスタディ」を実施している。学内ワークスタディの対象者は、留学生を除く学部学生で授業料免除の有資格者のみで限定的であるため、周知を限定せざるを得ない。また、学内から応募されるプログラムの内容が単発の場合も多く、経済的困難な学生全般を支援するほどの展開はできていない。なお、学内ワークスタディの従事者を経済的困窮者として明らかにすることにならないよう、アルバイト学生の募集や実施において注意を払っている。

#### 6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

- ・ JASSO の適格認定のように、支援の基準を厳しくするよりは、経済面で苦しくても大学に行きたい学生のために、間口を広げて就学支援をしてほしい。
- ・ 両親の収入が少なく、兄弟の多い家庭への支援が必要。
- ・ 文科省からの財源の用途を限定されないこと。

## E 大学（国立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

(1) JASSO 奨学金			
＜平成28年1月1日現在貸与者数＞ ※貸与者数は、採用・辞退・貸与満期等で日々変動あり			
合計	3462名	（在籍者数の約43%）	
第1種のみ	学部学生（1562名）	大学院生（217名）	計 1779名
第2種のみ	学部学生（1189名）	大学院生（7名）	計 1196名
併用	学部学生（451名）	大学院生（36名）	計 487名
応急採用・緊急採用	平成27年度	なし	
○不採用状況について			
＜平成27年度 定期・臨時採用＞			
・第1種	学部学生（91名）	大学院生（なし）	
・第2種	学部学生（33名）	大学院生（なし）	
・	不採用理由		
学力基準または収入基準を満たしていないため			
<p>年度別に比較すると、第一種奨学金の採用者が年々増加している。日本学生支援機構の採用内示数が増加しているため新規の第一種奨学金採用者数も増えているが、第二種奨学金のみを貸与している学生には、第二種奨学金から第一種奨学金への移行や併用貸与（第二種奨学金を減額するため）を毎年、説明会等で指導し、周知徹底しているため、貸与中の第一種奨学金への移行または併用貸与者も増加している。</p>			
(2) その他の奨学金及び「学部等別・年次別奨学金貸与・受給状況（平成24～26年度）」			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
E大学財団によるもの	8人	6人	7人
地方公共団体や企業の奨学金	115人	101人	171人
JASSOを含む奨学金受給率	53.4%	51.9%	52.0%
※ 添付の年度別受給状況一覧は、年度内に一度でも受給した者（中途辞退等含む）を計上しているため、奨学金（貸与及び給付）受給者数は、在籍者数の約51%となる。			

2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

平成27年度延べ	4名	免除額 803,700円
平成26年度延べ	6名	免除額 1,339,500円
平成25年度延べ	7名	免除額 1,607,400円
平成24年度延べ	19名	免除額 4,864,500円
平成23年度延べ	40名	免除額 10,363,650円

3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

JASSO 奨学金を受給している大多数の奨学生は、学費や生活費の全額、または大部分を奨学金で賄っているため、中退防止に役立っていると言える。病院実習、教育実習、就職試験等でアルバイトが出来ない者や、両親の病気やリストラで無職無収入、母子・父子家庭、生活保護家庭、両親がいない者など家族からの経済的支援が得られない者は、奨学金なしでは学業生活を維持できない。

4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

- ①学業成績優秀者に対する授業料免除。
- ②学術研究優秀者に対する授業料免除。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

文部科学省からの授業料免除予算に、本学独自予算を加えて免除者を決定し、学生の経済的負担軽減を図っている。また、琉球大学学生援護会では、次の各種事業を実施している。

- (1) 経済的理由による学資金支援事業
  - ・ 経済的に著しく困窮し成績優秀の学部学生に対し、学部毎の収容定員を考慮した推薦枠となる25名を設定し、各学部から推薦された者に対して授業料年額の1/4相当の金額（133,950円）を給付している。
- (2) 大学院生の学会発表等支援事業
  - ・ 学業成績が優秀または学術研究で高い評価をうけたと認められる大学院生に対し、学会発表や調査研究等に必要な旅費等の一部を支援している。
  - ・ 各研究科毎の収容定員を考慮した推薦枠となる18名を設定し、各研究科から推薦された者に対して、50,000円を給付している。

(3) 留学生支援事業

- ・ a) 外国人留学生の不測の事態への対応事業
  - ・ 留学生の病気（メンタルケアを含む）や死亡に等を伴う緊急帰国や搬送等に係る費用を、本人または大学（保険制度や学内経費）が負担できない場合に支援する。
- ・ b) 外国人留学生見舞金給付事業
  - ・ 病気やけがにより、7日以上入院した留学生に対し、見舞金（医療費及び入院中の生活費）を給付する。

4. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況（人数、対応など）について

大学全体での中退率

平成 24 年度 0.7%

平成 25 年度 0.6%

平成 26 年度 1.0%

理工系学部で、2%前後と他学部に比べて高い。

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

「中退」（中途退学）について

本学における退学は、学則をもとに、「願い出による退学」（自主退学）と、「懲戒処分としての退学」（懲戒退学）がある。

○E 大学学則（抜粋）

（願い出による退学）

退学しようとする者は、学部長を経て願い出、学長の許可を得なければならない。

（懲戒）

学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、当該学部教授会及び評議会の議を経て、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の停学の期間は、在学期間に算入し修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）の場合には、修業年限に算入することができる。

4 第2項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

#### 「除籍」について

本学における「除籍」は、懲戒処分としての退学でなく、学則第37条に定めるところにより、学生に退学を命ずることである。

(除籍)

次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が、これを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 学則に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続をしない者
- (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
- (7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (8) 卒業に要する最終学年を除く1学年の修得単位（学則により認定された単位は除く。以下、この号において同じ。）が16単位未満の者。ただし、医学部医学科にあつては、第1年次の修得単位が16単位未満の者に限る。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

学部により主な退学の理由が異なっているが、主に進路変更や経済的な理由、学業不振などがある。

背景に経済的な困難が関係していると思われる具体的なケースは、以下のとおり。

- ・ 家族が病気や死亡したことにより、学生生活が困難となり退学。

- ・兄弟などの学費を補助するため自ら退学。
- ・家庭の事情等で経済的に逼迫していることにより休学し、復学後も経済状況が変わらず、授業料未納のまま除籍。
- ・授業料を期限までに納入せず、指導教員・事務部からの連絡にも応答がなく、理由が不明のまま授業料未納による除籍。

突発的な場合と慢性的な場合の2つパターンがみられる。

4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

- ①JASSO 奨学生には、借り過ぎ防止の注意だけでなく、貸与額不足により授業料未納による除籍にならないよう、計画的に貸与月額を設定するよう、学生部学生課奨学援護係で指導している。なお、相談体制としては、各学部の年次指導教員が当該学生を対象に個別面談をして指導しているほか、必要に応じて保証人等と面談するなどの指導を行い対応している。
- ②相談体制としては、年次指導教員やゼミ指導教員による相談受付を中心としている。各年次に指導教員を配置し、学業や進路などについて相談を受け付けるようにしている。年次指導教員には、学生相談への対応方法について記載した指導教員の手引を配布している。また、年次指導教員と学生の懇談会を各学期の初めに実施している。
- ③学部事務部に相談があった場合は、経済面では授業料免除申請や奨学金の申請等の制度を案内している。相談内容によっては、指導教員や保健管理センターに連絡している。また、大学院生には経済的支援の一環としてTAやRAでの雇用を案内している。
- ④その他に、保健管理センターの臨床心理士によるカウンセリングを行っており、相談内容に応じて学内・学外の専門機関と連携している。学生本人に限らず家族や友人からの相談や同伴の相談も実施している。また、臨床心理士の養成課程に在籍する大学院生による学生相談室を開設し、学生と同じ目線で気軽に相談できるよう、些細な疑問・質問に対応するようにしている。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。



①学生部学生課奨学支援係では、授業料未納により除籍退学となった奨学生とその親から、再入学と逼迫した家計状況について相談を受けたので、奨学金の申請時期や貸与月額の助言を行い、授業料免除の申請もするよう情報提供した。後学期に再入学をしたので、奨学金の申請について個別に指導し、提出期限を過ぎても提出がなかったため再三督促をして申請書類を提出させ手厚くフォローし、奨学金が採用された。

②年次指導教員による相談受付を中心としているため、具体的なケースを把握できていないのが現状である。学生生活を考え直す機会として休学制度があることをアドバイスし、学業の継続又は復学に至ったケースがある。

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

本学では、自主退学・除籍後、本人の申請があれば1回に限り再入学できる制度があり、自主退学・除籍通知と併せて再入学に関する案内も送付している。実際に、経済的な理由で自主退学・除籍となった学生が、経済的問題を解決した後、再入学している。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

#### 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

大学全体での休学率(休学者のカウントは延べではなく実数)

平成24年度 8.2%。

平成25年度 7.8%。

平成26年度 7.7%。

人文・社会科学系学部では、10%を超え、他学部に比べて高い。

2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

学部により主な退学の理由が異なっているが、主に留学、経済的な困難、進路上の理由などがある。

背景に経済的な困難が関係しているケースについては、以下のとおり。

- ・家族が病気や死亡したことにより、生活費や学費を捻出する必要があるために休学。

- ・家族の通院費や介護費を工面するために休学。
- ・保護者の収入減や失職のために休学。
- ・学業とアルバイトの両立が困難であるために休学。

また、海外留学の資金捻出のために、休学してアルバイトするような複合的な理由もみられる。

**3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。**

休学した学生についても、指導教員による対応が中心となる。指導教員によっては、休学中も復学に向けて個別に面談を行っている場合もある。

休学した学生は、ほとんどの場合、復学している。ただし、経済的な困難を理由とする休学の場合、退学や再び休学するケースがみられる。

**4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。**

1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

平成 27 年度前期：11 名。

平成 26 年度前期：16 名、 平成 26 年度後期：20 名。

平成 25 年度前期：24 名、 平成 25 年度後期：15 名。

これら所定の期日までに授業料を納付しなかった学生は除籍となっている。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

年額の2分の1ずつを前期・後期に分けて納付。ただし、学生から申出があったときは、前期に係る授業料と併せて当該年度の後期に係る授業料を一括して納付することも可能である。

未納が継続した場合は、学内掲示及び指導教員からの納付指導により納入を促し、それでも未納な学生に対しては学生本人とその保護者等へ督促状を送付している。

3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

・ JASSO 奨学生で、授業料を工面する当てが外れたため、最終納入期限直前に奨学金の増額手続きに学生課奨学援護係に相談に来たが、増額手続きの期限に間に合わず、除籍となった者が数名いた。

経理課は最終納入期限直前に所属学部連絡するのではなく、本来の授業料納入期限（前期4月30日、後期9月30日）を過ぎた時点で、早めに未納者リストを所属学部へ通知し、指導教員が学生と面談を行い、家庭の経済状況や奨学金の有無や十分な貸与額かなどを確認し、学生課奨学援護係へ相談に行くよう助言を行っていただければ、除籍を免れた可能性もあるので、経理課や各学部、指導教員を含めた支援体制を見直す必要がある。

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

・平成27年度 JASSO 奨学金申請者のうち、両親の年収合計額が300万円以下の低所得世帯は22%、200万円以下は13%であった。

・両親が消息不明で、兄弟や親せき等の援助もなく、一人で生活をしている。

・両親が病気や障害者のため、無職無収入の家庭。学生の奨学金やアルバイト収入で家計を支えている場合がある。

2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

・ JASSO 奨学生のほとんどは、奨学金とアルバイト収入が生活費の大部分を占めている。卒業後の奨学金返還額をなるべく少なくするためにアルバイトをする者や、両親が定収入または無収入のために学生の奨学金とアルバイト収入で家族の生活を支えている者もいる。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

入学料、授業料免除制度、奨学金制度、学生援護会による各種学資金支援事業及び学生アルバイトの紹介など。

## 6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

- ・ JASSO 奨学金は、留年中や卒業延期が確定した者は奨学金の廃止または停止の処置が取られ、新規申込みでは学業成績が優秀または単位を標準以上修得していなければ奨学金を受給することはできない。病気（特にメンタル面）で単位が修得できない者や生活費を稼ぐためにアルバイトに従事せざるをえないために学業に専念できなかったゆえ、学力基準を満たすことが出来ず、奨学金の貸与が受けられない者もいる。第二種奨学金（利子付）に限り低収入の場合に、学力に関係なく貸与できるよう特例措置を設けるなど考慮してほしい。
- ・ JASSO 奨学金は、収入基準を満たさないために併用貸与や第一種奨学金の貸与を受けられず第二種奨学金を受給している者も多いので、返還の不安を軽減するために、第一種奨学金と併用貸与の収入基準額を緩和し、第一種奨学金の採用枠を増やしてほしい。
- ・ JASSO 奨学金の緊急・応急採用は、親の失業等で家計が急変した場合が対象になるが、アルバイト収入で家計を支えている学生が、怪我によりアルバイトができなくなったため家族が生活できないという理由で、緊急・応急採用を希望したものの、家計急変は親の収入が対象となるため、親の収入は低くても家計急変とは認められず、申請資格が認められなかった。このような事情も考慮して、奨学金申請の機会を増やしてほしい。
- ・ 両親が低収入または無収入のため、学生が大黒柱として奨学金とアルバイトで家族の生活を支えているケースが見られるが、家庭の貧困対策についても国は取り組んでほしい。
- ・ 授業料免除制度の拡充化や奨学金を給付型にすることを進めてもらいたい。

## F 大学（私立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

##### (1) JASSO 奨学金

・第1種：133名。

・第2種：302名。

・併用：42名

<合計 延べ477名 受給率 約30%。>

・応急採用・緊急採用：0名。

##### 不採用状況について

・第1種＝1名、第2種＝1名。

##### 不採用理由

JASSO の選考ソフトにより選考、学力および家計が JASSO の定める基準に該当しないため。特に学力基準を重視。

##### その他の奨学金

① F 大学奨学金：7名 → 4) で後述。

② 地方公共団体奨学金 5名。

③ あしなが育英会：1名。

④ X 工学会：1名。

#### 2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

東日本大震災被災者1名に対し、入学時の平成25年度春学期授業料等を免除。

#### 3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

奨学金は学生あるいは家庭における修学費用のために役立っていると考えますが、学費を支払うために十分な金額を借りているにもかかわらず、学費の延納をするケースがある。そのため、奨学金を生活に充当していると推察されるため、一概に中退防止に役立っているとは言い難い。

#### 4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

##### (1) 奨学金

###### ① F 大学奨学金

- (1) 給付奨学金
- (2) 年額 24 万円支給。
- (3) 選考基準は JASSO 第一種奨学金（家計基準のみ）に準拠。
- (4) 在学中に 1 回のみ。
- (5) 例年、12 名程度。

###### ② 入学対象特待生、入学対象奨励生、在学生対象特待生＝メリットベース。

入学試験で学費を免除する入学対象特待生、入学対象奨励生は平成 28 年度からの新しい制度のため対象者はまだいない。

##### (2) 授業料優遇制度：

- ① 兄弟姉妹で、F 大学に同時に在学している、2 人目以降の学生対象。
- ② 授業料の半額免除。
- ③ 5 名程度。

##### (3) 特別推薦入試助成制度

特別推薦入試枠入学者を対象とし、以下の①～③のなかから、いずれか 1 つを選択。

- ① 特別推薦優遇制度。
- ② 通学助成制度。
- ③ 家賃（賃貸住宅）助成制度。

利用者：特別推薦優遇制度は 18 名、通学助成制度は 20 名、家賃（賃貸住宅）助成制度は 30 名程度。

#### 5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

##### (1) 帰省旅費助成制度

- ① 県外出身者、および県内出身者で居住地の最寄り駅等から帰省先最寄り駅等までの距離が 200km 以上の学生対象。

②年1回、帰省旅費の半額助成。

③年間20名程度。

#### 4. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

退学者数・率

【退学者数集計】

2016. 2. 1現在

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
1年生	18	22	17	6
2年生	22	19	10	6
3年生	12	10	11	6
4年生	2	6	5	1
合計	54	57	43	19

※各学年には留学生も含んでいる。また、除籍者も含んでいる。

#### 2 2012年度以降入学者の退学者数(除籍者含む)

	2012年度生	2013年度生	2014年度生	2015年度生	全体
入学者数	224	190	164	173	1654
1年	15	20	8	4	47
2年	12	4	2	—	18
3年	6	0	—	—	6
4年	0	—	—	—	0
全体	33	24	10	4	71
入学者に対する退学率	14.7%	12.6%	6.1%	2.3%	4.3%

対応・・・担当教員や学生支援担当部署との面談を実施することにより、退学するに至った理由の聞き取りを行い、その理由の解消に向けたアドバイス等を行っているが、退学の意志が変わらない者については、やむを得ず退学願を渡し、保証人の連署により同願を提出させている。また、本学では退学した学生の進路を追跡していない。

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

中退・・・卒業することなく、修業年限(4年)途中で自らの意志により退学願を提出し、退学すること。(懲戒による退学も含む)

除籍・・・自らの意志によらず学生としての身分を剥奪することとして退学と区別し、除籍する場合は、次の事項に該当する場合である。

- ①在学期間（8年）を超えた者
- ②休学期間を超えても就学できない者
- ③死亡または長期行方不明の者
- ④授業料を督促後も納入しない者

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

留年し奨学金の貸与が停止した際に、学費・生活費の工面ができず退学に結びつくケースがある。CAP 制となつてから、留年しやすくなっている側面がある。逆に何とか4年生まで持ちこたえて、内定をとった場合は、（中退すると内定も取り消しになるので）中退するケースはぐっと少なくなる。

4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

支援の種類については、1-4)にてご紹介したF大学奨学金が該当する。  
相談体制については、学生相談や学生支援課窓口で相談を受け、経済的理由による休退学の希望であれば、学費の延納・分割について財務課に相談するように指導している。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

退学を申し出てくる場合は、退学する意思が固くアドバイスに耳を傾けるケースは殆ど無い。  
ただし、両親はすぐに退学させるのではなく、休学させて様子をみたいという傾向が増加していることも事実である。

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。



中退した学生に対しての支援は行っていない。

退学者には退学後の期間分の授業料を返還している。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

#### 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

##### 休学状況

【休学者数】※旧学部生も含む 数字は年度末時, 2015.12.1現在

H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
1年	0	1年	2	1年	3	1年	7	1年	7	1年	14	1年	16	1年	13	1年	13	1年	10
2年	0	2年	6	2年	4	2年	5	2年	8	2年	10	2年	10	2年	12	2年	11	2年	7
3年	2	3年	3	3年	1	3年	2	3年	4	3年	5	3年	11	3年	14	3年	6	3年	5
4年	0	4年	4	4年	2	4年	15	4年	12	4年	8	4年	10	4年	6	4年	5	4年	4
合計	2	15	10	29	31	37	47	45	35	26									

※人数は、その年度に休学している者をカウントしているため、休学期間延長した者は復年数にまたがりカウントしている。

※数字は年度末時点での数(但し、平成27年度は11月1日現在の数)

対応・・・退学を希望する学生同様に担当教員や学生支援担当部署で面談し、就学について  
 ついてアドバイスしている。

休学は2か月以上、3年間までの制度。断続的な場合、最大で3年間まで可能。

#### 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

4-4)と同様。

#### 3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

休学中の学生に学生相談室の利用を認めており、学生個人の状況に合わせ復学に向けカウンセラー、職員、教員が一丸となって対応している。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

学費納付期限は半期ごと(4月末日、10月末日)となっているが、期日までに支払うことのできない場合は、半年の延納を許可している。近年は、半期ごとに30~40名程度の延納又は分納の人がいる。延納許可日までに納入できない場合において、教育上の配慮が必要と認められるときは、さらに最長半年の延長を認めている。最長認められ延滞期間は1年間。

##### 2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

学費は半期ごと(4月末日、10月末日)に主に口座振替で納入していただいている。その期日に納入がなく、かつ、延納・分納申請のない人に対し、5月末(11月末)、6月末(12月末)、7月末(1月末)に督促状を郵送している。また、郵送だけでなく、保護者に電話連絡をし、状況を確認している。再三の督促にもかかわらず、期日までに所定の金額が納入されない際には、除籍手続開始の通知や除籍予告通知を、内容証明郵便にて送付し、それでも納入されない場合は教授会の審議を経て学長が最終的に除籍するか否かを決定している。

電話連絡するのは年間30名程度。

##### 3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなものか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

授業料を滞納している学生のケースとしては、以下のケースがよく見受けられる。なお、滞納後については、4-2)にも記載したとおり除籍対象者として除籍手続開始又は除籍予告通知を、内容証明郵便にて送付し、期日までに納入されない場合は、教授会の審議を経て学長が除籍か否かを決定している。

授業料を滞納している学生

- ・母子家庭の学生。
- ・家庭の急変。
- ・自営業で、業績が低迷しているケース。
- ・兄弟がおり、授業料等が重複しているケース。

**5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。**

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

本学における経済的に困難な学生の特徴としては大きく分け、入学時から困窮しているケースと4-2)で紹介した入学後学費の工面ができないケースの2つに分類される。

2) 学生自身の経済状況・アルバイトの状況

学生自身の経済状況を調査はしていないが、アルバイトの状況に関しては、学生生活アンケートにより調査している。

平成27年度調査結果：回答率58%のうち、アルバイト実施率50.5%。

学生が家計状況を理解しているケースも多い。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

本学独自の給付奨学金（F大学奨学金）にて支援している。

学内アルバイトの斡旋は、ティーチング・アシスタントのみ「経済的に就学困難な学生を対象とした学内雇用事業に関する要領」に基づき、家計基準（給与所得者：841万円以下、給与所得者以外355万円以下）の学生を雇用している。

なお、ティーチング・アシスタントは学部4年生からできる。その他、オープンキャンパスにおける学生スタッフ等をはじめとした学内アルバイトは、家計基準にかかわらず適宜雇用している。

**6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）**

JASSO奨学金は学生の経済支援として役立っていると考えますが、予約採用の学生たちは、奨学金の貸与を受けるといってももらうという認識の方が強いので、高等学校のうちから貸与ということを徹底させてほしい。また、予約採用を受けた学生に話を聞くと、高等学校の対応に大きな開きがあるため、延滞の防止を徹底する以前に申込みの段階から制度を見直していただきたい。また、授業料等まとまった金額の納入が困難なケースも多数見受けられることから、JASSOが授業料相当額を大学へ直接納入する方法の奨学金制度も検討いただきたい。

留年者への救済についても制度を検討して欲しい。利息を取ってもよいのではないかと。

## G大学（私立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

(1) JASSO 奨学金 平成 28 年 1 月現在：1 4 5 5 件（全学年）

- ・第 1 種 3 9 0 名。
- ・第 2 種 1 0 6 5 名。
- ・併用（内） 1 1 6 名。
- ・応急・緊急採用 0 名。

(2) 不採用状況について（平成 2 7 年度）

- ・第 1 種 5 名。
- ・第 2 種 6 名。

<不採用理由>

- 学力基準外（第一種）3 名。
- 家計基準外（第二種）6 名。
- 推薦漏れ（第一種）2 名。

(3) その他の奨学金（平成 2 7 年度利用者）

- ・自治体（県）からの奨学金（貸与：月額 4 万円）1 名。
- ・有志者からの奨学育英基金（給付：月額 3 万円）1 名。
- ・企業からの緊急支援奨学金（東日本大震災 給付：月額 10 万円）1 名。
- ・自治体（県）からの介護福祉修学資金（貸与：月額 5 万円）1 3 名。

#### 2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

自然災害の被災学生への支援として、平成 23 年度より私立大学等経常費補助金（特別補助）の対象となる授業料減免事業を実施している。

補助対象は、「給付事業（授業料等減免）」であり、補助要件である「規程の整備」、「選考基準の明確化」、「選考委員会設置」等を行っている。

対象人数等は下記の通りとなっている。

	対象者数	授業料減免額	補助金算定方法
平成 23 年度	476 人	271,749 千円	(所要経費の 2/3)
平成 24 年度	231 人	77,512 千円	〃
平成 25 年度	114 人	27,095 千円	〃
平成 26 年度	101 人	22,728 千円	〃
平成 27 年度	86 人	19,785 千円	〃

3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

多数とは言えないが一部の学生には役立っていると考えられる。

4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

大学のスポーツ奨学生規程を作成しており、本学が指定するサークルに所属し、競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、今後その活躍が期待できると認められたものを「スポーツ奨学生」としている。「スポーツ奨学生」は学費の全額、もしくは一部を免除となっている。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

大学で実施している、海外留学や研修プログラムなどは費用が掛かることもある。そのため学内でのアルバイト等（例：中国に留学した学生に対し中国武術の指導教員への通訳補助の依頼）をあっせんし、学んだことを活用する場、そして経済的な補填ができるようにしている。

2. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

平成 24 年度： 退学者数 69 名（退学処分、除籍含む）。

平成 25 年度： 退学者数 66 名（退学処分、除籍含む）。

平成 26 年度： 退学者数 71 名（退学処分、除籍含む）。

対応：本学では退学を希望する学生に対して、担任または卒論指導教員が面接を行う。その後教務課にて再度、確認と「願」の書き方等を説明し、退学願等が提出された後、担任または卒論指導教員が保護者に事由確認をするという流れになっている。そのため担任または卒論指導教員、教務課職員にて状況を確認し、他に何か方法がないかを学生と相談しながら対応している。

## 2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

中退（退学）：在籍していた学期までの学費を納入し、退学手続きを行った者。

除籍：在籍していた学期に学費未納がある状態で、退学手続きを行った学生。

## 3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

- ①家庭の事情で両親からの経済的援助（学費等）がない状態になってしまい、アルバイトと奨学金で生活をしてきた。アルバイトを増やしていく中で大学に来ることが難しくなり、退学してしまった。
- ②父親が病気で入院してしまい、経済的に苦しい状況になった。妹もいる状況のため、大学を中退し、まず家庭状況を立て直したいとのことであった。
- ③自然災害の影響で自営業の会社の経営状況が悪化してしまい、大学の学費や生活費等を納入することが難しくなった。そのため退学して、自営業の手伝いをしながら、将来に向けて対応したいとのことであった。

## 4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

経済支援としては、学費納入の延長を認めており、最大3半期までは延長が可能である。また、今年度からG大学同窓会で4年生を対象に無利子で奨学金の貸与（一定条件有）を行っている。

中退をする場合は基本的に担任・卒論指導教員が複数回面談を行っている。その中で何か中退以外の道がないかを学生と共に考え対応している。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

- ①大学でやりたいことが見つからず、中退するかを悩んでいる学生が相談に来た際、自分の将来したいこと、希望している職業について情報収集をしてみなさいというアドバイスをした。結果、自分の将来したいこと、希望している職業には大学を卒業しておくことが必要ということを認識した。また大学で学ぶ内容が将来に有益であると理解し、在学を継続して卒業した。
- ②必修単位不足のために4年間で卒業できず、留年するくらいなら退学したいという学生が相談に訪れ、経済的にも厳しい状況もあるということであった。必要な必修科目が後期に開講されるということもあり、前期休学し（本学では休学期間が全期間わたる場合に限り、その期の学費は徴収しない）、後期復学をして卒業を目指す。また保護者としっかり話し合い、休学期間中にアルバイト等で後期の学費等を用意し、卒業に向けて経済的な面の準備するよう指導する。保護者も納得し、本人もしっかり準備し、復学して卒業をした。

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

退学者に関しては証明書等の発行を行っており、除籍者に対しては状況に応じて証明書等を発行している。

退学した学生の中には結婚し、子どもを本学に連れてきた者、就職が決まり保護者とあいさつに来た者もいる。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

平成24年度：21名。

平成25年度：17名。

平成26年度：21名。

本学では休学を希望する学生に対して、担任または卒論指導教員が面接を行う。その後、教務課にて再度確認と「願」の書き方等を説明し、願等が提出された後、担任または卒論指導教員が保護者に事由確認をするという流れになっている。そのため担任または卒論指導教員、教務課職員にて状況を確認し、他に何か方法がないかということを学生と相談しながら対応している。

- 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

(具体例) 在学中に両親が離婚し経済状況が苦しくなり、さらに自然災害が発生し、経済状況がより厳しくなった。奨学金も貸与していたが、生活するのに精一杯な状況である。そのため休学して学費を捻出したいとのことであった。

- 3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

(具体例) 休学した学生については、休学期間満了前に今後についてどう考えているか連絡が欲しい旨の文書を教務課から送付している。その後学生の状況を聞きながら今後について連絡をとっている。その後、復学するという学生に関しては授業開始時期までに教務課に来るよう調整をし、履修指導等を行っている。

4年間で単位不足のため卒業できず、進路再検討のため平成24年度を休学した学生がいた。平成25年度の前期に復学したが単位をうまく取得できず、後期再度休学した。平成26年度前期に再度復学し、履修指導はもちろん、大学に来た際はこまめに教務課に顔を出すように指導をした。平成26年度後期をもって卒業できた。学費を自分でできるだけ捻出したいという学生だったため、単位とアルバイトのバランスが難しい時もあったが、卒業できたケースである。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

- 1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

平成24年度70名、平成25年度73名、平成26年度59名が授業料を滞納している。自然災害が起こった翌年度の平成23年度には、前年度より22名が増加し、滞納額も約1,400万円ほど増加したが、近年は滞納者人数と滞納額も減少傾向にある。

また学生課では学費未納者について、督促状を年2回送付している。

- 2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

納入方法は、1年分を一括納入する方法と授業料の半分を2回に分納する方法がある。原則3回以上の分納は認めていない。

未納の場合には、最初は督促状を保護者あてに郵送する。応じない場合は電話で連絡をし、納入を促している。規程上3半期(1年半分)まで滞納は可能であるが、原則4半期(2年分)以上の滞納者は、教授会の審議のうえ除籍となる。



- 3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

- ・保護者の病気治療または家族の病気治療。
- ・自営業の経営悪化、失業などの収入の減少のため。
- ・学生本人がアルバイト代と奨学金で授業料を納入している。
- ・具体例：両親の離婚問題により、支払う予定の父親が授業料納入せず、母親も用意することができなかつたため除籍になった。

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

- 1) 家庭の状況、特に経済的な面について

単純な理由ではなく、多くの理由が複雑に絡んでいる学生が増えている。

- 2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

アルバイト代、奨学金、給付型奨学金などで生計を立てている。

- 3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

給付型奨学金があった時には学生課でしっかり周知し、必要な学生へ紹介している。

6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

- 1) 奨学金、特に JASSO の第 1 種の拡充

自然災害の影響を受けた地域にとって大学に進学するために奨学金を利用する学生が多い。しかし、将来のことを考えれば非常に利率は低いとはいえ、第 2 種を選んでしまうと利息がかかってしまうと、将来に負担が出るため奨学金の貸与に躊躇している学生はいる。国への負担になる部分はあるが第 1 種奨学金を拡充して、学生の進学への援助をして頂ければと考える。

- 2) 給付型奨学金の拡充

本学では受給者は少ないが、給付型の奨学金についても拡充を要望したい。自然災害の影響を受けた地域において経済的状況が厳しい家庭も多くある。大学入学後、家庭の経済状況の悪化などによる中退がいの状況において、給付型奨学金の受給により大学生生活を継続できる場合はあると考えられる。

## H大学（私立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

##### (1) JASSO 奨学金

名称	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度		備考	不採用者
				新規採用	総受給者		
第1種	227	297	332	34	359	4月 (33)、5 月(1)	9(成績6、 収入超過3)
第2種	717	733	695	54	639	4月 (48)、5 月(1)、 臨時緊急 (5)	3(収入超過 2、辞退1)

・在学者数の半数が奨学金を利用している。第2種はほぼ申請者全員が採用される。

・JASSO 緊急採用：5人。

#### 2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

なし

・震災支援制度は今年度で終わる。来年度にはなくなる。

・民間奨学金、例えば三菱商事の奨学金が手厚かったが、これから新規募集を行わない。

・震災の影響で中退者がいない。遅れて入学した学生は1名。

#### 3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

・H学院奨学金：2年生を対象とする。年間815,000円が借りられる（年間授業料は100円万ぐらい）。

毎年若干名に対して支援。2015年度1名の緊急対応をしている。

4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

名称	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度		備考1	備考2
				新規採用	総受給者		
H学院奨学金	30	20	8	12	23	2年生以上、 各年新規採用 者のみ記載	内緊急1
授業料減免	38	41	53	60	60		76申請 者

- ・ H学院奨学金：2年生以上の学生が申請できる。授業料、教育充実費相当額を貸与、収入基準は給与所得者の場合収入額 500 万円以下。
- ・ 授業料減免制度：年間授業料の 1/2 を減免。収入基準は給与所得者の場合収入額 350 万円以下。
- ・ 大学独自奨学金（H学院奨学金）と JASSO 奨学金の併用：2015 年度 H学院奨学金の総受給者 23 名のうち、半数併用。
- ・ H学院奨学金の規定を来年度から変更する。学生に返還の負担をさせないような形で授業料減免制度を充実し、減免の人数を増やす方針である。
- ・ 返済不要奨学金はほとんど減免制度でカバーしている。
- ・ 1～3年生学生を対象とする給付奨学金はない。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

- ・ 2015 年度から、学内ワークスタディ制度を設けている。主な業務内容は事務業務である。2015 年度 38 名で、時給 850 円。一人当たりの時間数は長くない。
- ・ TA 制度はあるが、大学院生は在籍者数自体が少ない。

#### 4. 中退の状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

###### ◇退学者・休学者・休退学者数の推移

	2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度	
退学者	49	2.8%	42	2.3%	38	2.1%	45	2.3%	48	2.4%
休学者	19	1.1%	19	1.0%	25	1.4%	22	1.1%	32	1.6%
休退学者計	68	3.8%	61	3.3%	63	3.4%	67	3.4%	80	4.1%
在籍者数(前年比率)	1,770	134.9%	1,845	104.2%	1,850	100.3%	1,972	106.6%	1,960	99.4%

###### ◇退学理由の推移

	2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度	
就学意欲の低下	15	30.6%	8	19.0%	10	26.3%	10	22.2%	15	31.3%
進路変更(就学)	10	20.4%	9	21.4%	8	21.1%	6	13.3%	9	18.8%
進路変更(就職)	6	12.2%	10	23.8%	3	7.9%	7	15.6%	11	22.9%
経済的事由	11	22.4%	6	14.3%	5	13.2%	16	35.6%	8	16.7%
家庭の事情	3	6.1%	2	4.8%	2	5.3%	2	4.4%	2	4.2%
病気療養	2	4.1%	5	11.9%	3	7.9%	2	4.4%		
その他	2	4.1%	2	4.8%	7	18.4%	2	4.4%	3	6.3%
	49		42		38		45		48	

- ・中退者が年々多くなり、大きな問題となっている。
- ・2015年度から所見書に理由を記入するようになったが、まだ10名しか記入されていないため、現時点で「経済的事由」と答えた学生はいない。
- ・少人数で和気藹々の雰囲気がある一方、一回抜けると後から入りにくい面もある。
- ・退学の理由は年度によって異なる。
- ・健康系学科：3年進級時に進級基準を満たさず原級留めとなったことがきっかけで退学に至るケースがある。
- ・芸術系学科：4年生に卒業単位不足で退学。

##### 2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

- ・中退：本人の申し出。
- ・除籍：本人の意思と関係ない。  
学則：  
①授業料の納付を怠り督促してもなお納付しないもの。  
②学則による在学期限を超えたもの。  
③学則による休学期限を超えてなお修学できない者。  
④長期にわたり行方不明の者。

- ・①のケースはほぼ96%。②・③は実際にはいない。
- ・授業料滞納の学生の家庭事情は様々だが、母子家庭が多い。
- ・授業料の滞納による除籍者は年に5名以内。
- ・授業料の延納に関して、個別のケースで対応する。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

(1) 中退の主な理由

(1) 芸術系学科：学科の教育内容と自分のイメージとの不一致による修学意欲の喪失。

心身の不調。

(2) 人文系学科：経済的理由も関連しての退学は、2011年度以降では5例ある。

修学意欲の低下2例、家庭の事情3例。

(3) 教育系学科：経済的困難が理由で中退するケースはほぼなし。

(4) 社会系学科：本年度にこれまで2件の退学申し出があったが、いずれも進路変更に関することが主な理由であり経済的困難が関係しているケースはなかった。

(5) 環境系学科：中退に至ったケースとしては、修学意欲の低下や進路変更に関するものがほとんどであり、一部家庭の事情や人間関係などが見受けられた。

経済的困難が関係しているケースは、以下の3件。

①留学生が成績不良により、学費の減免が受けられなくなり、不登校になった。

②父親は漁業を営んでいたが、2011年の震災により被害を受けた。路線不通のため学生も一人暮らしをせざるを得なくなった。加えて、母親の病状が悪化。そのため、母親の看病+家庭の経済的事情により、父親と本人から退学の申し出が出された。

③地方から大学に入学し、友人は多かったものの、一人暮らしのためホームシックにかかり学習意欲が減退。さらに経済状況が悪化したことから、学生を見つけることが不可能と判断し、退学を希望。

(6) 健康系学科：勉強する分野の違いを感じて退学し、専門学校や他大学に入学するケース、就職するケースがある。

- ・学生全体の7割が県内出身。自宅通学者が多い。

4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明  
ください。

・学生への声かけ、また中退予備軍の学生に対して、担任教員が面談を行っている。しかし、面談に来ない、また連絡も取れないというケースが少なくない。

・2015 年後期から、学習サポートセンターを設け、日本語作文と英語の講座を開講し（半期 13 回、無料参加）、今年度から学生の個別的なニーズ対応するための個別相談・指導も開始し、学業不振による中退防止に努めている。

・大学全体で、中退防止を専門とする特別の委員会を設けるのではなく、教務部や学生生活部（特に経済的な支援）の中で中退防止に取り込んでいる。

(1) 芸術系学科

1・2年生はクラス担任、3・4年生はゼミ担当教員が定期的に、また随時、学生と面談を行い、経済支援について相談を受けた場合には学内の窓口（学生生活課）に行くよう勧めている。

(2) 人文系学科

学科としては、相談体制を整えているといった程度。

(3) 教育系学科

学生の申し出に対し、各教員が相談員として対応している。まずは担任が主相談者となり、その後学科として体制を整えている。

(4) 社会系学科

具体的な経済的な問題に対しては、学生生活課などと連携して、奨学金などの相談を行うようにしている。一般的な学生の状況については、定例の学科会議の場で、各教員から気になる学生の動向などについて情報を提供し、学科において共有をはかっている。

(6) 健康系学科

大学のオープンキャンパス等で入学前に 費用のことや 両親との十分な相談を勧めている。また、入学後勉強する分野のイメージギャップが無いように、個別相談や講義もしている。

- 5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

(1) 人文系学科

3) に記したよう中退の相談があった学生に対しては適宜相談する体制を整えている。その上で、経済的な理由によって願い出た学生に対しては、適宜相談する際に復学措置を、各教員が伝えていると、思われる。経済的な理由によって休学し、その後復学に至ってケースは、以下3の2) を参照。

(3) 教育系学科

本学科は保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生が在籍しているため、中退する学生の数は極めて少ない。近年においての中退理由は、「心身の事由」「進路変更」が主となっている。在学中、各教員が真摯に学生の相談に関わるものの、在学継続および復学に至るケースは少ない現状。

(6) 健康系学科

既婚学生が妊娠を機に退学を申し出たが、大学入学したことや今後の子育ての過程で、また大学生活を送りたくなるかもしれないとのことで、最大期間（4年間）の休学を勧めた。その後、出産育児は順調の様子であるが、復学の返事はまだない。

- 6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

・ 基本的には、担任教員が対応する体制となっている。教員は大変である。親と連絡する場合もある。

・ 大学全体の総合的なアドバイザーがない。

学生相談室があるが、主にメンタルケア。経済困難の相談はあまりない。

大学には心理系学科があるから、そちらの先生に対応のアドバイスを聞く。個別に相談するメンバーがいる。

・ 中退を決めた時点で、再入学の案内を行う。

・ 中退後の追跡はない。

(1) 芸術系学科（2011年度以降）

■ 中退した学生に対しての対応・支援

・ 本人来校時には面談をして現況を聞く（2、3例）

■ 当該学生のその後（2011年度以降）

・ 在学時からのアルバイト（飲食店・コンビニエンスストア等）を継続（2例）

・ 退学後に開始した仕事・アルバイトで活動（2例）

・ 専門学校に進学（1例）

・ 自宅で療養（1例）

(3) 教育系学科

- ・在学時の担任などが個人的につながり、支援および把握している（ケース自体は多くない）。

**3. 休学の状況についてお聞きします。**

1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

4・1)の表を参照。

- ・休学中に在籍料は取らない。
- ・半年・1年休学して復学するパターンが多い。

2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

- ・経済理由が休学までの大きな理由ではない。
- ・休学する際に、口頭での説明があるが、記録には残していない。
- ・すぐに退学ではなくて、とりあえず休学するという形のほうが多い。

(1) 芸術系学科

■休学の主な理由：現在休学中の6名については以下の通り

- ・心身の不調（5名）。うち3名が入学前からの状態の継続。
- ・経済的な困難（1名）。

■背景に経済的な困難が関係しているケース

- ・保証人の収入が不安定なため退学も考えたが、休学してアルバイトで学費を稼ぎ、学費が貯まったら復学をしたいと考えているケースあり（1例）。

(2) 人文系学科

2例（留学生、卒業延期学生）

留学生：経済的理由。本国の母の体調不良により本国に戻る可能性あり。→その後復学

卒業延期学生：後期の科目だけ修得して卒業できるため、前期を休学とした。

(3) 教育系学科

本学科における経済的困難が関係しているケースはほぼなし。

(4) 社会系学科

休学の主な理由は、進路(入学後のマッチング、勉学意欲の低下)、友人関係、心身の不調などが主なところであり、経済的困難が直接休学に結びついているケースはほとんど見られない。



- 3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

・休学中に担任先生から連絡があり。  
・休学期間が終わる前に、復学か休学延長か退学か、ヒアリングを行い、 possible の限り復学するよう指導するが、休学延長と退学になった場合、手続きを進めていく。

(1) 芸術系学科

■対応・支援

- ・1・2年生はクラス担任、3・4年生はゼミ担当教員が、定期的に学生または保護者と連絡をとり、現況と今後についての希望を確認している。
- ・心身の不調が理由である場合には、上記に加え、本学の学生相談室の利用や、医療機関での受診を勧めている。

■当該学生のその後

- ・通院を含む自宅療養（5名）
- ・アルバイトを継続（1名）

(2) 人文系学科

2例のうち1例は、留学生。もう1例は、上記した通り。特に、経済的な支援を必要とする事例ではなかった。

(3) 教育系学科

毎月の学科会において、各クラス担任、授業担当者における欠席の多い学生について審議し、休学に至ることのないよう適宜予防策を講じている。それでも休学に至った場合には、クラス担任が主となり、学生へ対応および支援を行っている。

精神的理由により休学をしている学生に対しては、定期的に連絡をとり、保護者とも情報交換を行っている。

(6) 健康系学科

経済的な困難な場合は、中退の方向ではなく、1年間休学して、アルバイトして学費をためて復学する方法もあることは話をしている。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

今年度における授業料滞納(納付期限を過ぎてからの納入、または未納)の状況は、前期 119名、  
後期 109名で、人数的には大体例年通りであり、休学者以外の全学生のおよそ1割である。

この中で、未納のため最終的に除籍退学になる学生は、例年大体5名くらいである。

滞納者への対応は、保護者宛に督促状を郵送し、それでも納入がない場合は電話連絡、担任へ連絡して学  
生に状況を伝える等である。

##### 2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

授業料納入方法は、郵便振込で前期、後期の2期に分けての納入となっている。  
前期、後期それぞれ、分納願の提出、承認により、3回までの分納が可能である。  
未納が継続した場合の対応としては、上記の1)の滞納者への対応と同様である。

##### ■オリコ学費サポートプランについて

大学がオリコファイナンスと提携している教育ローン。(2014年度後期より)  
学納金の立替払い制度。保護者が申し込みをして融資をうける。

##### 利用者

2015年度(前期・後期合計)(2016.1.26現在)

在学生 68件

新入生 3件

##### ※昨年度(後期より開始)

在学生 37件

新入生 8件

- ・オリコ学費サポートプランは、保護者に送信するのではなく、大学に授業料として納付される  
ものである。銀行ローンとほぼ同様な利子がついている。

- 3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

主な状況は、恒常的な経済的困窮や、保護者の離婚、離職や病気等の家庭の状況の変化、兄弟の入学金冠婚葬祭等の突発的な支出増などで、他には学生の就職活動による交通費や宿泊費の出費増のためというケースもある。

恒常的な経済的困窮は、震災の影響での経営不振や解雇等のケースもある。

納入した後のそれぞれの状況について、恒常的な経済的困窮の場合は、大学生活4年間同じような滞納状況であることがほとんどである。

なお、所定の期日までに授業料(学納金)が振り込まれない場合は、学則により除籍としている。

- ・奨学金を利用しながらも、授業料を払えないケースもある。
- ・奨学金が家計のほうで使われるケースもある。

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴(家庭の経済状況など)について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

- 1) 家庭の状況、特に経済的な面について

家庭の状況については、母子家庭の学生が多く、他には家族に介護が必要な方や入院、病気の方がいるという学生や、兄弟(特に下の兄弟)が多い学生に延納者が多く見られる。

学生の奨学金を保護者が管理し家庭の生活費となり、授業料納入に支障をきたしている。

学生が授業料の未納状況がわからない場合も多い。

JASSO奨学金の一種、二種両方の満額貸与を受けている学生もいる。(9名、全体の約0.5%)

- (1) 芸術系学科

- ・ひとり親家庭が多い印象がある。

- (2) 健康系学科

父母の離婚した経緯は知らないが、子が大学に在籍しているときに母子家庭であることが多い。

加えて、兄弟がまだ大学生であったり、高校、中学生であったりする。

また、学生は上限と思われる奨学金を借りて、アルバイトをして、自身で学費や生活費まで捻出しているケースや、奨学金はすべて母親に渡し、母親はプールしたお金で、学費や生活費としているケースなどがある。

- ・就職率は97%。ただし、内定率だけでは安心できない。

2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

アルバイトの賃金の使途の内訳		
欲しい物の購入	48%	自宅通学者が8割を超える
生活費	22%	若干自宅外通学者の方が多い
貯金	15%	自宅通学者が8割を超える
学費	6%	自宅通学者が9割を超える
クラブ・サークル活動費	2%	自宅通学者が8割を超える
社会勉強	2%	自宅通学者が7割を超える
その他	5%	

アルバイトの占める時間(週あたり)	
アルバイトをしていない	28.0%
3時間未満	2.7%
3時間から10時間	18.0%
10時間から20時間	33.6%
20時間を超える	16.1%

(1) 芸術系学科  
・多い場合は週5～6日アルバイトを行っている。その結果勉学がおろそかになる事例もある。

(2) 人文系学科・(3) 教育系学科  
・6割～7割程度の学生がアルバイトを行っているという印象。

(4) 社会系学科  
男子学生の比率が高いこともあり、アルバイトを行っている学生は8割前後にのぼるとみられる。男子学生は飲食店(居酒屋、ラーメンなど)でのアルバイトが多いようだ。シフト担当などを任せられるケースもあり、学業よりもアルバイトの方を自分の当面の仕事、責任を感じてしまうケースもある。深夜に及ぶ場合もあり、翌日の午前中の授業の出席に影響をきたすケースもある。

(5) 環境系学科  
8割以上の学生がなんらかのアルバイトを行っていると思われるが、学費や生活費に充てているものは1割～2割程度の印象である。留学生はその割合が高いと感じている。

(6) 健康系学科  
週6から7ペースでアルバイトをしている学生もいる。週6～7でアルバイトをしている学生は、車の購入やファッション、旅行などの目的の為にやっている。経済的に苦しい学生は、そこまではやっていない  
1) の母親に奨学金をすべて渡している学生は主に土日(週2)で自身の小遣いである。

- ・ 7、8割の学生がアルバイトしている。
- ・ 10～20時間アルバイトの学生は3割いる。
- ・ アルバイトしない学生が一番多い学科は、心理系学科である。次は健康学科、その次は教育系学科。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

学内ワークスタディの実施（38名の学生が登録）

貸与奨学金のほか、多くはないが財団等で募集する給付の奨学金募集があれば紹介する。

学生の保護者と教職員が構成する組織による、4年生を対象としている学士援助金制度。

6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

■国への要望

- ・ 一億総活躍社会を謳うのであれば、日本の未来を担う若い人が安心して働ける環境を整えてほしい。正規雇用を増やし、平均的な学力の学生であっても、少し頑張れば正社員として就職できる世の中にしないと、若い人はますますやる気を失い、不安にさいなまれる。すべてを世の中のせいにするつもりはないが、当学科で心身の不調による休学が多いことと世の中の動向とは、決して無縁ではないと感じている。逆に、頑張れば未来が開けるような世の中であれば、若い人は、大学での学びと自分の将来との関わりについて、自らの問題としてさらに意欲的に考えることができるであろう。私たち現場の教員も、働くことや学ぶことの意味を、自信をもって学生に伝えることができる。
- ・ 平均的な学力の学生が通う大学に、教育政策の担当者が一定期間出向し、現場を知る制度があると有益である。アンケートや短期間のインタビューではうかがい知れない教育現場の実態が学べるはずだ。
- ・ すでに論点にはなっていることだが、目先の学費を工面するための貸与型の奨学金や民間の教育ローンは、利用者の生涯の長期的視点から見た場合に有益どころか逆にリスクを高めているのかと懸念される。
- ・ 給付奨学金を増やしたほうがよい。
- ・ 安定的な就職環境。

## I 大学（私立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

(1) JASSO 奨学金（全体で約 3 割の学生が奨学金を利用している）

<2015 年度の採用状況>

第 1 種 87 名。

第 2 種 156 名。

併用 28 名。

応急採用・緊急採用 なし。

<不採用状況について>

第 1 種

成績不良につき不採用 6 名 → 6 名全員第 2 種で採用。

家計基準の条件を満たせず不採用 5 名 → 3 名が第 2 種で採用。

採用枠の都合上不採用 → 下位 4 名不採用 → 3 名が第 2 種で採用。

第 2 種 不採用なし

※過去の奨学金の採用状況

年度	日本学生支援機構	地方公共団体他
2014 年度	293	9
2013 年度	247	4
2012 年度	263	6

#### 2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

本学では、東日本大震災で被災し、家屋が「全壊」か「半壊」あるいは原発避難に該当する在学生について規程を設けて以下のような学納金の減免等を 2011 年度（平成 23 年度）より実施している。

##### ①対象者

学納金減免対象者は、東日本大震災による災害救助法適用地域に指定された地域に居住地があり、次の各号のいずれかに該当し、経済的に就学困難である者とする。

- (1) 家屋が全壊（全焼）の被害を受けた者

- (2) 家屋が半壊(半焼)の被害を受けた者
- (3) 自宅・実家が「原発事故による避難地区」の者

前項における経済的に就学困難である者とは、主たる家計支持者の収入金額が以下のいずれかに該当する者のことを言う。

- (1) 給与所得者の場合は、源泉徴収票に記載されている支払金額が 841 万円以下である者
- (2) 給与所得者以外の場合は、確定申告書等に記載されている所得金額が 355 万円以下である者

※収入金額についての条件は、2015 年度から追加された条件。

<減免の額>

前期または後学期納金の 20%とする。学納金とは、入学金・授業料・設備費・実験実習費をいう。

<適用を受けた学生数(過去3年間)>

- 2013(平成 25)年度 76 名。
- 2014(平成 26)年度 64 名。
- 2015(平成 27)年度 37 名。

**3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか**

学納金を滞納し、延納手続きをしている家庭については本学独自の奨学金支給をもって納入するケースがあるので、これらの経済支援が役立っており、除籍退学の防止に役立っていると言えます。ただし、退学の主たる理由が経済的問題以外の場合には、JASSO 奨学金や本学独自の経済支援が退学防止に役立っているかどうか明確にわかりません。

**4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について**

本学独自のものとしては、以下のような奨学金や授業料減免制度がある。

【奨学金】

- ① I 大学同窓会奨学金
  - (1) 授業料半期分相当額(給付型)。
  - (2) 困窮学生を対象とする、年度によって受給者の数が変わる。今年度 0 人、昨年度 1 人だった。
- ② I 大学保護者会奨学金

30万円（給付型）年に5名。

選考にあたって、経済的困窮度を重視する。

③ X民間会社奨学金

20万円（給付型 ただし毎年度あるわけではなく、X民間会社側の意向による）。

④ その他、本学独自と言えないが、医療系学部関係奨学金がある。

【授業料減免制度】

⑤ I 大学授業料減免制度

(1) 授業料の半期分相当額を免除する。

(2) 昨年の申請者は28名、減免者10名。

⑥ その他、通常学生は対象外になるものの、外国人留学生授業料免除制度・在学留学生学納金免除制度がある。

(法人は留学生への支援として、毎年寄付金を募る。)

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

「4」で記載したもの以外にはない。

4. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況（人数、対応など）について

退学の意思を示した学生に対して、以下の①から④の流れで対応している。

学生が退学の意思を教職員に示したら、可能な限り学務部が学生とアドバイザー・ゼミ担当教員と調整を図り、面談を実施した上で手続きを進める。

① アドバイザー・ゼミ教員が、学生（保護者同席の場合もある）と面談し、退学の意思を持つに至った経緯や理由等について確認をする。スタンスとしては慰留に務めるが、基本的には学生の意思に沿う形で対応する。学生が直接面談に応じられないケースもあるので、電話で対応する等して本人の意思を確認する。

② 担当教員との面談を経て、なお退学の意思が固い場合には、「退学届」を本人に渡し（①の段階で本人に渡す場合もあり）、保証人連署の上、学務部に提出してもらう。一度退学しても本学には「再入学」の制度があり、状況が好転したらその制度を利用することができることも伝える。

③ 「退学届」の受理日以降の最短で開催される学生委員会・教授会で退学の旨を報告する。

④ 退学処理が完了した旨の通知を学生本人・保証人（連名）に郵送する。



- ・ 近年の退学の人数については、以下の通りである。

年度	人文系学部	健康福祉系学部	医療系学部	社会系学部	合計
2014年度	29	16	8	5	58 学生数2452 退学率2.37%
2015年度	28	12	3	3	46 学生数2397 退学率1.92%
2016年度	27	16	7	8	58 学生数2308 退学率2.51%

## 2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

### 【退学】学則

自己の都合や懲戒により大学を辞める場合は「退学」となる。

### 【除籍】

授業料等学納金を理由なく所定の期日までに納入しない者には催告を行い、なお納入しないときには、「除籍」となる。

近年の除籍者数

年度	人文系学部	健康福祉系学部	医療系学部	社会系学部	合計
2014年度	3	0	1	1	5
2013年度	3	0	1	0	4
2012年度	6	3	0	0	9

## 3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

【ケース1】高校卒業後12年間就労。姉の病気をきっかけに看護師をめざし、本学に入学。一人暮らし。親からの経済支援なし。貯蓄と日本学生支援機構奨学金、アルバイトで学業を継続しようとしたが、続かず1年次年度末で退学。

【ケース2】保護者の経営する店が経営不振となったこと、また姉が手術することの理由により、学業継続が困難となる。学業への意識はあり、経済状況が回復したら再入学したい。2年次前期末退学。

【ケース3】保護者が店を新規運営することになり、経済支援が受けられなくなる。福島県東白川郡から自動車通学しているため、アルバイトをする時間もなく、かといって一人暮らしをする金銭的余裕もなく、一人で学費を支払うことは困難と判断。1年次前期末退学。

①女子寮を有するが、留学生を対象とする。

②民間の指定アパートの家賃は2.5～3万円。

① 退者の一部は多兄弟。

**4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的に説明ください。**

経済支援・内容について前述の通りです。それらが退学防止に有効か否かは実感としてはわからない。中退防止に限りませんが、相談体制として、以下の体制を整えている。

①アドバイザー制度（担当教員による相談体制）

1・2年次生の場合には、教員の一人がアドバイザーとして、学生生活で困っている、わからないことについて相談に乗っています。また、3・4年次生は、ゼミの教員が担当教員として同様に対応している。

②オフィス・アワー（教員研究室での相談体制）

本学ではオフィス・アワーを設けています。オフィス・アワーとは、教員と人間的接触を深めることを目的にした公認の面接時間である。教員は、個人研究室等指定された時間帯・場所を年度初めにWEBサービスシステムに入力し、その情報を学生が見て、教員と相談したり雑談する機会を設けている。原則として専任教員はオフィス・アワーの時間を設けるようにしている。兼任講師については、授業の前後に学生対応に応じていただくよう依頼している。

③学務部等の相談窓口（事務窓口での相談体制）

学務部では教務課が主に履修相談や授業・試験・成績等についての相談に応じています。学生課では、対人関係やクラブ・サークル、経済上の事等、広く相談に応じています。学生課の組織下に保健室があり、心身の健康にかかわる事や悩み事等についても積極的に相談に応じているようにしている。状況によっては、本学カウンセリング研究所と連携する場合があります。いずれもプライバシー厳守という事を標榜して

相談に応ずる体制を整えている。なお、キャリア支援センター等学務部以外の事務部署においても、それぞれの努力で学生との相談に重きを置くようにしている。

④ハラスメント相談

本学では、「I 大学ハラスメント防止委員会」が組織されており、セクシャル・ハラスメントやその他のハラスメントがあった際に、相談に応じている。相談用専用 E メールを学生への配布物や掲示により周知している。

※本学では、比較的小規模であることから、学生や気軽に相談に応ずることができる体制づくり・雰囲気づくりを重視しており、教員・事務職員を問わず「キャンパス内に誰かと相談できる体制」を維持・発展させるべく努力している。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

【アドバイスや支援の結果、在学継続となったケース】

特記すべきケースではない。

【再入学制度について】

①本学には退学者・除籍者ともに再入学（復学）を認めている。ただし、再入学できるのは、同一学部学科 1 回限りとなっている（学則で規定。その他再入学に関する規定あり）。退学から再入学までの期間が長くなると、カリキュラムが改定されていることがあり、その改定が大幅であった場合には再入学後から卒業までに余計に年数がかかる可能性（例えば 2 年間で卒業できると思っていたが、3 年かかってしまう）がある。「想定よりも余計に年数がかかるのであれば再入学しない」という退学者も実際には存在する。

②再入学の場合、入学金がなく、3.6 万円の検定料を徴す)

③過去 3 年間の再入学相談件数・実際に再入学した件数

年度	人文系学部		健康福祉系学部		医療系学部		社会系学部		合計	
	相談	入学	相談	入学	相談	入学	相談	入学	相談	入学
2014 年度	1	0	1	1	0	0	0	0	2	1
2013 年度	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
2012 年度	1	1	2	2	1	1	0	0	4	4

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

退学した学生については、学務部から退学後に特段コンタクトを取ることはない。退学者に対する具体的な支援策があるわけでもない。ただし、ゼミ担当教員等と退学者が個人レベルで連絡を取り合ったり相談をしているケースはあると思われる。それらの実態は把握していない。

3. 休学の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

休学的意思を示した学生に対しては、以下の①から④の流れで対応している。

学生が休学的意思を教職員に示したら、可能な限り学務部が学生とアドバイザー・ゼミ担当教員と調整を図り、面談を実施するようにしている。

・①アドバイザー・ゼミ担当教員が、学生と面談し、休学の理由等について確認をする。病気等の理由の場合には医師の診断書を提出してもらう。学生が面談に応じない場合(応じられない状況もある)もあるので、その際には電話で意思を確認したり、保護者に確認したりする。

・②担当教員との面談を経て、休学の事情を把握したうえで、「休学届」を本人に渡し(①の段階で本人に渡す場合もあり)、保証人連署の上、学務部に提出してもらう。

・ ③「休学届」の受理日以降の最短で開催される学生委員会・教授会で退学の旨を報告する。

・ ④休学処理が完了した旨の通知を学生本人・保証人(連名)に郵送する。

・

・ 過去3年間の休学者数

年度	人文系学部	健康福祉系学部	医療系学部	社会系学部	合計
2014年度	6	0	1	3	10 休学率0.41%
2013年度	8	2	2	2	14 休学率0.58%
2012年度	5	2	3	0	10 休学率0.43%

・

**2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。**

【ケース1】父親の会社の経営不振により収入減。母親の病気により医療費負担増。アルバイトをして学費を工面したいと1年次後期休学。経済状況に変化はなく、アルバイトでの学費工面も困難であり、1年次年度末退学。

**3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。**

休学した学生については、休学の理由によりその対応や支援は異なる。休学の理由が病気やけがの場合には、学生の近況確認のため、本学教職員からコンタクトを取ることがある。休学の理由が私的な留学等の場合には、特段休学中に学生にコンタクトを取ることはない。なお、復学する際には所定の手続きがあるため、そのための連絡等はすることになる。

特記すべき具体的なケースはない。

**4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。**

**1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について**

授業料の滞納については、延納・分納できる制度を作り対応している。その制度の詳細については、次の「2. 貴学の授業料納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について」の項目を参照。

- ① 所定の期日までに学納金納入が確認できない場合には、第1段階として延納手続きをするように文書を郵送し、「延納願」を提出してもらう。
- ② 延納期限(分納を含む)は、前期が6月15日、後期は12月15日となっている。学務部では、滞納している保護者からの相談に応じたり、場合によっては速やかに延納手続きをするように促したりしている。残念ながら上述の延納期限を守ることができないケースもある。その際には、学長の判断で特別に一定期間延納をさらに認めることがある。
- ③ 学納金を滞納する家庭は、連絡が付きにくい場合もあり、対応に苦慮することが多い状況である。
- ④ 学長の判断で特別に一定期間延納を認めても納入できない場合には、「除籍」として取り扱うが、極力「除籍」とならぬよう学務部では滞納者に対応している。

過去3年間の未納（滞納）者数

年度	人文系学部		健康福祉系学部		医療系学部		社会系学部		合計	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
2014年度	48	90	21	44	11	15	9	20	89	169
2013年度	71	96	29	37	14	18	8	10	122	161
2012年度	61	101	20	32	12	19	2	5	94	157

※表の数字は、学納金納入期限である各年度3月末、9月末の学費滞納者数である。未納者は所定の手続きを経て、一定の猶予期間（猶予期間内の分納も可能）が認められる。

※1年次生は前期学納金が入学手続き時に納入済みであるため、各年度の前期延納（滞納）者数は後期のそれと比べて人数が少ない傾向にある。

3年間の延納（滞納）率

年度	文学部		在籍者数
	前期	後期	
2014年度	3.63%	6.89%	2452
2013年度	5.09%	6.72%	2397
2012年度	4.07%	6.80%	2308

※1年次生は前期学納金が入学手続き時に納入済みであるため、各年度の前期延納（滞納）者数は後期のそれと比べて人数が少ない傾向にある。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム（一括／分納）と、未納が継続した場合の対応について

本学の授業料等の納入は、前期と後期の2分割納入方式となっている。前期分は前年度の3月末まで、後期分は当年度の9月までが授業料等納入金の納入期限となっている。その期限が過ぎた段階で、未納者を把握し、所定の手続きを取れば「延納」か「分納」ができる制度を設けて対応する。まず、「延納期限について」は、前期が6月15日、後期が12月15日と規定している。未納者は、延納期限の範囲内で家庭の状況に応じて納入期限を設定できる。延納手続きをしても納入できなかった場合には、学長の判断で再延納を認める場合がある。再延納の手続きが認められたにもかかわらず、納入できない場合には「除籍」となる。「除籍」の場合には、極力「除籍承諾書」を未納者から得ることになっているが、場合によっては「除籍」による旨を記した内容証明郵便の送付をもって通知とすることもある。

「分納」の場合には、3月分割までの分納を認めている。その金額については、分納希望者の希望に沿

うようにしている。ただし、分納の期限は、上記延納期限と同一である。分納の手続きをして学納金を納入しようとしたにもかかわらず、分納額を納入できなかった場合には、学長の判断で再延納を認める場合がある。それでも納入できない場合は「除籍」となる。「除籍」の場合の対応は、上述の通りである。「延納」「分納」のいずれも本学担当者が相談に乗りながら、また状況に応じて学生との面談も実施しながら対応しており、延納期日になったから即刻除籍にする等の対応はしない。しかし、学長判断による納入期限の延長（再延納）等特別措置を講じても、最終的には「限度」があるので、除籍となる者は当然いることは事実である。

**3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのような  
なったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。**

授業料未納学生の状況はまちまちであると思われる。様々な事情により、家庭の経済事情が芳しくないということに尽きるとと思われる。学生自体は、学費が未納状態であっても、一般学生同様、通常通り授業を受けている。学生自体は、きわめて普通の学生であり、授業料未納の学生がとりわけ素行が悪いとか成績が振るわないという状況はないと思われる。経済的に困窮して学納金が未納の学生のほとんどは、アルバイトをしている状況にあるようだ。

**5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲  
で具体的なケースを教えてください。**

**1) 家庭の状況、特に経済的な面について**

授業料未納の学生の状況はまちまちであると思われます。延納手続きをする学生のほとんどは、アルバイトをしているようである。

【ケース1】父親の事業がうまく行っていないため、収入が少なく、学納金の滞納が毎年度生ずる状況になっている。所定の延納手続きを取っているが、延納期限を守ることができない。学長判断で再延納手続きを認める等、特別に対応して何とか学籍を維持している状況である。

【ケース2】母子家庭のため、収入が少なく学納金の滞納が毎年度生ずる状況になっている。生活保護を受けている。延納時の対応はケース1と同様に対応している。

【ケース3】保護者は経済的に問題があるわけではないが、進学時に学生自らが学費を工面することを進学時の条件にしている。そのため、アルバイト収入だけでは学納金納入の年度内2分割納入（前期と後期）が難しく、延納期限内に分割して学費を支払う手続きをしている。延納時の対応はケース1と同様に対応している。

※学費を滞納・延納する保護者で連絡が取りづらい家庭が散見される。延納期限日が間近に迫っている場合、保護者と連絡が取れないと支払の予定や意思も確認できず、担当者の大きな負担となっている。保護者側の不誠実な対応に苦慮している。

## 2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

面談を通しての実感ですが、経済的に困窮している学生は、総じてアルバイトをしている状況にあるようだ。中には夜間長時間におよぶアルバイトをして、家計を助けている学生もいるようだ（本学では、夜10時以降のアルバイト募集は受けつけていない）。また、困窮学生の多くは日本学生支援機構等の奨学金を受け、その奨学金を学費に回しているようだ。中には、卒業後の返済に不安を抱いている学生もおり、困窮状態であってもあえて奨学金を受けることを避けている学生もいるようだ。

## 3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

1の4)「貴学独自の奨学金・授業料減免制度について」で記載した各種奨学金や授業料減免について、経済的に困窮している学生には面談の際に申請することを促したりしている。ただし、学生が申請しても、奨学金や授業料減免の恩恵を受けられる学生は数名であるため、年収の状況や経済状況のひっ迫度等により恩恵を受けられない場合もある。学内アルバイトについては、特段斡旋していない。

## 6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

特になし。

### 補足

- ・病院関係の奨学金の多くは、条件つきであり、学生に敬遠されることもある。
- ・進路変更による退学者は比較的多い。国立大学への進学を目指すとか。進んで留学経験を積む学生は少ない。
- ・大学周辺のアパートは比較的安い。9割の学生は県内出身で自宅通学、通学バスを利用することができる。



文部科学省先導的大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する  
実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」

- ・連絡を取れない学生、保護者とのやりとりは最も難しい。プライバシーの保護により、家庭の詳しい事情に踏み込めない場合もある。
- ・精神的にきつい学生は長期にわたって欠席することがある。
- ・休学は2年間を上限とする。休学中の授業料について、以前は基準額の半分を支払う規定であったが、現在は在籍料として12万円徴収している。
- ・実習の多い分野の学生は忙しくて、アルバイトをできない状態にある。

J大学

1. 奨学金のことについてお聞かせください。

1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）※資料があればもらう

(1) JASSO 奨学金

H27 年度採用者

	BS 学部	CS 学部	MS 学部	ES 学部	HS 学部	DS 学部	合計
第 1 種	15	166	19	13	35	13	261
第 2 種	28	54	59	38	53	25	257
併用	3	4	6	5	14	1	33
合計	46	224	84	56	102	39	551

・ H27 年度奨学生数（平成 27 年度 8 月 1 日現在）

	BS 学部	CS 学部	MS 学部	ES 学部	HS 学部	DS 学部	合計
第 1 種	144	194	162	24	163	87	774
第 2 種	372	667	548	100	493	267	2447
併用	49	79	46	10	58	32	274
合計	565	940	756	134	714	386	3495

・ ・ 不採用状況について

・	・ BS 学 部	・ CS 学 部	・ MS 学 部	・ ES 学 部	・ HS 学 部	・ DS 学 部	・ 合計
・ 第 1 種	・ 5	・ 3	・ 9	・ 0	・ 0	・ 0	・ 17
・ 第 2 種	・ 1	・ 2	・ 0	・ 0	・ 0	・ 0	・ 3

・ ・ 不採用理由

第 1 種：1 年次生については、高校評定値 3.5 未満のため。2 年次以上については、本人が所属する学部（学科）において、上位 1/3 以外の成績のため

第 2 種：日本学生支援機構が定める家計基準外のため

※学部について

BS 学部＝応用生物学部・CS 学部＝コンピュータサイエンス学部 MS 学部＝メディア学部

HS 学部＝医療保健学部・DS 学部＝デザイン学部

文部科学省先導的大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する  
実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」

(2) JASSO 以外の奨学金

制度名	人数 (H27 年度実績)
入学金免除制度	61 名
スカラシップ制度	113 名
大学院奨学金	79 名
同窓会奨学金	10 名
A 奨学金	5 名

2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について (該当がある場合)

J 大学自然災害における学費等減免規程によるが、平成 27 年度からの対象者なし。

①学費減免 (平成 23 年度から平成 26 年度まで)

年度	学費の 100%減免	学費の 50%減免	学費の 25%減免
平成 23 年度	19	25	35
平成 24 年度	17	27	90
平成 25 年度	16	33	95
平成 26 年度	19		

②寮費減免 (平成 23 年度から平成 26 年度)

年度	食費のみで学生会館へ入寮
平成 23 年度	
平成 24 年度	4
平成 25 年度	11
平成 25 年度	9

3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

- ・ 経済的理由の解消手段として役立っている
- ・ ・奨学金を学費充当のため、振込日にあわせ、学費の分割支払いを行っている。
- ・ ・学費担当者と連携し、学費未納者への JASSO の追加採用等の紹介を行っている。

#### 4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

制度名	条件	奨学金	種別
入学金免除制度	卒業生又は在学生の、ご子息、令嬢、令孫、兄弟姉妹が入学した場合	入学金免除	給付
スカラシップ制度	入試上位合格者が入学する場合	年間 78 万から 120 万支給(学部による) 最長 4 年間	給付
大学院奨学金	面接選考・GPA3.0 以上または TOEIC450 点以上で希望する学生	博士 50 万、修士 10~30 万	給付
同窓会奨学金	他の奨学金を受けていない学部生で、成績、家計基準で選考	10 万円	給付
A 奨学金	学部生で、成績、家計基準で選考	10 万円	給付

#### 5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について (該当がある場合)

##### 学費分納・延納制度

本人からの願い出により、半期ごとの授業料を分割または、一括して延納する制度。

分割については 2~5 回の分割可。また、一括延納の場合、前期は 7 月、後期は 1 月末とする。

ただし、入学時については、前期学費の分割・一括延納不可

※学費の分割について、本学では分納扱いとしている。

## 2. 中退の状況についてお聞きします。

### 1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

退学率は、学部により異なるが、4%前後で推移している。過去 3 年間を見ると、次の退学者及び不本意入学者対策を実施した結果、減少傾向にある。

1. 休学、退学を希望する学生に対しての、教員 (アドバイザー) との面談。
2. 再試験制度の導入
3. 保護者懇談会の実施

H27 年度 : 八王子キャンパス 452 名、蒲田キャンパス 215 名、学外会場 173 名参加

- 4. 学修支援センターの教員拡充
- 5. 入学準備ガイダンスの実施
- 6. 入学前準備教育の実施

## 2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

### ○退学

(願いによる退学)

第 39 条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記載した退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2. 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

(大学の命ずる退学)

第 39 条の 2 成績の見込みがないと認めた者については、学長は、教授会の議を経て、退学を命ずることができる。

(懲戒)

第 41 条 本学の学生が、本学の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合には、教授会の議を経て、学長はこれを懲戒する。

2. 懲戒は、戒告、停学、退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したもの

4. 省略

### ○除籍

(除籍)

第 42 条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 11 条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は行方不明の届け出のあった者

2) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

**【家庭内事情の変化】**

親の失業、会社の倒産、離婚、介護、死別、病気療養、兄弟姉妹の進学、収入減等

**【学生の事情】**

留年後の学費支払困難、学費捻出のためのバイト従事、学習意欲の低下、進路変更等

3) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明  
ください。

休学、退学希望者への、アドバイザー教員・卒研担当教員との個別面談

学生相談室等、臨床心理士との相談、奨学金の追加・臨時採用紹介、学内奨学金の紹介、学費ローン紹介  
なお、次年度より、安易な休学や休学時の学生支援を強化するため、休学在籍料（半期6万円）を徴収し、  
アドバイザー教員や卒研指導教員からの定期連絡や、復学前のガイダンス等を実施。

4) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学  
に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

教員との面談を行うことにより、学生の状況を把握し、的確な指導を行うことによる、安易な退学や休学  
の防止や、退学から休学への変更等、成果がでている。（別紙参照）

5) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後  
について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

退学時に、再入学制度について説明し、下記の再入学者がでている。

2013年度1名

2014年度1名

2015年度2名

**3. 休学の状況についてお聞きします。**

1) 近年の貴学における休学の状況（人数、対応など）について

休学者は、学部によって異なり、大学全体で6%程度だが、本年度は様々な施策により、減少している。

2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケース  
をお聞かせください。

中退理由とほぼ同じ。

在籍中の学費支払者の失業や、学費支払者の会社の倒産、離婚、介護、死別、病気療養、兄弟姉妹の進学、

また、休学中の学費捻出（アルバイト）から、アルバイト従事、進路変更等。

3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

休学者に対する定期連絡や保護者への連絡。メンタル面での休学については、休学中の学内学生相談室を利用しての臨床心理士によるカウンセリングや心療内科や精神科の紹介。また、休学者に対するガイダンスにより、履修指導や生活指導、就職指導を行い、スムーズに復学できるように促す。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

授業料の未納による除籍者は、年間 20 名程度である。

滞納者には、毎月、督促状を送付。月平均 40 件程度。督促をしても学費の支払いがない場合には、除籍予告を送付。除籍予告を送付し、なおかつ最終期限までに支払いがない場合、除籍となる。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム（一括／分納）と、未納が継続した場合の対応について

学費は、前期、後期に分けての、一括納入のみ。月払いはない。

一括納入が不可能な場合、申し出により、分割納入もしくは、一括延納を認める。

本学の分割納入は、月払いではなく、2～5 回の分割としており、納入額についても、均等割りだけでなく、月によっても支払額も相談にのる。一括延納の場合、前期は 7 月、後期は 1 月末とするが、1 年生（新入生）については、分割・一括延納不可

※学費の分割について、本学では分納扱いとしている。

未納が継続した場合、

- ・奨学金制度（緊急応急、追加採用等を含む）の紹介
- ・学費提携ローン（日本政策金融公庫等）の紹介

3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

中退、休学者の利用と同じように、在籍中の学費支払者の失業や、学費支払者の会社の倒産、離婚、介護、死別、病気療養、兄弟姉妹の進学などによる、収入減や、学費、医療費の負担増。

休学しアルバイトによって学費を捻出する学生もいるが、容易ではない。アルバイト従事による退学や、学費未納による除籍、退学に繋がるケースが多い。

また、家庭における経済状況の悪化については、学生本人に話が伝わっていない場合や、大学より家庭への連絡がつかなくなる場合がある。

**5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲  
で具体的なケースを教えてください。**

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

既にあげられている、中退や休学、学費未納者の理由と同じ。

在籍中の学費支払者の失業や、学費支払者の会社の倒産、離婚、介護、死別、病気療養、兄弟姉妹の進学などによる、収入減や、学費、医療費の負担増。

・

・ 2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

一人暮らしの学生の多くは、アルバイトをして生活費を稼いでいる。中には、アルバイトによって奨学金不足分を稼ぎ、生活している学生もいる。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

奨学金制度（緊急応急、追加採用等を含む）の紹介や、学費提携ローンの紹介の他、民間の奨学生紹介等行っている。

**6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）**

- ・ 返済義務のない経済支援
- ・ 第1種奨学金の枠の拡充
- ・ 奨学金併用申込者の、添付書類簡素化
- ・ 保証人の年齢引き上げ
- ・ 経済面での躓きにより勉学意欲を喪失した優秀な学生に対するの救済措置。
- ・ 母子家庭などに対する、奨学金の充実
- ・ JASSO 奨学生における大学進学者に対する、入学準備奨学金の新設
- ・ JASSO 奨学生留年した場合の奨学金継続制度

ご協力いただきありがとうございました。



## K大学（私立）

本文中および【資料①】の数字は、留学生を含めたもの。

ただし、留学生を除いても、傾向に変化はなし。

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

##### (1) JASSO 奨学金

- ・ 第1種利用者 917名。
- ・ 第2種利用者 1759名。
- ・ うち、第1種・第2種併用者 約250名。
- ・ 貸与金額は、平均7万円。

##### (2) 学校独自の奨学金・授業料減免制度について（以下の表参照）

学内奨学金一覧（すべて給付型）

名称	対象	資格	選考	募集時期 (予定)	給付年額	2014年度 実績人数
K大学開学記念奨学金（一般）	全学部（留学生・特典付き入学者を除く）	優秀な学生で経済上修学困難な者	1.成績 2.論文 3.家計状況	4月	12万円	58名
K大学開学記念奨学金 特別	全学部 (2年生以上)	特に優秀な学生で熱意を持って研究に精進する者	1.成績 2.論文 3.面接	4月	15万円	4名
K大学 X奨学金	全学部	学業人物共に優秀で、建学精神を志す者	1.成績 2.論文 3.面接	4月	50万円以内	13名
K大学 Y記念奨学金	全学部	建学精神を体し、学業人物共に優秀な者	1.成績 2.論文 3.面接	4月	24万円以内	1名
Z記念奨学金	全学部	建学精神を体し、学業人物共に優秀な者	1.成績 2.論文 3.面接	4月	12万円	1名
K大学教育ローン利子補給奨学金	全学部	本学指定の金融機関教育ローンを利用し、学費を完納した者	家計状況等	1月	利息分 5万円以内	申請者なし
K大学後援会奨学金	全学部	在学中の保護者の死去等による家計事情の急変がある者	家計急変の証明書類等	4月、9月	60万円以内	31名
K大学学修奨励金(特別奨励賞)※	全学部	前年度の学業成績が特に優秀な者	成績等	※	20万円	30名
K大学学修奨励金(努力賞)※	全学部	前年度の成績が前々年度より著しく向上し、努力の成果が見られる者	成績等	※	10万円	59名

#### 2) 日本学生支援機構奨学金の不採用状況について

##### 平成27年度定期採用応募者

- ・ 第1種応募者 145名中 34名不採用。
- ・ 第2種応募者 155名中 12名不採用。

不採用理由

- ・ 所得金額おおよそ 600 万円（JASSO 認定所得金額）以上の者。
- ・ 第 1 種または第 2 種のみを希望して両方に応募し、どちらか片方が不採用になった者。

※基準の通り

適格認定については、案内を郵送している。ガイダンスは行っていない。

3) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

本年度は該当なし

※H24 年度に東日本大震災の対応として 46 名に約 2000 万円を適用。

4) 貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

- ①学費延納の許可 : 一定期間に「延納願」の提出による学費延納の許可。
- ②後援会奨学金 : 在学中の保護者の死去等による家計事情の急変がある者へ給付。
- ③K奨学金（一般） : 優秀な学生で経済状況が困難な者への給付。

経済的事情による奨学金（②・③）は単年度単位の申請。ただし、再申請をもとにした再採用はあり。

②については、最近の傾向として、人数の増減はそれほどない。

JASSO による家計急変型奨学金利用者は、2015 年度で 4 名。

メリットベースのものを含めた、大学独自奨学金（すべて給付型）リスト・・・表 1 参照

5) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

JASSO 奨学金や学内奨学金を申し込む理由は経済的な理由であることから、経済的理由から中退する学生の防止に役立っていると考えられる。

（参考）H27 年後期の JASSO 奨学金貸与者 2437 名中、

学納金の期限内納付は 91.3%。

滞納（第 1 回延納手続者 ← 「4. 授業料の滞納状況」参照）: 8.7%。

2. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

	退学	除籍	合計
2011年度	1.6%	0.6%	2.2%
2012年度	1.6%	0.7%	2.3%
2013年度	1.6%	0.8%	2.3%
2014年度	1.8%	0.5%	2.3%
2015年度(12/1時点)	0.7%	0.3%	1.0%

学年としては、1年生と4年生(留年生を含む)に多い。

2015年度の数字が低いのは、中退者が出るのは3月に多いため。

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

(1)退学

本人希望(退学願を提出)によるもの、もしくは懲戒処分によるもの。

退学手続き: 学生課→アドバイザー→学生課で中退届けの内容について再度確認→教授会

(2)除籍

- ①授業料その他、学費を滞納し催告してもなお納付しない者。
  - ②在学期間が所定の年数を越えた者。
  - ③休学期間を通算して3年を超えたもの。
  - ④医療系2学部においては、同一学年に2年在籍し、なお進級できない者。
- ただし、休学期間を除く。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

(1)退学の理由

進路変更(就職含む)、勉学意欲喪失、一身上の都合、経済的理由。

退学理由でもっとも多いのは「進路変更(就職含む)」。

経済的理由による退学者は、2015年度で7%ほど、2014年度では6%ほど。

※受付時、学生からしっかり事情聴取をし、退学理由をある程度限定している。

(a) 社会系学部・学科では、不本意入学者が多いため、退学する傾向が強い。

医療資格系学部については、休学しても退学には至らない。

(b) 学生相談室利用者は、年々増加傾向にある。

(2) 特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて

- ①留年確定により、家庭の経済的事情も悪いため、学費を援助してもらえなくなったため。
- ②留年が確定し、JASSO 奨学金の貸与ができなくなったため、休学して学費を稼ぐ予定だったが、厳しくなったため。
- ③留年が確定し、弟妹が多いため経済的に留年できないと判断したため。
- ④父が自営業をしながら祖母の介護をしており、経済的に余裕がなく通学が困難となったため。
- ⑤学費等を自分で支払っていたので、それならば働きたいと思ったため。
- ⑥親が病気にかかり、入院費や治療費の工面により学費の納入が難しくなったため。

4) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

再入学・復籍

- ①退学後3年以内の学生が再入学を希望した場合、選考により受け入れる。
- ②通信教育部への推薦：経済的理由等により退学の学生は、通信教育部への編入を推薦する場合がある。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

- ①家計急変があった学生に、JASSO 奨学金の緊急・応急採用（貸与型）を案内し、次年度に本学の後援会奨学金（給付型）を案内することで退学や休学にならなかったケース。
- ②アドバイザーに相談に行き、今後の学修計画等を整理することができ在学継続になったケース。  
EX. 第1志望以外での入学者に、今後の勉強の仕方などを指導。

6) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）

- ①アドバイザー制度  
1人の学生に1名、専任教員がアドバイザーとなって、学生の学修面や生活面における悩みや問題に対して適切な助言や指導を行っている。
- ②学費の延納

学費納付期限までに延納を申し出た学生は、書類提出により事情に合わせ、学費の延納を一定期間認められている（最大3ヶ月）。

③転部・転科

入学した学部・学科の学修が合わない学生には、定員に余裕がある場合、選考により希望学部学科への転科を行っている。

3. 休学の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

	比率	備考
2011年度	0.87%	
2012年度	0.52%	
2013年度	0.62%	
2014年度	1.22%	半期の在籍料制度ができた。(導入前：授業料の半額)
2015年度(12/1時点)	1.47%	授業4ターム制を導入、学費は半期制

※休学者については、半期の手続きを2回行い、通年での休学にある場合も存在するが、「休学」者数の数字は、延べ数ではなく、実数。

2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

休学の主な理由：進路選択、一身上の都合、病気療養、留学、経済的理由。

- ・休学者からの除籍者は0←確認がとれるまで何度も連絡をしている。
- ・休学者のうち、経済的理由による休学は2015年度で約9%。  
そのうち復学してきているのは約半分。

①母子家庭で母親が病気のため仕事ができず、生活保護を受けている。

学生本人はアルバイトで生計を立てているが、生活が苦しく、学費を支払う余裕がない。

休学し働いて学費を稼ぐため休学した。

②留年してJASSO奨学金を貸与できなくなったことにより学費の支払いが難しく、働いて学費を

稼ぐため休学した。

③母子家庭で経済状況が厳しく、妹の受験などもあるため働いて学費を稼ぐため休学した。

④前期の成績不良で留年が確定し、後期学費の納入が困難になったため、アルバイトにより学費を稼ぐため後期休学した。

⑤父が病気になり家計が厳しくなった。学費を稼ぐため、アルバイトに専念できるよう休学(留学生)。

⑥父母がおらず、祖母が入院しその介護のため通学が困難になり、生活費と学費を稼ぐため休学した  
(留年生、現在は復学している)。

3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後  
について、具体的なケースをお聞かせください。

#### 支援について

- ①休学が学修に関する原因の場合：アドバイザーや学務課への面談を促す。
- ②休学が経済的な理由の場合：事情に合わせ、各種奨学金の案内を行う。  
支給金額については、学費面では十分な金額であるとの印象を持っている。  
生活費面についてはおそらく、足りていると思うものの、正確なことはいえない。
- ③心身に関わる場合：健康管理センターを紹介し、臨床心理士や校医による面談を勧める。
- ④来期の修学意思確認：休学期間終了前に休学中学生へ復学の意思確認を行っている。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

##### H27 年度前期納入期限後

4 月末における督促者は全体の 2.1%、延納手続者 2.2%。

以降、同様の督促を行い、8 月末に除籍 (0.3%)

##### H27 年度後期納入期限後

9 月末における督促者は全体の 2.9%、延納手続者 2.9%。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

##### 学費納入方法

半期毎に一括振込

分納方式はない。

##### 未納継続者対応

- ①保証人宛に督促状を 2 回送付、3 回目に督促と除籍についてのお知らせを送付する。
  - ②保証人宛に電話かけを行い説明を行う。
- 3 回目のお知らせ、または電話かけに応じない者は除籍手続きを行う。

3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのような  
のか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

①JASSO 奨学金貸与者。 (H27 後期 授業料滞納者に占める貸与者の比率：47%)

4月からの奨学金を貯めてから納入するため、時間がかかるケースが多い。

一次の期においても基本的に同じペースになるため、4年間延納が続くことが多い。

②留学生

本国の親からの送金が遅いケース。

※経済的に困っている訳ではないが、ギリギリに送ってくるパターンが一定数存在する。

③仕送りがほとんどないため、学費、家賃等をアルバイトで稼ぐケース。

④母子家庭で母の収入で家計を支え、学費等は奨学金利用しながらアルバイトで稼ぐケース。

⑤親が自営業で、収入が不安定なケース。

⑥就職活動でアルバイトができず、アルバイト代を就活費（主に交通費）に使ってしまったケース。

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲  
で具体的なケースを教えてください。

1) 家庭の状況、特に経済的な面について（学費納入にまで影響が及ぶほど経済的に困難な学生）

①親が自営業。

②母子家庭。

③家族に病気療養や介護を必要とする人がいる。

④弟妹が多い。

※上記の①～④が複合されている場合が多くみられる。

2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

アルバイト代：実額平均 34 万円/年 (JASSO 適格認定より。JASSO 貸与者 述べ 2048 名)

なし (20%) 5万未満 (3%) 10万未満 (4%) 10～19万 (9%) 20～29万 (11%)

30～39万 (12%) 40～49万 (9%) 50～59万 (7%) 60～69万 (8%) 70～79万 (6%)

80～89万 (4%) 90～99万 (3%) 100万以上 (3%)

※今年度、IR推進室による、学生生活実態調査を実施中。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

①経済困難な学生に対する奨学制度を増設

②学内のスチューデントジョブ制度を検討中

入試アシスタントなどに、経済的事情も考慮して、これからは採用していく予定。

今後は、大学事務の補助にも採用を検討している。

6. その他（設問以外で何かあれば）

とくになし



## L 大学（私立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

<p>[1] JASSO 奨学金</p> <p>a) 第一種第二種あわせて 6000 人（全学部生中約 4 割）。</p> <p>b) 緊急採用の発生率（緊急採用者数を在籍者数で除した値）は、昼間部より夜間部の方が 7 倍ほど高い。</p> <p>[2] 大学独自の奨学金・授業料減免制度について</p> <p>a) 大学独自奨学金は、貸与が中心。</p> <p>b) 給付型は、家計急変、自然災害被災。これに来年度からは博士後期課程で授業料相当額の給付が始まる。</p> <p>[3] 奨学金利用に関する傾向について</p> <p>a) 夜間部の場合、経済的に厳しい学生の中で奨学金の利用をためらう傾向が少なからず見られる。家計が厳しいなかでさらなる借金（奨学金）を背負うのは難しい状況のようだ。</p>
---

#### 2) 日本学生支援機構奨学金の不採用状況について

<p>a) 第一種は、採用基準をクリアして希望すればほぼ全員採用されている状況。</p>
--

#### 3) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

<p>※大学は、私学振興財団の経常費補助金（特別補助）のうち「授業料減免等支援（震災分）」では、</p> <p>a) 2015 年度は全学で 79 名。</p>
--

#### 4) 貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

<p>a) 学部から大学院へ進学した際に、入学金および施設費の半額免除。</p>
--

5) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

- a) 家計急変奨学金は中退防止に有効である。2015年度は25名申請で14名採用、一人につき20万円。面接実施して採用を決定。全員の希望に対応できているわけではなく、補助金があればさらに採用枠を増やすことができる。

4. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

- 1) 中退者数は以下の通り。( ) は、うち経済的理由の者。
- 昼間部：平成26年度 69名(2名)。  
夜間部：平成24年度 114名(19名)。  
平成25年度 72名(13名)。  
平成26年度 90名(10名)。
- 2) 夜間部で経済的理由による中退が多い。
- 3) 男女差はあまり見受けられない。
- 4) 夜間部の場合は、学年別に見ると、1年生と4年生で多い。2年生・3年生は少ない。2年生への進級条件を満たさなかったり、4年生で卒業が難しかったり、4年を超えて在籍している場合に経済的事情が厳しくなるといった理由で退学するケースが多い。
- 5) 昼間部の場合も、学年別に見ると1年生と4年生が多い傾向にある。1年生の場合は不本意入学のケースで他大学に進学するケースと2年生の進級条件を満たさずに退学するケースがある。4年生では、卒業研究が進まずに退学するケースが多い。

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

- 1) 退学と除籍は分けて処理している。
- 2) 退学は、学生の自主的な申し出で、それを大学が認めるという手続き。退学理由がなくなれば再入学できる(ただし実際に再入学する件数は昼間部・夜間部とも近年1~2件あった程度で極めて少ない。経済的理由で退学する学生の多い夜間部では、再入学に向けた支援をする余地がだいぶある)。
- 3) 除籍は、死亡除籍、在学期限満了、授業料未納の3通り。ただし、授業料未納の場合は退学届を出すよう大学側は指導する。除籍は再入学が不可能(中退であれば再入学可能)。
- 4) 授業料未納で退学する場合は、授業料が払われていない期の前期末までさかのぼって退学となる。たと

例えば10月以降の授業料が未納の場合、11月に退学を決断しても9月末退学という扱いとなる。

5) 授業料が払われている期については、単位等の記録もすべて残る。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

1) 中退ではないが授業料が払えず就学継続を断念したケースとして、最近次のようなことがあった。4年生で大学院への内部推薦が決まっていたが（成績優秀で学業意欲も高かった）、秋口（10～11月）に家計急変で（家が自営業で急速に悪化）、大学院の入学金が払えなくなった。学部の卒業はできたが、大学院へは進学できなかった。いろいろ制度を調べたが、応募時期が限られていて使えないものもあった。卒業後1年間勉強して公務員試験を受験し合格した。

2) 夜間部は進学理由がそもそも経済的理由というケースが多い（①ひとり親家庭である、②親の収入が少ない（退職しているなど）、③親が高齢や病気等で治療費がかかる、など）。

2年次進級に成績要件を設ける「閉門制度」があり、経済的理由で1年次にアルバイトをしすぎて勉強時間が少なくなり進級できないと、留年のために余計に学費がかさむという悪循環に陥るケースもある。また、社会人学生の場合は勤務が忙しくなり勉学に集中できず退学というケースも少なからずある。理学系の夜間部X学科では教員を目指す学生が少なくなく、教職に就くと奨学金が免除されるという以前存在した制度が復活すれば、経済的状況が好転する学生も少なくないと思われる。

3) 夜間部の場合、中退理由で経済的理由の他に進路変更というのがあるが、たとえば就職への進路変更というのは背景には経済的理由が存在するケースもある。そうした間接的なものも含めれば、経済的理由で退学するケースというのは半数くらいに達するのではないか。

#### 【関連質疑】

質問：「問題の幅広さを考えると、経済的理由による退学は、実は問題は5%とかいう話ではなくて、もっと多くの学生たちが、実は背景に経済的なものを抱えていて、あるいは昨今騒がれているブラックバイト問題についても、ブラックバイトにはまってしまうのは経済的な背景があって辞められないからだと思う。そのために結果として単位を落とし、単位を落とすともう続けられなくなってしまいうという、悪循環が起こっているんだと思われるが、その裏にはまってしまうような学生というのは、どのくらいいるという感触なのか。」

夜間部教員：「年度によって波があると。私も入って5年目ですけど、たとえば経済上の他に進路変更というのがあるが、進路変更というのは要するに就職したり、別の学校にというのもあるけれども、就職するための理由は経済的に圧迫されて働かざるを得なくなったというの、教授会で報告されてい

ましたので、そういうのも含めると、1割2割とかいう話ではないと思われる。」

夜間部教務課職員：「本業の方が芳しくなくなってきたために、勤務上の仕事の状態が悪化してきた、と  
いうことのもあると思われるし、そのような状況のなかで勤務をつづけながら、自身で生活を立て直  
さなければということもあり、その中で学費の納入もしなければならない。そういうことを考えると、  
半分くらいは可能性としてあると思われる。」

4) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後  
について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

- 1) 退学願が出されたときの対応は、教員が面接するが、具体的な方法は学科によりけり。
- 2) 昼間部理学系学部Y学科における対応は以下の通り。まず学科主任が面接し、退学理由を確認する。学  
業上の理由であれば教務幹事（単位取得等の対応をする教員）と連携し面談する。学生支援上の問題で  
あればよろず相談室（学生相談室）と連携し休学をまずは勧めるなどの対応を取る。面談の結果退学や  
むなしとなると、学会主任が許可を出す。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学  
に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

とくになし。

6) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）

とくになし。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における休学の状況（人数、対応など）について

1) 休学者数

いずれも件数（同じ人が半期ずつで1年に2回休学届を出せば2件とカウントする）。

①昼間部：

平成26年度26件、うち経済的理由は12名。メンタルな問題で休学というケースも少なくない。留  
学のために休学に至るケースは少ない。

②夜間部

平成 24 年度 14 件

平成 25 年度 15 件、うち経済的理由は 3 件、病気は 9 件。

平成 26 年度 34 件、うち経済的理由は 13 件、病気は 17 件。

2) 休学する学年の傾向

昼間部・夜間部とも、特定の学年で休学が多いということはない。

3) 休学期間の傾向

さまざま。半期、1 年、1 年以上など。連続して 2 年間まで休学ができる。

4) 休学から退学に至るケース

昼間部：平成 25 年度に 30 名程度の休学があり、そのうち 5 名程度がそのまま退学となった。理由は病  
気、経済的理由などさまざま。

夜間部：病気で休学した場合はそのまま退学に至るケースが多い。経済的理由の場合は、状況が好転す  
れば復学するケースが多い（社会人学生であればそのまま就業を継続し、そうでなければアル  
バイトをしてお金を稼ぎ翌年以降の学費に充てるなど）。

2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケース  
をお聞かせください。

1) 補助金が休学防止に役立つ可能性

夜間部の場合、経済的理由で休学の場合は補助金があればもちろん役立つ。ただし、奨学金にせよ援  
助の申し込み手続きが煩雑である（そろえるべき書類が多すぎる）ことと、申し込みをしてから支給が  
始まるまでの期間が長すぎるという問題の方が深刻。

2) ローンの負担感

昼間部では 7～8 万円のケースが多い。借りすぎないように指導しているが、家計が厳しい学生のな  
かには、医療費などが突然か必要になる事態に備えて多く借りる傾向にある。その場合は繰り上げ返済  
を指導する。

夜間部では、高校からずっと借りているケースもある。その場合、大学院まで借りると 1 千万くらい  
に達する。負担感は大きい。

- 3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

1) 休学期間中の授業料等の扱い

休学期間中は授業料と施設整備費が免除。そのかわり休学在籍料として年間10万円（半期なら5万円）を納付する。休学期間中であっても図書館とかの施設を利用することは可能。

2) 休学制度の近年における変化

平成25年度に休学制度変更があり、休学要件を緩めて、経済的理由、病気、留学などでも休学しやすくなった。従来であれば経済的理由で退学していたのが、いったん休学して学費を稼いで復学を目指すケースが出てくるようになった。

3) 休学申出から許可までのプロセス

基本的に退学の時と同じ。

4) 長期欠席者の把握

事務では特に把握していない。教員では必修科目の場合には注意を払っている。学修意欲が喪失したり大学に居場所を見つけられない（アルバイトに居場所を見つけてしまう）といったケースが面談をしていると目につく。経済的理由はあまりみかけない。

5) 休学指導上の留意点

夜間部では、学年をまたがないよう、かつ休学期間を細かく刻んで状況が好転すればすぐ復帰できるようにさせている。

6) 学内アルバイト

学部生のアルバイトは多くない。広報課の仕事に、年に1～2名程度。昼間部理学系学部Y学科では実験補助の学生を1～2名雇うこともある。昼間部の学生は夜間部の実験を、夜間部の学生は昼間部の実験を、それぞれ補助する。

4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

1) 授業料未納の理由は、昼間部ではほとんどが成績不振。経済的理由で未納は少ない。

2) 授業料未納の学生に対する対応。昼間部に関しては全員に連絡は取れる。退学届を出す指導をしても出さない学生は1人いるかいないか。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム（一括／分納）と、未納が継続した場合の対応について

- 1) 授業料納入は半期が原則。それより細かい分納は存在しない。
- 2) 未納が即除籍につながるというわけではなくて、相当督促をしながら納入期限の3～4ヶ月後くらいまではとりあえず待っている。10月1日が後期の納入期限日だが、1月いっぱいくらいまでは待っている。
- 3) 大学独自の給付型奨学金を創設する一方で、全体の授業料を上げるという方策があるが、昼間部・夜間部に関しては授業料を上げる状況にないというのが教授会での大勢の意見。  
昼間部・夜間部の授業料が国立並に低い水準であること自体が社会貢献だと思っている。授業料設定は理事会決定事項だが、他の理工系学部と比較して今なお低廉な授業料設定であることを本学は謳っており、それを特色としている以上むやみに上げることはしないと思われる。

3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのような状況なのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

とくになし。

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

とくになし。

2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

- 1) 学生自身の経済的状況  
昼間部：全体的に見れば経済的状況の悪化は（事務職員が窓口対応している限りにおいて）見受けられない。ただ、保護者の経済的状況の悪化（自営業の倒産やリストラによる退職など）により奨学金が必要になるケース（いま借りている分の増額が必要になるケースも含めて）は少なからず存在する。  
夜間部：もちろん経済的状況の厳しい学生もいるが、フルタイムで働く学生のなかには何とか生活が成り立っているような学生も少なからずいる。
- 2) 学生自身のアルバイト状況  
夜間部では、昼間に働いている学生が少なくない。フルタイムとパートタイムが半々くらい。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

とくになし。

6. その他（設問以外で何かあれば）

中退に関して政府への要望

- 1) 家計急変で病気が理由の場合、(1)突然のことが多い。そうした場合にすぐに奨学金が受け取れる仕組みがあるといい。(2)治療費がかさんで自分の学位費が払えなくなり、進学継続を断念するケースがあるが、それを救う仕組みがあるといい。
- 2)大学院の場合、親が高齢になっているので、さらに問題が厳しくなるケースもある。





3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

役立っている。授業料未納による除籍を防止する手立ての一つではあると思う。

ここ何年かで秋に JASSO 奨学金の臨時採用があり、後期授業料の未納、延納の学生への案内を行い、次期の除籍を免れている実例はある。

- ・秋の JASSO 奨学金の臨時採用については、12 万円満額の貸与を受ける学生がほとんど。←それだけ貸与されないと、学費が払えない状況のため。

4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

①X奨学金：募集人数 30 名に対し毎年 100 名程度の応募がある状況。

②M大学奨学金（緊急対応）。

③Y会学費補助奨学金。

④学業成績優秀者の後期授業料減免。

2016 年度からの変更点としては、次の 2 点である。

①本学独自の貸与奨学金「M大学育英奨学金」「M大学大学院奨学金」は、2016 年度より、家計急変時のための「緊急・応急採用」となる。

②給付奨学金の充実を図ることを目的に、特に経済的に厳しい状況にある 4 年次生を対象とした新給付奨学金（学費減免制度）を 2016 年度より新設予定である。

- ・2016 年度より新設予定の新給付奨学金は、成績優秀であることも受給条件。

4 年次 30 名に対し、40 万円支給を想定。

4 年次生を対象としているのは、もともと経済的に苦しい学生が、4 年次の卒業研究などのため、アルバイト時間を減らさなくてはならないことへの支援とするため。

- ・大学独自の貸与奨学金としては、M大学育英奨学金（学部生対象）とM大学大学院奨学金があるが、卒業後の返還延滞の問題があり、来年度から定期採用は廃止。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

軽減策は特に行っていない。

今後、授業料減免制度を検討中。

#### 4. 中退の状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

中退者は平成26年度で、全学部学生の0.67%。

経済的理由が、中退理由の7.3%。転学が34.1%、病気・けがが17.0%、学業不振が14.6%。

除籍者は0.13%。

学籍の異動(休学、退学等)については、学生から申し出があった際には、まず学科(学科長、アドバイザー等)が面接等を行い、本人の希望や状況を学科が聞き承した後、願いの用紙を本人に渡している。

\*履修の手引き記載:休学、復学、転学、退学しようとする学生は、各学科アドバイザーに願い出てください。

##### 2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

本学においては、退学(中退)は学生が願いを出して行うもの、又は懲戒によるもの、除籍は授業料その他の学費未納の場合のみとなっている。

・「中退」と「除籍」での退学後の処遇は変わらない。どちらの場合でも、成績証明書は発行、再入学についても、差は設けていない。

##### 3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

①退学の理由としては、転学、病気等が多いが、除籍は経済的理由のみとなる。ただし、除籍の授業料未納者の中には、転学等を目的としたものもある。

②学費の延納願の提出、また除籍対象あるいはその直前までいくケースが増えている。

③経済的困難でも、家族の失業や病気、介護等、こうした理由が重複している深刻なケースが増えている。

家計が厳しく、夜遅くまでアルバイトをしなければならない状況にあり、朝大学に来ることが出来なくなる。そして学業不振となり、JASSO奨学金が適格認定で「廃止」や「停止」となった。奨学金がなくなり(本学独自の奨学金は、成績基準がJASSO奨学金の第1種と同等かそれ以上のものが多いため、JASSO奨学金が廃止になった時点で申し込める奨学金はない)、授業料未納による除籍につながるケースが近年あった。

4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

本学は、従来から、学科・学年ごとにアドバイザー制度を設けて、学業の相談の他、学生生活面の相談も学科長、ゼミの指導教員の他、上記のアドバイザーが行っている。GPAの低い学生や教職等の資格の履修、奨学金等の面談もアドバイザーが中心で行う。

また、教員だけでなく、事務も学生支援ネットワーク（四つ葉のクローバー）として、学生生活部（学生課、キャリア支援課、国際交流課）、学務部（教務・資格課）、保健管理センター、カウンセリングセンターで、相談窓口の連携をはかっている。こうした事務やセンターと学科との連携をはかり、学生に対応している。また、学生支援ネットワーク主催による教職員向け講演会・研修会を開催している。

・アドバイザー制度：1学科1学年80名を、3人程度(学科により人数が異なる)のアドバイザーで担当。

学生は好きなアドバイザーに相談に行く。

・GPA（5段階評価）1.3以下の学生については、今年度から学修指導を組織化。

学修指導対象者は、全学生の1割くらい。

・最近では、服装等外見によって、経済的な困難を抱えているかどうか判别しづらくなった。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

①心の問題の場合は、保健管理センター、カウンセリングセンターと連携し、大学に来られない学生には、学期末・学期始め等に電話・手紙・メールによる連絡（実際にあったケースとしては、高校までのように保健室で試験は受けられないか、という質問に対し、大学では教室で試験を受けなければならないことを伝えるとか）、保護者との面接で学外での様子を把握する、4年間では卒業することにこだわらず、気長に対応する、混雑した電車に乗れないという学生もおり、途中駅から歩いた学生もいた。入学当初、朝9時からの授業に出席することができなかったが、4年たって、朝の授業に出ようかなと、いうようになった。など、学生自身ができることを尊重する、など。

②家族関係の問題への対応ケース（家庭不和等）も出ている。

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

病気等で退学・除籍したが、病気が良くなり再入学するケースは数例ある。妹や弟の大学進学により、経済的に厳しくなり、中退し、状況が改善してから、再入学のケースがあった。

そのほか、学生同士の人間関係による中退のケースもある。

・再入学が認められるのは、退学後4年以内。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

#### 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

平成26年度末(27年3月末まで):学部生で計36人。

うち経済的理由1名、病気・けが7名、海外留学16名。

学籍の異動(休学、退学等)については、学生から申し出があった際には、まず学科(学科長、アドバイザー等)が面接等を行い、本人の希望や状況を学科が聞き了解した後、願いの用紙を本人に渡している。

\*履修の手引き記載:休学、復学、転学、退学しようとする学生は、各学科アドバイザーに願い出てください。

・休学:半学期単位で、2年まで延長可能。

授業料は半額を納入。

#### 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

病気、留学等が主な理由である。大学院生の場合等で、経済的理由等で休学するケースもある。

#### 3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

休学を継続する場合、また休学から復学する場合共に、卒業までの履修計画等の相談もあるため、必ず所属学科に事前に相談することになっている。復学した後も、各学科において学生の履修状況等を把握し、卒業までの指導を行っている。

\*履修の手引き記載:休学、復学、転学、退学しようとする学生は、各学科アドバイザーに願い出てください。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

各学期の納入期限までに納入できず、延納の手続きを行う者は、学期ごとに50~60名にのぼる。

	授業料納付期限	延納願による納付期限	再延納願による納付期限
前期	4月30日	6月末	9月14日
後期	10月末	12月中旬	2月29日

延納願を提出した者は、再延納願になる者がほとんどである。再延納願による納付期限で納められない者は一桁。

##### 2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

①年額一括納入または学期ごとに分割納入のいずれかを納付者が選択し、入金する。

②未納者には、郵便にて督促を行うほか、未納者の所属学科にも報告を行う。

延納者については、場合によっては学科からも学生の状況等を確認している。

・月ごとの分納は認めていない。

##### 3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなものか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

①延納理由としては、勤務先の経営状態の悪化による家計の収入減、家族の傷病治療、兄弟姉妹の進学による支出増などが多い。

②延納手続きをとった者は、ほとんどが再延納期限までに納入するが、期日までに納入が無く、除籍となる者も若干名いる。

・「勤務先の経営状態の悪化による家計の収入減」は近年増加している。

#### 5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴(家庭の経済状況など)について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

##### 1) 家庭の状況、特に経済的な面について

①離婚による家計急変。

②主たる家計支持者(父母)の失職もしくは倒産(自営業の場合)。

③主たる家計支持者(父母)の病気。

④母子家庭による困窮。

- ・奨学金申請者は本学では4人に1人（一般的には2人に1人）。
- ・保護者の収入格差が年々開いてくる実感あり。

▼保護者の経済状況

生活保護受給者、保護者の恒常的な低所得、奨学金前提の進学者の増、奨学金が保護者を含めた生活費になっているケース、奨学金を借りていても学費延納になるケースがある。

- ・ただし、生活保護受給者は、ごく少数。

2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

家計を補うためのアルバイトについては、アルバイト時間と学業時間捻出の難しさ：どうしても、経済的に厳しい学生の成績は低くなりがち。

- ・臨時のものを含むアルバイト従事率：6～7割。
- 授業期間中の恒常的アルバイト従事率：4割程度と思われる。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

①給付奨学金の募集人数を増やしている。（同窓会・保護者会からの支援を原資 金額及び人数の増）

2014年度 30名。

2015年度 30名+15名。

2016年度 30名+30名。

②奨学金・日本政策金融公庫の教育ローンの案内等。

②学外アルバイトの紹介は専門斡旋業者に外注。

6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

①JASSO 奨学金が成績・家計共に基準内の学生が全員貸与出来ているのは良い状況だと感じるが、学部生に対する給付の奨学金の新設が望まれる。

その一つとして JASSO 奨学金では地方創生枠という採用枠が2016年度より新設されるが、その事務手続きについての詳細は現時点（2016年1月20日）で提示がない（概要についての提示はあり）。新入学生への主な告知は配付物によって行われるので、半年前くらいには告知していただきたい。

②第一種奨学金を充実して欲しい＝対象者枠の拡大ではなく支給金額の増大。

現在の第二種奨学金は12万円まで貸与できるが貸与終了時の総額は多い。また第一種奨学金の額で不足の学生は第二種奨学金と併用しており多額の貸与額となっている。

③私立大学における授業料減免への補助金措置を拡大してほしい。

④保護者、家庭からの援助が厳しい場合、在学中に保護者に期待することはまず無理。

保護者に問題がある場合も多い。

それより、本人の経済的自立を促すことの方が、早く貧困の連鎖を断ち切ることになると思い、進級、就職、卒業をサポートしていきたい。特に就職。

また就職できたとしても、女性の場合奨学金返済期間である卒業後10から20の間は、様々なライフイベントがある場合が多く変化が大きい。勤め続けられるかどうかも予定通りには行かないことも多い。奨学金が将来的な負債となる可能性は高く、できるだけ在学中の貸与額は少なくするよう、指導はしている。



## 1. 奨学金について

### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構とその他の奨学金）

#### (1) Jasso 奨学金

##### ①奨学生数（平成 27 年 12 月奨学生数データより算出）

- ・第 1 種 1,013 名
- ・第 2 種 2,022 名
- ・併用 230 名
- ・応急（1 種）2 名
- ・緊急（2 種）3 名

##### ②不採用状況について（平成 27 年度定期採用選考時の場合）

- ・第 1 種 118 名(1 種不採用の場合 2 種選択者も含む)
- ・第 2 種 4 名

##### 不採用の理由

- ・学力 評定平均値が 3.5 に満たないため（第 1 種）、卒業見込みが立たないため
- ・家計 Jasso の家計基準を超えているため
- ・内示数 学力・家計共に基準を満たしているが、内示数の不足による（第 1 種）

### 2) 被災生徒授業料減免補助金の利用状況について

#### 「東日本大震災学費減免制度」採用人数

年度	採用人数
23 年度	107
24 年度	58
25 年度	37
26 年度	33
27 年度	27

### 3) Jasso 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか。

役立っている

学内外奨学金、親からの仕送り、本人のアルバイト代を合わせて、学費納入の計画を立てている学生が多い。

### 4) 貴学独自の奨学金、授業料減免制度について

- (1) 本学独自の奨学金（参考資料 1）平成 28 年度「奨学金のご案内」新入生対象  
 (2) 授業料減免 「休学者に対する授業料減免規程」  
                   「東日本大震災学費減免規程」  
                   「私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」

5) その他、貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減について

- ・ 学内ワークスタディ制度 → 学生アドバイザー、学生就職サポート等
- ・ 提携教育ローン → 2 銀行 他信販会社と 2 社と提携
- ・ 学生金庫 → 3 万円限度緊急貸付制度
- ・ 学内食堂において「朝定食」定価の半額補助
- ・ 課外活動参加学生に対し合宿、遠征費、企画経費等への補助
- ・ 住居に関する補助（女子学生寮、スポーツ学寮、優遇措置のある不動産の紹介等）
- ・ 「学生教育研究災害傷害保険」（正課・課外活動・通学途中）への加入
- ・ 負傷学生に対する医療費補助 → 正課中、大学行事中、大学施設内の事故
- ・ A 育成会（父母会）による支援 → 学費等支援制度、被災見舞金、弔慰金等

2. 中途退学の状況について

1) 近年の貴学における中退の状況（人数・対応）について

(1) 人数 → 増加傾向にある

※統計資料による

年度/学部	A	B	C	D	E	総計
23 年度	106	70	51	42	8	277
24 年度	102	74	62	40	5	283
25 年度	106	62	69	44	9	290
26 年度	115	79	55	42	14	305

- (2) 対応 ・ 退学の理由に応じて個別に対応 → 関連部署への連携による支援  
 ・ 「再入学」についての説明

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

（参考資料 2） 学則参照

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困窮が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

事例①

母子家庭の 2 年生 A 君は、入学当初から著しく困窮しており、アルバイトをしながら、JASSO も第 2 種 12 万円の貸与を受けていた。

1 年次後期より授業の出席状況が悪化しはじめ、2 年次後期学費の滞納を続けたまま、本人、保証人とも音信不通となる。最終納入期限を超えても大学の連絡には応じず、除籍対象者として会議に諮られる直前に「退学願」が提出される。

退学の理由として「やりたいことがある」として専門学校への進路変更を考えているとのことだった。A君自身が家庭の経済状況をどこまで理解をしているのか（させているのか）、JASSOの返済についても不安を感じる事例である。

#### 4) 本学の中退防止のための取組について（経済支援の種類・内容・相談体制など）

##### (1) 経済支援の種類、内容

学内外奨学金の紹介、教育ローンの紹介（参考資料1参照）

##### (2) 相談体制

- ・ 学生生活課（保健室・相談室）、教務課、学修支援センター、A事務課等での窓口、または個別面談を実施（学生本人・保証人、電話等での対応）
- ・ 学修支援センターによる成績不振者に対する「修学指導面談」により学修姿勢の立て直しや改善への指導、助言の実施。（学生本人、保護者への面談通知発送）
- ・ 若木育成会（父母会）支部の集いでの個別面談 → 教員、職員（教務、就職、学生生活担当）が対応。
- ・ 「学生カルテ」による学生情報の一元化により、各部署が連携迅速かつ的確な学生支援に成果を挙げている。→ 経済支援の面から、特に家庭環境等が伺われるカルテの記述は、貴重な情報源である。

#### 5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続/復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

##### 事例②

平成25年秋、当課に学費（後期）支払困難との相談に来た当時3年生の女子学生Bさんは、その年の10月に家計支持者であった母親が、病気（胆管癌）により他界した。幼少の頃に両親が離婚しており、長年、母子家庭育ってきた。本人は祖父母と同居していたが、わずかな年金で生計をたてていたため本人に対する経済的な援助は期待できなかった。大学届出の保証人である叔父からも経済的援助を受けることはできなかった。生活費等は日本学生支援機構奨学金第1種・第2種併用貸与を受け、また塾のアルバイトの給与で何とか生活を保っている状況であった。当該学生とは、面談を重ね、当該年度の学費後期分は特例給費奨学金(50万円)を給費し、また翌年度(4年生)の学費については、A育成会学費等支援制度を採用し、年間学費相当額を免除(相殺)した。本人は、経済支援制度の活用と本人の努力により無事に卒業をし、機械メーカーに就職することができた。

##### 事例③

平成26年3月末頃、当時1年生の女子学生の母親より、休学の際の学費支払についての電話相談があった。原因は家計支持者である父親が、平成26年2月に死亡したことに起因しており、父親死亡の事由は、乗車していた車の炎上による原因不明の焼死であった。

本人は、直後から強い精神的ショックを受け、一時は休学・退学を考えたが、時間の経過と共に父親の死を乗り越えて、大学生活を続けることを決意した。当時母親は無職・無収入であり、後期分の学費納入の見通しがついていない状況であった。家庭の生活費は、預貯金を切り崩し生活している。当時、不審死であったため遺族年金の審査結果が出ておらず長引いている状況が続いていた。

経済的支援として、本人と面談を重ね、結果、特例給費奨学金(50万円)を採用した。また、日本学生支援機構奨学金の緊急採用の貸与を受け、無事に修学を継続することができた。現在も、休学することなく順調に学業を継続している。

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲でお聞かせください。

(1)対応・支援

中退後の学生への支援は、行っていない。証明書発行等の請求があった場合は対応している。

(2)当該学生のその後

個別の対応をしながら面談を行ってきた学生に限っては、ある程度把握している。

#### 事例④

最終延納期限を過ぎても学費の納入ができずに退学した学生の場合

修学の意志はあったのだが、母子家庭であり最終的に学費の納入に行き詰まり、「再入学」を前 A 年退学をした。

母親は非正規雇用で収入も安定せず、本人も家計を助けるためにアルバイトを掛け持ち、当時授業に出席できるような状態ではなかった。当然、学業成績も悪化の一途であった。(Jassoの貸与も受けていたが、奨学金は生活費として充当されていた。)本年度4月再入学の予定である。

### 3. 休学の状況について

1) 近年の本学における休学の状況人数対応などについて

(1)人数→ 増加傾向(健康上・留学増が要因と思われる)

※統計資料による

年度/学部	A	B	C	D	E	総計
23年度	32	18	14	8	1	73
24年度	39	18	16	15	0	88
25年度	46	17	23	8	0	94
26年度	46	20	20	14	2	102

(2)対応 休学の理由に応じて個別に対応関係部署への連携 → 学修支援センター相談室、保健室、学生相談室、国際交流課等「休学者に対する授業料減免規程」の対象者は学生生活課へ

2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困窮が関係しているケースについて具

体的にお聞かせください。

本学は学則により、休学する場合においても学費を納めなければならないため、「経済的事由による」休学の選択は無意味とも言える。相談を受けた場合も、他の支援を紹介している。

3) 休学した学生に対して貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

2) で回答したように本学の学費は「休学者に対する授業料減免規程」の対象者以外は、休学をした場合も学費を納入しなければならない。休学の事由にもよるが、可能な限り休学を回避する支援体制を念頭に対応している。状況によっては、「退学」の選択肢を助言する場合もある。

#### 事例⑤

2年生の男子学生。「休学をして授業料を稼ぎたい。」と5月に来課した。事情を聴くと父親が個人的な事情で退職し、再就職をしたが給与が激減してしまい「休学してほしい」と言われたとのこと。夜間生の学生であったが、昼間のアルバイトが忙しく、授業の出席率も悪く、更に後期学費に充当できる学内奨学金も本人の不注意で出願をしておらず、Jassoの申し込みもしていなかった。学生部長との面談を行い、特別措置として学内奨学金の受理を認め後期学費に充当、Jassoの緊急採用に出願させ、休学を回避することができた。

#### 4. 授業料の滞納状況について

1) 近年の貴学における授業料滞納（人数、対応）などについて

(1) 滞納者数 減少傾向にある (人)

年度/学部	学費延納者数（前期／後期）	合計	滞納率
24年度	295／352	647	6.8
25年度	278／380	658	6.9
26年度	295／270	565	5.9
27年度	226／238	464	4.9

注) 上記の数値は、学費納入期限に学費を納入できなかった学生数

(2) 対応

学費納入「学費納入に関する願・届出」の提出により、納入期限を最大4ヶ月延長することができる。滞納者の最終的な状況（納入・退学・除籍）は様々だが、教育的配慮から、最終期限を経過し退学が承認される「教授会」前日まで、学費の納入を延長したケース、また、教授会で承認された「除籍」を取り消し、「退学」を認めた事例もある。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム、未納が継続した場合の対応

・分納（前期・後期）2分割

- ・延納期限を過ぎてもなお納入ができない場合は、「退学勧告」を行い、「退学届」の提出がない場合は「除籍」となる。

3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなになったのか。

学費滞納者として最終的に残る学生の経済（家庭）状況に多く見受けられるケースは、以下のとおりである。

- ・母子家庭世帯（非正規雇用）
- ・自営業
- ・修学意欲の喪失による留年者

最終通告として本人、保証人に対して特定記録で督促状による退学勧告を行い、さらに電話やメールによる督促をしているが、音信不通のまま「除籍」になる学生が毎年数名存在している。

#### 事例⑥

学期末近く学費の支払いができない保護者の中には、教育ローンも組めない世帯が含まれている。先日、留年（再2）が確定している学生が、どうしても退学をしたくないと相談に来課した。退学の選択肢も含めた説得をしたが、学業継続の意志は固く、提携教育ローンの紹介をした。数日後、本人から連絡があり、提携教育ローンを断られたが、学生ローンを借りることが出来たとの事で現金を持参した。

学生の前途を考えた時に、本当に正しい誘導であったのか複雑な思いであった。

### 5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について具体的なケースを教えてください。

#### 1) 家庭の状況、特に経済的な面について

- ・大学4年間の学費納入の目途が立っていない新入生が見受けられる。（1年次後期から期日に学費を納入できない学生がいる。）
- ・保護者が、非正規雇用である
- ・母子家庭で母親の収入が少なく、父親からの援助なし
- ・保護者の失踪、育児支援放棄、家庭崩壊（両親の家庭内離婚）
- ・両親別居、本人は低収入の母親と住み高収入の父親から援助を受けられない。
- ・少子化の影響により、保護者の親族、本人にも兄弟がなく支援を求めることも困難。（JASSO 人的保証から機関保証へ例年採用になってから断られるケース有り）

#### 2) 学生自身の経済状況・アルバイトの状況

(1) JASSO 受給者継続手続き時（平成27年度）の入力データによる。

- ・アルバイトをしていると回答した学生 79%
- ・平均年給 502,726 円（月給 41,893 円）

(2) 本学学生に対して実施した「リアル白書」のデータ

- ・アルバイトの経験があると回答した学生 84.0% (2015年) 82.0% (2014年)

参考データ

(人)

年度/学部	①JASSO 出願数	②国奨出願数	③採用者数	④内母子家庭 (%)
24年度	402	186	128	54 (42)
25年度	380	177	126	60 (47)
26年度	294	157	121	52 (42)
27年度	347	174	120	58 (48)

①Jasso 在学採用募集 ②国奨前期採用募集 ③②採用者の内数 ④③の内数

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状 (経済支援制度・学内アルバイトの斡旋など)

学内外奨学金の紹介、教育ローンの紹介 (本書の回答 1-4) 5) 参照)

## 6. 中途退学者等の現状に関する意見、考え (国に対する要望)

(大学)

- ・Jasso の受給者の中には、必要以上に安易な貸与を受けている者がいる。結果として滞納率の悪化を招いている → 適正な奨学事業を望みたい。
- ・修学意欲は高いが、非正規雇用世帯のため学業継続が困難であり、先の見通しが立たず不安を抱えている。→ 早急に給付型奨学金の設立、奨学金の無利子化若しくは拡充をお願いしたい。
- ・経済的理由による中退は、その要因の中に「学業不振 (学力不足)」「修学意欲の喪失 (留年)」「健康上の問題 (メンタル等)」「家庭環境 (保護者義務の放棄等)」複合的な要素があると考え。「経済的な支援・奨学金制度の充実」だけを図っても、根本的な解決には繋がらないと思う

(大学院・短大)

- ・学費・生活費の一部負担のために、アルバイトをする学生が増加している。長時間のアルバイト (特に深夜に及ぶ) 学業に支障が懸念される。
- ・Jasso の緊急採用制度に加えて、卒業年次の 12 月以後も授業料を滞納している学生への国からの緊急貸与制度を希望する。
- ・大学院において、学生の中途退学休学事由として、心身の疾患が増大している。指導教員との連携によってできるだけ把握し、歯止めをかけるよう努めているが、年々わずかながらも数が増えていると感じる。経済状況についてはよほどのことが無い限り、相談は無い。しかし滞納者については、対策を講じる必要があると感じている。

以上

【参考資料】

- 1.参考資料 1 「平成 28 年度奨学金のご案内」新入生対象
- 2.参考資料 2 「退学・除籍」関係学則

## 1. 奨学金の利用状況

### (1) JASSO 奨学金

- ・ JASSO の奨学金は学生のおよそ3割が利用しており、第2種では8万～10万の貸与を受けている者が多い。
- ・ 途中で増額を希望すると手続きが面倒なので、高額を希望するという印象がある。
- ・ 奨学金は借金だから最低限にするよう指導している。
- ・ 学費滞納者に奨学金受給者がおり、学費に当てるべきだが、生活費にまわっている学生もいる。
- ・ 奨学金は2種については内示数を余しており、希望があれば受けられる状況。
- ・ 第1種の内示数は1年生に多く振られ(125人)、2年生は少ない(12人)ので、2年生では受けられなかった者がいる。
- ・ このほか不採用は、家計が基準を超えているか、卒業見込みが立たない学生。

### (2) 大学独自の給付型の奨学金

- ・ 大学独自の給付型の奨学金は9種類あり、予算が決まっているものとしては、①N大学学修支援奨学金制度(毎年180人程度)、および②N大学留学生奨学金制度がある。
- ・ その他、人数が限定されないものもあり、条件を満たせば何人でも可能なものもある。
- ・ 学生の状況により、奨学金を組み合わせたりして運用している。
- ・ 大学独自の給付型奨学金は、一律に成績で切ることではなく、修学意欲を見極めて、出すようにしている。あまりに単位が取れていないなどの場合は対象にできないが、柔軟な運用をしている。

### (3) その他の経済支援策

- ・ 地方から(一都三県を除く)の学生は2割程度。
- ・ 次年度、新たに女子学生寮を設ける。寮費7万円、食費1万6千円。
- ・ レジデントリーダー制度などで寮費半額の設定もある。
- ・ 経済的負担軽減の制度にはさまざまなものが用意されており、学内ワークスタディ制度(学内でのアルバイト)、学生金庫(3万円限度の短期貸出・自学外学生対象で財布をなくしたなどに対応)、朝定食(300円の150円を補助)。

## 2. 中退と除籍

- ・ 除籍と中退の違いは、学則によるが、中退は再入学ができることが大きな違いである。学費未



納で除籍になる前に退学届けを出すよう助言する。ただし、平成 28 年度からは、除籍のうち学費滞納によるものは再入学ができるように変更になる。除籍の数は年間数名で、少ない。

### 3. 中退の状況

- ・ 中退者は平成 26 年度で 305 人。増加傾向にある。
- ・ 中退願いを A4 一枚から書式を変えて具体的に記入する形にし、事情をより把握できるようにした。
- ・ 教務課で受理し、学生生活課にも書類は回覧される。
- ・ 学生生活課で支援が必要だと思われる学生には連絡を取って相談をうける。中退増加の理由については、まだ分析ができていない。
- ・ 中退の際は再入学について説明する（回答書で再入学が決まった事例が紹介されている）。
- ・ 進級要件は 2 年生の時点であり、単位が足りない見込みの学生には学修支援センターで面談し、対応を促す。経済系学部のみ 1 年から 2 年に上がるときにも進級要件が設定されている。
- ・ 進級要件をクリアできなければ留年となる。
- ・ 経済的理由による退学者の多くは 4 年を超えてしまっている人である。
- ・ JASSO 奨学金は 4 年以上は受給できないので、教育ローンしかなくなり、これを紹介する。
- ・ 早めの面談が大事であり、学生支援センターから情報が回ってくるようにしている。ただし、学生支援センターから情報が来る学生は、すでに学生生活課でも問題があると把握している学生であることが多い。
- ・ 中退の理由は、経済的支援だけで片がつくものではなく、学業不振、修学意欲の喪失、メンタルを含む健康問題、家庭環境などが絡んでいる。経済的理由の背景にも多様な問題が絡んでいるという認識を持っている。

### 4. 休学

- ・ 休学中も本学では学費を納める必要がある。学費は、健康上の理由、留学、その他特段の事情がある場合には、授業料が免除されることもある

### 5. 授業料の滞納状況

- ・ 学費の納入期限は最大 4 ヶ月まで延長できる。
- ・ 納入期限時点での滞納者は 27 年度は 464 人で、近年は減少傾向にある。この後納付されるため、4 カ月ぎりぎりまでの延納は少なく、最終的には未納であり除籍となる者の人数は変わらない。。最後まで納付できないのは奨学金を借りていない学生が多い。何で奨学金を受けなかったのかと思うが、借りるのがいやだとか、すでに高校で奨学金を受けていて、これ以上借金を増やしたくないといった理由を聞いている。学内奨学金は給付だからこれを受けることを進める。

・ **6. 経済的に困難な学生の特徴**

・ 1年生後期の学費が払えなくなる学生もいる。保護者も4年間の学費を考えているのか疑問である。

・ 近年、学生に母子家庭の子が増していると感じている。経済的に厳しい家庭は増えている。

また、親の収入が少ないことを、子どもが自覚していないことが問題だとも感じている。授業料延納の手続きを親が子どもに知られないようにするようなこともあるが、一方で子どもはそうした事情を知らず授業にまともに出ていなかったりする。

・ **7. 国への要望**

・ 経済的理由による中退はその背景要因が複雑である。奨学金の充実だけでは解決しない。

## ○大学（私立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

##### (1) JASSO 奨学金

- ・ 第1種 116名。
- ・ 第2種 378名。
- ・ 併用 33名（上記貸与者数のうち）。
- ・ 応急採用・緊急採用 該当者なし。

##### <不採用状況について>

- ・ 第1種
  - ・ 応募者のうち、成績基準に満たない者や、成績基準はクリアできていても、推薦内示数の範囲内において成績上位者又は人物・経済状況評価により順位付けすることから、書類選考及び面接審査の結果を基に選考委員会にて決定している。近年、入学後の定期採用において新入生の多くが応募するが、倍率は高くなっている。
- ・ 第2種
  - ・ 同上ではあるが、推薦基準が緩和されていることから応募者のうち若干名において不採用がある程度。
  - ・ 不採用理由
    - ・ JASSO が定める基準に沿い、書類・面接審査を行い選考委員会を設置し合否を決定している。
    - ・ 近年の不採用理由で最も多いのが成績並びに出校不良。次いで経済状況の基準超過。
- ・ 日本人学生総数は約 1350 人。40%程度が JASSO 奨学金を受給している。
- ・ JASSO 不採用については、JASSO からの採用内示数に対して、希望者が多い。特に1種では、内示数をあふれると2種をかりている。
- ・ JASSO 第2種奨学金については、例年、内示数の範囲内におさまっているものの、内示数を超えて申請があった場合は、成績（1年生については高校内申書成績）・大学出校状況をもとに選抜。
  - ・ 入学定員に占める比率で見れば本年度で、予約採用は約 25%。12.5%が入学後の採用。

＜その他奨学金＞

- ・ 民間奨学金は、Z奨学金（貸与）、交通遺児育英会（貸与）、あしなが育英会（貸与）、
- ・ Y基金（給付）が1～2名程度ある。
- ・ 各団体からの案内を掲示を通じて学生に通知。

2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

該当なし。

ただし、過去には存在した。

Y基金（震災孤児に対する給付奨学金）受給者も存在した。

3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

役立っている。

- ・ 奨学金を学費のあてにしているケース。また、親が奨学金をあてにして管理しているケースもある。

4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

1. X記念奨学金

（選考基準）建学の精神を具現可能な学生

選考要件は、以下のどれか1つの条件を満たせばよい。

- (1) 成績が優秀な者
- (2) 勉学の意欲が旺盛であるが、経済的な事情で学業の継続が困難と見られる者
- (3) 課外活動等により、学園の発展および社会に貢献をした者

（募集人員） 複数名

（給付金額） 一人年額 200,000 円（今年度実績）

- ・ 1学年に1人程度。総数で4人程度。
- ・ 受給は、在学中に1回限り。

2. 経済的に修学困難な学生に対する経済援助に関する規程

（目的）本学に在学する学生のうち、修学意欲が旺盛にもかかわらず（つまり成績も基準として）、家計の事情で修学困難な者を経済的に援助し、有為な人材を育成することを目的とする。

(減免の種類)

- (1) 入学金の減免
- (2) 授業料の減免

(対象者) 留学生を除く学生のうち、原則として奨学金または教育ローンを申込みしたにもかかわらず学費負担者(原則、学生の父母)が次の各号の一に該当し、修学困難な者  
(教育ローンについては民間金融機関のものを含む)

- (1) 生活保護法第6条第1項、第2項に規定する被保護者および要保護者
- (2) 所得税法の規定により所得税を納入しないこととなる者
- (3) 地方税法の規定により区市町村民税を納入していない者または区市町村民税の均等割りのみ納付している者
- (4) 国民年金法の規定により国民年金の納付を全額免除されている者
- (5) 直近(1年以内)の災害により、保護者の住所等が滅失またはき損し、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- (6) 在学中または入学直前に学費負担者の死亡、傷病等により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- (7) 在学中または入学直前に前年度と比べ著しく収入が減少し授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- (8) その他の事情により授業料の納入及び学生生活が困難である者

(減免額)

- (1) 入学金半額または一部減免
- (2) 授業料半額または一部減免

- ・ 申込者は年間30～40人程度ある。採用者は20人くらい。予算との関係で調整。
- ・ 減免額が半額か一部かは、成績条件で決まる。

3. 特待生減免

(選考基準)

- (1) 入学試験の成績が特に優秀で人物が優れている者。
- (2) 入学後の成績が特に優秀で人物が優れている者。
- (3) その他一芸に秀でている者。
- (4) 本学体育会会則第4条に定める所属団体の部活動で優れている者。

(対象人数)

- (1) 各学部5名、計10名。
- (2) 本学体育会 10名。

(減免額)

- (1) 1年次生は、入学金全額および授業料の2分の1の額。
- (2) 2年次生以降は、授業料の2分の1の額。

※ 1年後ごとに継続審査を行い、減免する期間は、原則として4年間とする。

・ 2と3については、重複受給は認めていない。

・ 校友会による学費援助は、現在では廃止。

A. 民間奨学金

- (1) Z基金（無利子・貸与）。
- (2) 交通遺児奨学金。
- (3) あしなが奨学金。

掲示板に掲示して周知。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

1. 教育ローンに関する利子補給規程

(目的) 本学の在学中における教育ローン利用による利息の一部について利子補給を行い、教育費負担軽減の一助とすることを目的とする。

・ 教育ローン利用は、大学との提携金融機関以外でも可能。

(対象者) 原則として、経済的に修学困難であり、対象金融機関（都市銀行・地方銀行・第二地方銀行）において教育ローンを契約した本学入学予定者および在学者の保証人。

(利子補給対象の教育ローン契約額)

- (1) 入学年度においては、初年度納付額の範囲内。
- (2) 在学年度においては、当該年度納付金の範囲内。

(利子補給率)

上限3%とする（ただし自己負担利率3%未満の場合、自己負担分までとする）

・ JASSO 奨学金の普及により、この制度の申請者自体は減少。

・ 印象として、経済的支援が必要な学生には何らかの対応ができています。

#### 4. 中退の状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

対応：退学の申出のあった学生には、事務的な対応だけではなくゼミ担当教員への面談を勧めている。また、心身の疾患による場合は、「なんでも相談室」の職員(カウンセラー及び元公立学校教員)へ引き継ぎ継続的な対応を実施している。この対応により、学業を継続する場合もある。

人数：退学

25年度：56人、26年度：44人、27年度：31人（1月末現在）。

除籍

25年度：28人、26年度：16人、27年度：12人（1月末現在）。

- ・中退者を減らすための対応として、10年くらい前に学長を中心に「中退防止委員会」を設置して対応。現在は、休会中であり、基本的には数年前から、学生委員会に解消。が、中退防止委員会での検討を背景に、退学者が減少している。
- ・中退者は、かつては入学者の10%程度あったが、平成26年度以後、5%を切っている。学費未納で中退になるケースが多い。
- ・これまで中退率が高かった原因は、留学生の中退が多かったため。しかし、学費未納者は履修登録ができないようにしたため、留学生中退者は減少。
- ・退学者には留学生数を含む。平成25・26年度では留学生が10名程度。27年度は留学生はいない。
- ・除籍者には留学生数を含む。平成25～27年度では留学生が10名未満。
- ・カウンセラー対応は、空白時間帯ができないよう、非常勤職員の常駐式に変えて、常に対応できるようにした(常駐者は、元学校教員)。また、メンタルヘルス対応として「24時間対応相談」として対応会社と契約している。3年目であるが、学生、保護者の利用が増えている

##### 2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

学則

退学：退学しようとする者は、保証人連署のうえ学長に願出て、その許可を得なければならない。

除籍：次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 学則に定める在学年限を超えた者

- 二 学則に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 死亡又は長期にわたり行方不明の者

・除籍者については、成績証明書を交付しない。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

学費負担者の離職や母子家庭により、学費の納入が困難となり、学業を継続する事ができなくなる場合は、退学事由に「就職」と記載するケースはあるが、全てを把握する事は出来てはいない。

- ・手厚い支援をしており、本当に経済的理由で退学というケースは少ない。
- ・中退したいという申出学生には必ず面談をする。
- ・2年次の中退者が多いのは、2年次が終わる段階でこのままでは成績上、卒業できないという見通しがついて判断するためではないか。かつては（平成25・26年は）留学生が2年次に学費未納で除籍になるケースが多くあった。
- ・除籍は学費未納者が99%。除籍にならないように、さかのぼって自主退学としての手続きを促すことも行っている。
- ・除籍になると、成績証明書等は出さない。学籍抹消となる。  
退学は、証明書が出る。また再入学も可能。
- ・中退理由の多くは、深夜アルバイトによる昼夜逆転。ただし、経済的理由によつての深夜アルバイトを行っている学生が退学にまで至るケースは少ない。

4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

経済支援の種類・内容については、前記のとおり

相談体制：「なんでも相談窓口」、「保健室」、「カウンセリングルーム」で相談内容や質に応じた相談

体制を取っている。その他、「24時間電話健康相談サービス」と「メンタルヘルスのカウンセリングサービス」を組み合わせた「健康相談ほっとライン」を設けている。



- 5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

海外への語学留学をするためには、提携校以外の大学への留学場合は、休学の許可を得たのち実施する事が通常であるが、経済的な事由によりやむを得ず退学し、留学した学生に、再入学の制度を説明し、留学終了後に再入学した学生がいる。

「なんでも相談窓口」のケース：経済学部1学年に在籍する男子学生が入学後およそ2か月たった6月初旬に「退学するにはどうしたらよいか」と相談に来た。本学には経営学を学ぶ目的で入学したらしいのだが、今はパテシエを目指す友人の影響で「洋菓子作り」の魅力に惹かれて、退学してすぐにも洋菓子作りの勉強を始めたいということであった。「どんな職業に就くにしろ大学での勉強が役に立つはず、本格的にパテシエを目指し海外留学するなら語学、店を持つ時には経営学等が必ず必要になる。大学を卒業してからでも決して遅くはない。大学での勉強は将来への投資と考えもう一度じっくり考えてみなさい」とアドバイスした。その後在学を継続し、現在は授業の出席率も良好である。

- 6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

特になし

- ・延滞者の信用情報登録など、奨学金返済の重要性、猶予制度の存在は学生に強調して説明している。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

- 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

人数：休学

平成25年度：1人(語学留学)。

26年度：3人(語学留学1人、病気治療2人)。

27年度：4人(語学留学2人、病気治療2人)。

- 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

特になし

- ・休学の要件として、経済的理由による休学は認めていない。
- ・休学の場合、授業料は半額徴収。
- ・休学期間は6か月単位で最長2年間まで。

3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

休学期間満了2ヶ月前に保証人に対し、復学の申請を案内している。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

平成26年度について、授業料滞納は1.32%。

平成25年度と比較すると大幅に減少した。

- ・授業料は、前納制度で前期分は3月末までの納付。ただし、延納願を提出した場合は、前期試験前までの延納を認めている。授業料納付と履修登録システムが連結しており、授業料納入していないと履修登録ができない。ただし、分納として延期を求める学生には履修登録制限を解除している。分納は制度上半期ごとしかなく、学生の申し出に応じて認めている。
- ・制度上は、前期授業料を納入していないと、前期の授業の試験を受けられないという決まりになっているが、これにも目をつむって、後期開始までに納入することを条件に試験を受けさせている。その結果として、年度内での納入まで待っている。年度をまたぐことは認められないので除籍となる。できるだけ除籍にならないように配慮している。
- ・延納願を提出する学生には、100名規模に達する。母子家庭・父子家庭終身者が多い。

2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

授業料は年度末に次年度学納金を請求する。前期・後期内での分納も認めている。

- 3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

授業料を滞納する学生は、出席率が悪く、単位取得が芳しくない。大学より、学費未納の督促、学業継続の意思確認を複数回にわたり通知するが、連絡がとれず除籍というケースが大半である。

- ・ 授業料滞納学生には、もともと大学を辞めるつもりが多く、前の学期の授業料まで払いたくないという、意図的未納が多い。
- ・ 学費未納者は修学支援室（事務部署）が対応している。
- ・ 除籍手続きまで、学生・保証人には最低4回連絡する。電話、手紙、最終的には内容証明郵便

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

- 1) 家庭の状況、特に経済的な面について

①生活保護世帯。

②母子、父子家庭。

学生本人以外の兄弟（姉妹）もおり、学費（教育費）の負担が大きい。

③未成年後見人。

(1) 母子家庭である母親が病氣療養中のため、養育能力が伴わない。

(2) 震災により両親を亡くし、保証人がいない。

- 2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

家庭環境が複雑化しており、親からの支援を受けることなく、学生本人が学費を負担しているケースが増加しているように思われる。

そのため、奨学金貸与者が年々増加傾向にあり、貸与金額も増加し返還金の負担は増える一方である。

また、アルバイトの頻度も増やさざるを得ないため、学生の本分である修学に対する意欲低下が懸念される。

・ 自宅通学生が圧倒的に多数を占める。

・ 家計急変者はごくまれにすぎない。

・ 奨学金貸与学生に限った状況にすぎないものの、保護者が出すのは学費のみであり、生活費は学生本人が工面している傾向がある。

- ・アルバイトの頻度については、従事率、従事時間がともに増加している。
- ・アルバイトをしていない学生はほとんどいない。ただし、経済的必要性からか、それ以外の理由かはわからない。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

年2回（9月、3月）教育相談会を開催し、奨学相談ブースにて保護者からの経済的困難な状況を聴取しそれに対する支援策を提案している。

6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

- ・経済的支援では、JASSOに助けられている。
- ・JASSO 奨学金は、予約採用学生が増えている。予約採用者は奨学金の趣旨や内容の理解が不十分。高校での説明が十分ではない。高校側での指導をもっとしてほしい。
- ・奨学金制度の理解不足の入学者への対応に負担感がある。
- ・本学への進学を希望者のうち、予約採用者がどのくらいいるのか、早い段階で情報提供してもらえると助かる。

## P 大学（私立）

### 1. 奨学金

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

##### (1) JASSO 奨学金

###### <2015 年度学部生>

- ・ ・ 第 1 種 . . . 12.6% (2,924 名)。
- ・ ・ 第 2 種 . . . 21.3% (4,920 名)。
- ・ ・ 併用 . . . 3.3% (753 名)。
- ・ ・ 応急採用 . . . 25 名 (2010～2014 年度実績)。
- ・ ・ 緊急採用 . . . 15 名 (2010～2014 年度実績)。

###### 不採用状況について

###### <学部 1 年生の 1 種適格者中の採用者数 2010～2014 年度>

- 2010 年度： 適格者 619 名／採用者 355 名。
- 2011 年度： 適格者 464 名／採用者 444 名。
- 2012 年度： 適格者 477 名／採用者 433 名。
- 2013 年度： 適格者 372 名／採用者 372 名。
- 2014 年度： 適格者 318 名／採用者 318 名。

- ・ 不採用理由 . . . 過去の不採用はすべて大学推薦の内示数不足。

#### 2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

2012 年度以降 . . . 該当者なし。

2012 年度 . . . 春・秋学期学費減免 1 名（東日本大震災）。

2011 年度 . . . 春・秋学期学費減免 1 名（東日本大震災）。

春学期学費減免 1 名（東日本大震災）。

3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

2006 年度以降入学の学部生で何らかの奨学金を受給している人の最終異動（計 21,410 名）

- ・除籍総数・・・ 25 名。
- ・退学総数・・・ 723 名。
- ・何ものなし・・・19,246 名。

4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

①給付奨学金： P 大学支給奨学金（就学奨励奨学金）

本学独自に算出している「学力点+家計点」の総合点順に採用する。

②給付奨学金： P 大学支給奨学金（経済支援奨学金）

標準修得単位数を満たしていれば、家計点の高い者（＝家計困窮度の高い者）から採用する。

③給付奨学金： P 大学大学院支給奨学金規程（大学院ベーツ第 1 種支給奨学金）

学業成績が特に優秀で学問研究に熱意を有する者で、学資の援助を必要とする者。

④給付奨学金： X 記念奨学金

体育会および応援団総部に所属する学生で、学生活動で優秀な成果をあげ、人物として優れた者であり、家計困窮度の高い者。

⑤給付奨学金： P 大学後援会奨学金・P 大学特別支給奨学金・P 大学大学院特別支給奨学金

1 年以内に家計支持者の死亡や病気・事故、倒産、自然災害等の理由で家計が急変し、学費納入が困難な者で、家計困窮度の高い者。

⑥貸与奨学金： P 大学・大学院利子補給奨学金

大学と提携している金融機関の教育ローンを借入を受け、家計支持者または本人の年間総収入が、給与所得の場合は原則 1500 万円未満、給与所得以外の場合は原則 1000 万円未満の者。

⑦給付奨学金： Y 奨学金

学力点が高く、家計困窮度の高い新入生。

⑧給付奨学金： P 大学 Z 支給奨学金

入学前予約型奨学金。高校時の評定平均値及び家計支持者の収入・所得金額を基に審査し採用する。2 年次以降は前年の学業成績及び家計支持者の収入・所得金額を基に継続審査をし、採用する。

⑨給付奨学金： P 大学法科大学院支給奨学金規程（法科第 2 種支給奨学金）

学業成績が特に優秀で司法の職につくことに熱意を有する者で、学資の援助を必要とする者。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

とくになし。

4. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

平成 27 年 5 月 1 日時点での平成 26 年度中の退学者数

学部生・大学院生合計 377 名（男 289 名、女 88 名）

（1 年 44 名、2 年 80 名、3 年 73 名、4 年 180 名）

<理由調べ>

1. 就学意欲の低下・・・68 名
2. 進路変更（他の教育機関への入学・転学・編入学）・・・96 名
3. 進路変更（就職）・・・ 51 名
4. 経済的困窮・・・ 56 名
5. 学力不足・・・ 20 名
6. 身体疾患・・・ 6 名
7. 心身耗弱・・・ 18 名
8. 海外留学・・・ 2 名
9. その他（不明含む）・・・64 名

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

○P 大学学則

- ・本大学を退学しようとする者は所定の退学願を所属学部長に提出して許可を得なければならない。

退学の日付は、学費既納者については学部長が承認した退学日とし、学費未納者については学費納入済みの学年又は学期の末日とする。

- ・以下に該当する者は除籍する。

- 1 休学期間が通算 2 力年を経過してなお復学又は退学しない者
- 2 学則に定める在学年限をこえてなお退学しない者
- 3 学費を学費納付規程に定められた納期から 6 カ月を経過してなお完納しない者

（2 の除籍者については再入学することができない。）

- ・退学者又は除籍者が、再入学しようとする場合は、再入学をしようとする学期の開始日から 1 カ月前までに再入学願を提出しなければならない。

退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て許可することがある。ただし再入学は退学又は除籍の日から5年以内に願い出るものとする。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

【人文系学部】

- ・親死去による家庭事情の急変—学費の支払いが困難になった。
- ・進級・卒業が不可となり、4年間を超えての学費支弁ができなくなった（父が定年退職）。
- ・アルバイトから正社員へ（本屋、塾講師）。そちらへ注力したい。
- ・進級・卒業が不可となり、4年間を超えての学費支弁ができなくなった。

【社会系A学部】

- ・留年することとなった結果、保証人からの学費援助が停止（減額）することとなり、本人では学費工面の目途が立たず退学。
- ・家計困窮により、生活費工面のためアルバイトに時間を取られ、授業欠席が増加。成績が悪化し、学習意欲減退のため退学。
- ・家計困窮のところ、家計支持者が入院したため、生活費のやりくりのため退学し、就職。

【社会系B学部】

- ・保証人が自営業で経営が行き詰まり、学費支弁が困難になった（このケースは多すぎて「普通のこと」になっている）。
- ・保証人が病気になり、就業が不可能になったうえ、治療費が必要となり、学費に回す余裕がなくなった。

【社会系C学部】

- ・留年のため。
- ・家計支持者が死亡、病気等による家計急変者。

【福祉系学部】

- ・修学意欲の低下及び学業成績不振により奨学金が停止となり、学費を払うことが困難となった。
- ・保証人が、標準修業年限を超えた場合の学費支弁をよしとせず、退学を余儀なくされた。  
→4年生で卒業不可となるケース＝2→3年生の進級判定が不可となるケース
- ・留年を繰り返し、学費が払えなくなった。
- ・学費支弁者の逝去（さらに奨学金<貸与>を得られるとしても返還のあてがないので受給をよしとしない）。



- ・（休学状態が続いている場合等、）休学在籍料の負担が大きいため一旦退学する。
- ・母子家庭で母が自営業だが、その母が入退院を繰り返しており、学費を捻出することが難しいと感じ、地元で就職することにした。
- ・父（学費支弁者、家業：住職）の体調回復が見込めないため、家業を手伝いながら通学していたが、出席日数不足で単位修得ができず、進級判定不可＝奨学金が停止となった。家業とアルバイトにより学費を稼いでいたがこれ以上学費を支払うことができない。住職になるため専門学校に行く予定。
- ・入学後アルバイトや部活動で、自分が本来やりたいと思っていた里子のサポートができなくなり、社会福祉士を取得せずともボランティアで十分ではないかと思うようになった。以前より母親から家計状況が厳しいことを聞かされており、母親より資格を取得しないのであれば退学するよう言われた。

4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

#### 【奨学金】

##### ① P大学緊急時貸与奨学金

2014年度（10件、計450万円）、2013年度（該当なし）、2012年度（3件、150.5万円）、  
2011年度（2件、59.5万円）、2010年度（2件、96万円）。

##### ② P大学後援会奨学金

2014年度（31件）、2013年度（13件）、2012年度（10件）、2011年度（40件）、  
2010年度（40件）。

##### ③ P大学特別支給奨学金・P大学大学院特別支給奨学金

2014年度（15件）、2013年度（14件）、2012年度（16件）、2011年度（15件）、  
2010年度（該当なし）。

#### 【人文系学部】

- ・初期動作は1年生、3年生、4年生は演習の指導教員が学生の話聞き、助言をする。2年生は演習がないので、学部事務室が主な窓口となる。職員の対応で終わるときもあるが、必要があるときは副学部長、学部長補佐などの執行部教員が面談する体制を整えている。

#### 【社会系A学部】

- ・緊急時貸与奨学金の運用。  
（学生課窓口。在学中1度のみ、学費相当額を貸与。条件あり。）
- ・学費滞納者へは学部事務室より電話、必要に応じて事務室に呼び出して事情の確認。学費分・延納、

奨学金手続きの案内や、休学の案内等を行っている。

- ・新入生入学時に、保証人に経済支援の内容も含めた学生生活案内パンフレットを配布している。

【社会系B学部】

- ・新入生入学時に保証人に経済支援の内容も含めた学生生活案内パンフレットを配布している。

【社会系C学部】

- ・奨学金制度を紹介する（経済支給奨学金・特別支給奨学金・緊急時貸与奨学金）。
- ・延納・分納制度を知らせる。

【福祉系学部】

- ・学生担当者が随時相談に応じる。学費納入が困難な場合は、ケースに応じて「学費の分納・延納制度の紹介」や「奨学金の紹介（学生生活支援機構につなぐ）」を行う。
- ・学業成績不振（留年、単位取得数が著しく少ない）等の要素が絡んでいることが多く、必要に応じて（教務担当者も交えて）履修指導も行う。必要に応じて、アカデミックアドバイザー、キャンパスライフアドバイザー、研究演習担当者につなぐ。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

【人文系学部】

- ・一度退学して再入学するケースもある。これは病気で入院等が必要なケースで、病気が治癒してから再入学するケースと、経済的理由からいったん退学し、自分で働いて学費を稼ぎ、経済状況が好転してから再入学するケースがある。
- ・韓国からの留学生で現在6年目の学生（女性）がおり、現在37歳で就学ビザのため、休学・退学すると帰国せねばならないため、このような手続きはしていなかった。親は病気のため、経済的支援が得られず、自身でアルバイトをしながら学業に励んでいた。大学になじめず、欠席しがちになり、友人も少なく、単位取得も思うように進まなかった。事務室にそのような内容で相談に来たとき、職員が指導教員とつないで、これからの学生生活の送り方などを一緒に考えていった。こうしてようやく2016年3月の卒業の見込みがたった。

【社会系A学部】

- ・学費滞納の学生に対し、連絡をとり事情の確認。卒業まで残り数単位であるが、家計困窮により学費工面の見通しがほぼ立たないとの回答であったため、退学・再入学の制度を紹介。一度退学をし、半年かけて学費を工面ののち、再入学（復学）。
- ・学費滞納の学生に対し、連絡をとり事情の確認。卒業見込みであるが、家計困窮により学費工面の見

通しがほぼ立たないとの回答であったため、学生課窓口の緊急時貸与奨学金を紹介。条件に合致したため、奨学金に採用され、卒業。

- ・学費滞納の学生に対し、連絡をとり事情の確認。家計困窮により学費工面の見通しがほぼ立たないとの回答であったため、休学制度を紹介。休学中に学費を工面し、復学。

**【社会系B学部】**

- ・保証人の事業が行き詰まり、学費支弁が不可能になったが、再入学の手続きについて丁寧に説明したところ、一旦、退学して自衛隊に入隊し、給与をためて復学した。
- ・保証人の事業が行き詰っていることを察知した学生が親に負担をかけていることが気になって鬱状態になった。学業が手につかないので退学したいとの申し出に対して、一旦、退学して自身の体調を万全にすることを進めたところ、退学した後、体調を整えてアルバイト等で学費をためて再入学してきた。

**【社会系C学部】**

- ・留年をしてしまった学生が、経済的理由で退学を希望し、事務室に相談に来たが、その後、保証人に相談したところ、保証人からの学費納入が可能となり、退学は逃れた。

**【福祉系学部】**

- ・退学者からの相談はない。
- ・「退学願」提出までに、カウンターや電話である程度の相談を行っているので、「退学願」提出後にそれを撤回したケースはない。

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

**【人文系学部】**

- ・基本的には中途退学生については特段なアプローチは行っていない。退学時に再入学についての情報を与えるのみ。

**【社会系A学部】**

- ・退学後の学生に対し特別な対応・支援は行っていない。

**【社会系B学部】**

- ・具体的に支援したケースはない。

**【社会系C学部】**

- ・特になし。

**【福祉系学部】**

- ・退学者について特に支援は行っていない。
- ・把握しているケースはない。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

#### 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

平成 27 年度学校基本調査(平成 27 年 5 月 1 日時点の休学者数)

- 学部生 . . . 286 名(男 189 名、女 97 名)。
- 博士前期 . . . 17 名(男 7 名、女 10 名)。
- 博士後期 . . . 5 名(男 4 名、女 1 名)。
- 専門職 . . . 5 名(男 5 名)。

#### 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

##### 【人文系学部】

- ・留年し、親からの学費支援が全額または一部得られず、自身でアルバイトしてまかなうケース、2 セメスター在学する必要がなく、1 セメスターは学費を稼ぐ期間に充てるケースが見受けられる。

##### 【社会系 A 学部】

- ・学費工面のためにアルバイト等に専念するため。

##### 【社会系 B 学部】

- ・親が自営業のケースが圧倒的に多い。自営業の場合、いわゆる経営不振程度の状況では奨学金が支給される対象にならず、倒産・廃業(もしくはそれに似た状況)になって、ようやく奨学金支給対象となる。しかし、その時点で奨学金が支給されても、もはや生活が立ち行かなくなっており、一旦休学して、経済状況の好転を待つケースが少なくない。特に兄弟がいる場合、兄弟の卒業・就職を待つこともある。

##### 【社会系 C 学部】

- ・留年のため。
- ・家計支持者が死亡、病気等による家計急変者。

##### 【福祉系学部】

- ・留年に伴う春学期休学(春学期の学費を節約し、秋学期の学費を確保する→秋学期に固めて授業を履修する)。
- ・母の退職、父の会社(自営業)の業績不振など、家庭の経済事情が悪化するとともに、成績不振で奨

- 学金が停止となり、学費を支払うことが困難となった。自分で学費を稼ぐと共に家計を支えたい。
- ・父（学費支弁者、家業：住職）の体調回復が見込めないため、家業を手伝いながら通学していたが、出席日数不足で単位修得ができず＝進級判定不可、奨学金が停止となった。家業とアルバイトにより学費を稼いでいたが、学費を納めるのが厳しくなった→後に退学。
  - ・学費支弁者の逝去に伴い、自分で学費を稼ぐ。→後日退学。
  - ・留年を繰り返しており、学費を自分で稼ぐことになった。
  - ・全単位を落としたため、親が払ってくれた学費を無駄にしてしまった。親にできるだけお金を返したい。+秋学期の履修登録期間中に登録をしなかった。
  - ・留学費用を稼ぐため。

3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

**【人文系学部】**

- ・特別な対応はしていないが、休学期間が終わる頃に次学期への意向を確認している（復学するのか、休学を継続するのか、退学するのか）。経済的見込みがついたので復学するケースもある。

**【社会系A学部】**

- ・経済的な困難が関係している休学について特別な対応・支援は行っていない。
- ・学費の工面が可能になり、復学・卒業するケースもあれば、工面がかなわない、学習意欲減退等により退学するケースもある。

**【社会系B学部】**

- ・休学願いに経済期理由を上げてくる学生には、厚生援助カウンターを紹介している。自営業の場合、業績が回復する場合があるので、復学してくる学生も多い。しかし、結果として退学してしまう学生も一定数存在している。

**【社会系C学部】**

- ・奨学金制度を紹介する（経済支給奨学金・特別支給奨学金・緊急時貸与奨学金）。
- ・延納・分納制度を知らせる。

**【福祉系学部】**

- ・休学中の学生に対し、復学手続書類の定期送付以外に、学部事務室側から積極的なアクションは取っていない。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

平成 26 年度末 (27 年 3 月末時点) 学部 110 名、大学院 (博士課程後期課程) 1 名。

・納入期限後、財務課が未納者リストを作成し各学部と共有している。そのリストに基づいて各学部が管理する。

##### ○学費納付規程

学費の納期は次の 2 期とする。

春学期(4 月 1 日～9 月 19 日) 納入期限 5 月 19 日。

秋学期(9 月 20 日～3 月 31 日) 納入期限 11 月 9 日。

ただし、新入学・編入学又は転部(科)を許可された者は合格者心得に定めた期日までに学費を納入しなければならない。

学費を上記納期から 6 カ月を経過してなお完納しない者は除籍する。

##### 2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

・やむを得ない事由により納期に学費を納入できない場合は、所属学部長の許可を受けて延納または分納することが可能である。未納が継続した場合は、財務課が毎月初に督促状を作成し、所属学部が発送者を確認した後、送付している。

##### ○学費納付規程

在学生でやむを得ない事由により、学則で規定した納期に学費を納入できない場合には、所属学部長の許可を受けて延納又は分納することができる。ただし、当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しなければならない。

##### 3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

##### 【社会系 A 学部】

- ・家計困窮度が高い学生。
- ・学費未納による除籍期限までに完納できる場合がほとんど。

【社会系 B 学部】

- ・保証人が自営業で経営が行き詰まり、学費支弁が困難。⇒中退。
- ・保証人が病気になり就業が不可能。治療費が必要となり、学費に回す余裕がなくなった。⇒中退。
- ・保証人の事業が行き詰まり、学費支弁が不可能になったが、再入学の手続きについて丁寧に説明したところ、一旦、退学して自衛隊に入隊し給与をためて復学した。⇒一旦退学後に復学。

【社会系 C 学部】

- ・経済的に余裕がなく授業料まで払えない状況の学生がいる。また、奨学金を貸与している学生であっても、生活費が足りない等の理由から、納入日までに完納できていない学生もいる。
- そういったケースでは延納・分納制度を使って期限を遅らせることが多い。

【福祉系学部】

- ・家庭の経済状況が困難な状態にある。→除籍期限までに完納できないことが確定した時点で退学
- ・留学生（母国からの送金が遅れている、送金レートを見ている、など）。
- ・親が新興宗教にお金をつぎ込み、学費を支払ってくれない。→除籍期限までには完納。

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

【社会系 A 学部】

- ・父子・母子家庭、家計支持者が病気療養中、家計支持者が自営業で経営状況が悪化したケース等。

【社会系 B 学部】

- ・保証人が自営業で経営が行き詰まり、学費支弁が困難。
- ・保証人が病気になり、就業が不可能になった上、治療費が必要となり、学費に回す余裕がなくなった。

【社会系 C 学部】

- ・父子、母子家庭である。
- ・下宿生である。
- ・部活動などに費用がかさむ。
- ・世帯収入が低い。

【福祉系学部】

- ・学業成績不振（留年により学費納入が困難となる、学費支弁者が学費の支払いをよしとしない）。
- ・クラブ活動と勉学を両立できず、単位が全く修得できない、あるいは大学の授業についていく学力がそもそもなく授業に出席しなくなる→早い段階で標準修業年限での卒業ができないことが確定する。  
→学費納入に困難を来す。

- ・家業（自営業等）の業績不振。
- ・学費支弁者の病気療養または逝去。

## 2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

### 【社会系 A 学部】

- ・学費工面のため、アルバイトを行っている場合が多い。

### 【社会系 C 学部】

- ・経済的困難な学生は、アルバイトをして家計を賄っていることが多い。
- ・また、休学期間中に正規分の学費を用意するために、アルバイトをしている学生もいる。

### 【福祉系学部】

- ・家業の業績不振、学費支弁者の病気療養・逝去のケースにおいては、学生は相当な時間数アルバイトに従事していると面談記録から読み取れる。

## 3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

### 【社会系 A 学部】

- ・緊急時貸与奨学金。
- ・P 大学支給奨学金（経済支給）。

### 【社会系 C 学部】

- ・奨学金制度を紹介する（経済支給奨学金・特別支給奨学金・緊急時貸与奨学金）。
- ・延納・分納制度を知らせる。

### 【福祉系学部】

- ・（奨学金担当をとoshi）学生支援機構奨学金を紹介する。

## 6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

- ・支給型や無利子型奨学金の充実。



## Q 大学（私立）

### 1. 奨学金のことについてお聞かせください。

#### 1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

##### (1) JASSO 奨学金

- ・ ①第1種
  - ・ 2014年度の場合（学部）、4,562人が貸与された（在籍学生数に対する比率は14.1%）。1件当たり貸与額は年間で約66万円。
- ・ ②第2種
  - ・ 2014年度の場合（学部）、7,214人が貸与された（在籍学生数に対する比率は22.2%）。1件当たり貸与額は年間で約88万円。
- ・ ③併用
  - ・ 2014年度の場合（学部）、1,000人程度。
  - ・ 3回生や4回生になると、必要な費用が増えるため、併用者や2種の利用者が増加する傾向がある。3回生以上になると大学の勉強が忙しくなるなどの理由で、それまで自宅通学していた者が（極端なケースでは、2時間半かけて通う学生などもある）、下宿するケースが増える。
- ・ ④応急採用・緊急採用
  - ・ 親の死亡や病気で申請するケースがある。

##### (2) 不採用状況について

- ・ 定期採用と、追加採用（8月）を合計すると、2011年度からは1種・2種とも有資格者全員が採用されている（2015年度は、定期採用の段階で全員採用）。
  - ・ ①第1種
    - ・ 2014年度は87人が不採用（66人は学力基準、21人は収入基準による）。残存適格者数は、1回生については2013年度から、上回生については2015年度からゼロとなっている。
  - ・ ②第2種
    - ・ 2014年度は31人が不採用（収入基準による）。残存適格者数は、全回生について2011年度からゼロとなっている。

## 2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

- ・ 本学独自の「東日本大震災被災者対象の奨学金」を行っている。

東日本大震災による災害救助法適用地域の高校出身で、罹災証明書が発行可能で（もしくは原子力災害対策本部の決定する警戒区域又は避難指示区域に居住）、かつ前年の父母の合計年収が 600 万円以下（課税前、給与収入の場合）なら申請可。入学金全額と、授業料の半額相当を 4 年間（6 年制学部の場合は 6 年間）給付。継続の際に成績要件あり。なお、校友会から、授業料のもう半額相当も支給される。

- ・ 同奨学金は 2013 年度に開始。2013 年度から 16 年度まで、それぞれ 4 人、3 人、2 人、1 人ずつ採用。
- ・ この他、2011 年度と 12 年度は、大学で独自に在学向けの学費減免を行った（2 年間）。

## 3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

経済支援奨学金に限定してだが、受給者のほうが、全体と比べると、中途退学、除籍、休学の割合（%）は、0. 数ポイントだが低い。

## 4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

- ・ 本学独自の奨学金・授業料減免制度は、50 種類以上の様々なものを用意している。
- ・ 学部生向け「奨学金ガイド」では大きく、「経済支援型奨学金」と、「成長支援型奨学金」に分けて、募集を行っている。
- ・ 「経済支援型奨学金」は、経済的な理由により修学が困難な学生を支援することを目的としているのに対して（父母の年収要件あり）、「成長支援型奨学金」は、多様な活動に取り組む学生を支援することを目的としている（父母の年収要件なし）。
- ・ 本学独自の奨学金で、最も重要なものは経済支援型の「経済支援奨学金」である。これは、学期単位で選考するものであり、翌学期の授業料の減額・免除を希望する者が申請する。採用された場合は、授業料の半額又は全額相当額が給付される（採用者の 1/4 が全額給付）。両親年収が 600 万円以下（給与収入の場合）であり、かつ、一定の単位を修得している（1 回生が後期に、翌年度前期分について申請する場合、前期までに要卒単位の 1/8 マイナス 4 単位以上）学生が申請できる（新生が後期分について申請する場合、単位数でなく入学をもって資格ありとする）。2014 年度の場合、1,684 人に支給された（在籍学生数に対する比率は 5.2%）。1 件当たり支給額は約 39 万円。
- ・ 成長支援型の奨学金の中では、「海外留学参加奨励奨学金」の支給者数が多い。奨学金対象ブ

プログラムの参加者全員に給付されるもので、「広く薄く」給付するタイプである。支給金額は留学期間によって異なる。2014年度の場合、1,341人に支給された（在籍学生数に対する比率は3.8%）。1件当たり支給額は約16万円。

・成長支援型には他にも、奨学金もある。これは学部ごとに成績上位者20%を対象に、学期あたり40万円（理系などは70万円）支給するもの。例えば文学部では、GPAが3.8以上なら申請できるが、申請する学生のGPAは平均して4.0を超えるのが通例（Q大学ではA+評価には、GPは5を付与するからGPAは最大5.0）。2014年度の場合、466人に支給された（在籍学生数に対する比率は1.4%）。1件当たり支給額は約49万円。

・2017年度実施に向けて、現在、本学独自の奨学金制度の改正を検討している。

概ね4年に一度、大学独自の奨学金制度の大きな見直しを行ってきた（その間もそれぞれの奨学金プログラムにおいて、微修正は行っている）。現行の制度は2012年度に始まったもので、2015年度まで適用する予定だったが、結果的に2016年度まで運用することになっている。

2017年度より実施予定の新制度では、全体として複雑になり過ぎているものを、わかりやすくするのが改正の主な趣旨としている。複数のプログラムを統合したり、コンパクトにしたりの予定である。現在50種類以上のプログラムがある背景には、目的別、対象者別に制度を設けていったら、増えていった事情がある（寄付者が異なるため、プログラムを分けた、といった事情は本学の場合は該当しない）。例えば経済支援奨学金と、社会人学生対象の奨励金を統合したり、本学（付属高校含む）出身者と、それ以外とで分けていた制度を一本化したりする。プログラムによっては、現行の入試受験前の予約採用型の奨学金（経済支援型で、父母の年収が給与所得で600万円以下の場合、学費の半額相当額を給付）の方式をモデルとして、単年度ごとの支給を4年間継続に改めたりするものもある。また、選考基準がプログラムごとに異なり、複雑になりすぎていたため、JASSOの基準に準拠させることにした。本学が支援対象として掲げる給与収入400万円以下層について、できる限り支援する方針はひきつづき堅持する。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について（該当がある場合）

とくになし

#### 4. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況（人数、対応など）について

・平成26年度：中途退学者数は、学部477名、修士42名、専門職7名、博士58名。中退理由の内訳（学部）：転学115名、病気・けが43名、経済的理由60名、一身上の都合68名、そ

の他 191 名。

- ・「経済的理由」は比較的少ない。「その他」には、他の学校（専門学校等）に行く等の進路変更、修学意志の喪失、進学先未定等が含まれる。「転学」の場合は他大学に限定されると思われる。
- ・「転学」は、文学系学部の場合、1 回生に多い（「仮面浪人」等）。3 年次以降に、学部での学習に馴染めず、他大学へ編入学する場合もある。学内でも、2・3 回生で転学部のあるが、一定の成績水準にないと困難なため、大学に馴染めず、学校に来ていない場合は転学部できない。その場合、他の学校に移る学生もいるが、受験準備がしっかり整っていて移る場合は「転学」、受験準備という形の学生は「その他」の類型に入っていると考えられる。
- ・退学決定は、基本的に、前期・後期で、各学部手続きの上、学長決裁をとる。退学手続きはいつでも可能だが、区切りとしては学期ごとになる。
- ・基本的には、ゼミ・小集団クラスの専任の教員との面接をまず行い、意思確認を行う。
- ・まず教員に相談するケースもあるが、多くの学生は、教員への相談を経ず、退学を考えていることを事務室の窓口で相談に来る。学部の方にまだ相談していないのに、退学したいけれど奨学金をどうすればいいかと相談に来る学生も偶にいる。
- ・どの年次で退学者数が多いかは要確認。1・2 回生で早期に退学する場合、進路変更が比較的多いが、上回生の場合、4 年で卒業できず、経済的負担が増え、結果的に 5 回生以上で退学するケースがある。ただ、文学系学部のデータから、休学の場合を見ると、海外渡航等の理由が全体の 35%、ついで経済的理由。前者は 2・3 回生がボリュームゾーンだが、後者は 2 回生以降で増える傾向が見られる。

## 2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

- ・本学では「在籍」と「在学」を分けている。授業出席し、単位取得をしている期間は「在学期間」であり、8 年が上限。その間に休学等ある場合は、在籍期間は 8 年を超える場合が生じる。在籍期間の上限に決まりはないが、現行の制度上、休学期間の上限は 3 年のため、実際は 11 年が最大となる。なお、進級要件を採り入れている学部は少ない。
- ・休学期間中、在籍料（1 セメスターにつき 5000 円）が必要。その間、図書館等の学内施設の利用については制限していない。
- ・平成 26 年度末時点で、学部の除籍者は 181 名。  
除籍の大半は、学費未納除籍（前記のうち 144 名）。ついで休学期間満了時の未手続、在学期間満了、死亡が、それぞれ 10 人前後。
- ・未納除籍の場合、経済的困難層が大半を占めている。

- ・貸与制の JASSO 奨学金ではなく、本学の給付制の奨学金を頼りに入学したが、それが採用とならず、その結果、学費が払えなくなり、未納除籍になるケースもある。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

- ・休学の理由とも関係するが、家計支持者の収入変化がある。JASSO 奨学金をほぼ満額借りる学生は学生生活のみならず、学費の工面で厳しい状況にある。また、兄弟姉妹が高校から大学に進学する際、公立校を希望していたが、結果的に私立に進学し、兄弟姉妹の方の支出が増えることで、本学に来ている学生の学費納入が厳しくなるケースもある。
- ・休学では、介護・介助等で親自身がそちらに手を取られ、結果的に家族の面倒を見ることができない場合や、両親の両親ともに介護・介助等で、入院費用、老人ホーム入居・通所費用等の経済的負担が増加し、学費に影響が出る場合もある。そうしたケース（介護離職等）は、家計急変の場合でもそうだが、ここ1～2年で増えているように思う。経済状況が厳しい学生を見ると、年金受給者である等、親の年齢層が高まる傾向がある。また、奨学金を申請してくる学生でもそうだが、一人親家庭が増えており、ひとり親が亡くなり困難な状況にあるケースも一部ある。
- ・奨学金関係では、I種もII種も満額借り、(本学の)経済支援奨学金で学費減免も受けている等、経済支援型を全て使っているにもかかわらず、学費納入期限直前に学費を払えないという親もいる。親が生活保護をもらっているケースも年間1～2人ではあるが、ここ2～3年でちらほらと目立つようになっている。
- ・4回生以上の学生で、4年間はなんとか学費を工面出来たが、それを超えると家計的な余裕がなく、4年を超えると奨学金の貸与等もなくなるので、結果的にどこにも頼れず、休学ないし一旦退学を選択する学生も数ケースある。
- ・一概に、経済的理由と言っても、その中には色々なケースがあり、例えば、両親に迷惑をかけられないので、何とかなるかもしれないが一旦退学をするというケースも耳にする。
- ・奨学金の相談をされても手が打てないケースもある。例えば、学費・生活費を稼ぐためにアルバイトをするが、学業との両立が難しくなったケース。1回生のときは比較的成績が良かったが、2回生以降、アルバイトが忙しく、生活サイクルが乱れ、大学に来ることができず、成績が落ちてしまう。この場合、経済的に困難な状況になったとしても、成績が不良なため、何らかの救済措置を受けることが出来なくなる。

- ・ある程度収入がある家庭でも、遠方からの通学を選択してほしいと親から言われるケース、下宿をする場合でもアルバイト無しでは生活できないと、学生本人も納得してアルバイトをしているケースも中にはあり、家計収入の高低にかかわらず、学生の多くは生活の足しにアルバイトせざるを得ない状況が全体的にある。
- ・必要な費用を工面させるために、保護者は学生に、奨学金ではなく、アルバイトを選択させるようになってきている。その理由としては、社会に出る前に奨学金返済という多額の負債を抱えたくないという思いがあると推察される。

自治会の学生アンケートによると、6割程度の学生が学費・生活費のためにアルバイトをしている。他方、新入生の保護者アンケートでは、学費の為のアルバイトは3割程度であった（奨学金が必要だという回答も3割程度）。そのため、アルバイトをする学生の半分は生活費（「小遣い稼ぎ」）の為に、もう半分は学費の為であると思われる。また、2011年では、学生本人にアルバイトをさせて必要な費用を負担させている割合は26.8%だったが、2015年には33.8%と増加、奨学金に出願させたとの回答は、2011年では40%程度だったが、2015年には32%と減少している。

4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明ください。

- ・父母の組織が設置する「家計急変奨学金」：家計急変、父母の死亡等により、学費を納付できず退学することを防止したい、卒業してほしいという父母の思いが第一で作られている。
- ・最近では、死亡を理由とする申請が増加している。

5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

とくになし

6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

- ・退学後、再入学の出願ができる制度はある。除籍の場合も同様。在学期間が残っており、退学除籍の次学期開日から2年以内に出願を終えることが条件。

再入学制度に出願し復学する学生も中にはいる。経済的理由の場合、籍を残しておきたいと、休学する場合の方が多い。

再入学の場合、事務手数料として1万円必要となり、また手続きの際に、再入学する学期の学費全額を納入する必要がある。経済的理由で未納除籍となった場合、その後すぐにその額を用意するのは厳しい。例えば、文学系学部の場合、学費として年間110万円程度必要なため、仮に下宿をしながら学費を稼ぐとなると、月々10数万～20万円程度の手取りが必要となる。そのため、将来の見通し含めて、どうすべきか相談を受けることはよくある。再入学する学生には、一度働いてみて、大卒でないと待遇が厳しい等の状況に直面し、将来の見通しが立たないと肌で感じてという場合が多い。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

#### 1) 近年の貴学における休学の状況(人数、対応など)について

##### ・状況

平成26年度においては557名いて、うち最多は経済的理由(208名)で、ついで海外留学(185名)。

#### 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

##### ・理由

海外渡航が多い(3回生が多い)。経済的理由は2～4回生が多く、事情は中退理由とほぼ重なる。

病気は、2回生になるときと4回生になるときに多い傾向がある。

#### 3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

##### ・休学申出期限日

前期もしくは通年での休学希望の場合は5月末、後期休学希望の場合は11月末。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

- ・学部による偏り＝理工系学部と文学系学部に多い。
- ・文学系学部の場合：5000名くらいの学生のうち、7月下旬に除籍予告通知を送付するのはおよそ70～80人くらい。最終的に8月末で未納除籍になるのはおよそ10～20人くらい。
- ・対応  
授業料納入方法の欄を参照。保護者とのトラブルを避けるために、電話ではなく文書での連絡を基本としている（過去には電話かけをしていたこともある）。

##### 2) 貴学の授業料の納入方法のシステム（一括／分納）と、未納が継続した場合の対応について

- ・授業料納入方法
  - ①一括と分納の両方あり。4月頭に納付書を送付（延納申込書を同封）し、4月30日が1回目学費納入期限日。未納者に対して6月中旬に督促（奨学金制度の案内を同封）し、2回目学費納入期限日が7月10日前後（前期定期試験の直前）。
  - ②なお未納者がいた場合、7月下旬に保証人と学生本人の両方に学費未納による除籍予告通知を送付。
  - ③なお未納者がいた場合、8月上旬に除籍予告通知を再送。なお未納の場合、8月末が学費未納除籍日となる。
  - ④分納の学生に対しては後期も同様のプロセスで納入させ、9月末が後期分の1回目学費納入期限日、12月10日が2回目学費納入期限日、2月末が学費未納除籍日となる。
- ・分納制度  
1回目学費納入期限日に前期授業料の半額だけ払い、残りはあとで払う制度もある。

##### 3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようなになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

- ・授業料滞納学生の状況  
中退理由の欄を参照。
  - ①保護者が自営業、年金受給者（晩婚化に伴い保護者が高齢化）、一人親であるような場合。
  - ②家族に介護を要する人がいて、介護費用が重い負担になっている場合。



- ③兄弟姉妹がいて家計全体として学費負担が大きい場合。
- ④留年した場合、学費を払えなくなるケース多い（貯金が尽き、申し込める奨学金がなくなるため）。
- ⑤JASSO 奨学金を借りずにアルバイトで学費を工面しようとしたがうまくいかなかった場合。

**5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。**

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

・保護者と学生本人との関係

家計が厳しいことを学生本人に伝えていないケースが少なからずある（家計が厳しいことを子どもに知られたくないという理由が多い）。除籍予告通知を受け取って初めて学生が知るケースもある。奨学金は本人からの申し出が基本なので、学生本人と話し合うよう保護者には働きかけをすることになる。

2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

・経済的状況

中退理由の欄を参照。

大学近辺で一人暮らしをするのではなく、遠方からの通学を選択するケース。アルバイトをしないと生活が成り立たない学生は少なくない。

・アルバイトの状況

中退理由の欄を参照。

小遣いも含めたいわゆる「生活の足し」としてアルバイトをする学生は少なくない。学費のために（JASSO 奨学金を借りずに）アルバイトをする学生も少なからずいる。卒業後に返済で苦勞するよりは、在学中にアルバイトで苦勞する方がマシ、と判断している保護者や学生もいる。

・ゼミ旅行にまつわるエピソード

学生にとってアルバイトは必須になりつつあり、ゼミ旅行の日程決めに困るケースがある。シフトを決めるために早く日程を決めて欲しい学生と、直前にならないとシフトが決まらな

いので早く日程を決めてもらっては困る学生の両方がいて、議論がまとまらないことがある。

3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの  
斡旋など）

・対応

「中退」と「除籍」の違いの欄を参照。

ベースは JASSO 奨学金の利用。大学独自の給付制の奨学金が使える場合は使う。奨学金関係  
が使えないなら外部の教育ローンの紹介。

・経済的に困難な学生のうち大学が十分に把握できていないケース

学費や生活のためにアルバイトを熱心に行っている学生はあまり大学に来ないので、大学とし  
ても状況が把握しにくい面がある。

## 6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）

①可能であれば、国には給付奨学金の制度を設けてほしい。

現在でも「積極層」向けの制度はあるが、本学でいう「経済支援型」（ニードベース）の給  
付制も必要だと思われる。

現在の JASSO の奨学金は、(様々なマスコミ報道などの結果)「借金」というマイナスイメー  
ジがすっかり出来上がってしまっているため、保護者などからも、貸与でなく給付を希望する  
声が多い(将来的な不安から、子どもに負債を背負わせたくないという父母が多い)。そうし  
たニーズに応える形で、本学は「経済支援型」（ニードベース）の給付奨学金を充実させてい  
るのは最初に紹介した通りだが、結局その原資は、他の家庭が払った授業料である。そのこと  
に、不公平感を表明する父母も少なくないのだが、給付制を充実させようにも、一私学の力で  
は限界がある。

②国立大学と私立大学の間で、政府からの財政支出が違いすぎる。この格差を再考してほしい。

国立大学は、政府財政支出によって授業料を低く抑えることができる上、授業料減免の枠  
も、多く確保できる。JASSO の奨学金も、私立より国立の方が利用しやすいのではないか。

**S 大学（私立）**

**1. 奨学金のことについてお聞かせください。**

1) 奨学金の利用状況について（日本学生支援機構奨学金とその他の奨学金）

(1) JASSO 奨学金

(a) H28.1 月現在貸与者

	1 年	2 年	3 年	4 年	計
第1種	104	105	79	68	356（内女子69）
第2種	254	241	288	296	1079（内女子153）
計	358	346	367	364	1435

（第1種・第2種併用者 90 名、全学生に対しての貸与率 47.3%。）

(b) 応急採用・緊急採用・・・平成 27 年度は採用なし、平成 24 年度 1 件。

※ 緊急（家計急変者）の申込み者については、臨時採用（定期採用の追加）の募集期間で申込みをした。

・ 12 月の採用 6 名、2 月の採用 2 名。

(c) 不採用状況について

- ・ ①第1種：2 年生以上では 7 名不採用（家計 2 名、枠外 5 名）5 名は、追加採用で後日採用となった。
  - ・ 1 年生については、申込みの際、「第一志望は 1 種だが、不採用の場合は、2 種を希望」として申し込んでいるため、1 種が不採用でも、2 種に採用されている。両方不採用者は、なし。
  - ・ （収入が多い場合や、成績が基準に達していなくてもとりあえず 1 種を第一志望としている。）
- ・ ②第2種：2 年生では家計基準 1 名不採用。
  - ・ 収入基準で引っかかる。成績については柔軟に対応。
  - ・ 1 種だけだと金額が足りないと言う学生もいるが、借り過ぎも問題である。

2) 被災生徒等授業料等減免補助金の利用状況について（該当がある場合）

該当なし。

3) JASSO 奨学金や貴学独自の経済支援は学生の中退防止に役立っているか

- ・ JASSO 奨学金については、学生は入学前や入学時に申し込んで大学進学のための経済的支援となっている。
- ・ JASSO 奨学金の貸与率は約 47.3%であり、全学生の半数近くが在学中にとって経済的支援となっており、中退することなく、学業などに専念することができている。
- ・ 家計急変により経済的負担が生ずる場合は、JASSO の奨学金、並びに本学独自の経済支援は、退学防止となっている。

4) 貴学独自の奨学金・授業料減免制度について

① X 学園学業奨学金 :

- ・ 学業において特に優れ、かつ人物優秀であると認められる者（メリットベース）。
- ・ 給付額（月額 10,000 円）。
- ・ 平成 27 年度 9 名、平成 26 年度 13 名、平成 25 年度 11 名。

② X 学園アクティブ奨学金 :

- ・ 学業の修得だけでなく、様々な分野において若者らしい積極的な活動を行っているなど、本学学生の規範として相応しいと認められる者（メリットベース）。
- ・ 給付額（月額 10,000 円～30,000 円）。
- ・ 平成 27 年度 10 名（30,000 円 2 名、20,000 円 3 名、10,000 円 5 名）。
- ・ 平成 26 年度 7 名、平成 25 年度 6 名。

③ X 学園学部との 5 年プログラム奨学金 :

- ・ 学部との 5 年プログラムに所属し、専門的な知識の修得及び高度な研究活動を志す者（メリットベース。5 年というのは修士 1 年）。
- ・ 給付額（月額 30,000 円）。
- ・ 平成 27 年度 1 名、平成 26 年度 0 名、平成 25 年度 1 名。

④ X 学園緊急時特別支援金 :

- ・ 自然災害や学資支弁者の死亡等により修学の継続が困難と認められた学生に対して緊急時特別支援金を支給（ニードベース）
- ・ 半期分の授業料及び施設費の全額（440,000 円）相当。
- ・ 半期分の授業料及び施設費の半額（220,000 円）相当。
- ・ 見舞金 30,000 万円  
平成 25 年度見舞金 1 名（中国四川省地震）。  
平成 21 年度全額免除 1 名父死亡、平成 20 年度全額免除 1 名父死亡。

※経済状況について詳しく聞き取りをするため、途中で辞退し申込みに至る学生は少ない。

3名くらい応募。

5) その他貴学が独自で行っている学生への経済的負担軽減策について(該当がある場合)

○X 学園教育ローン:

- ・ 在学中の経済的負担軽減の一助になることを目的とした、広島銀行との提携による独自の教育ローン (10万円以上 500万円以下)
- ・ 平成 28 年 2 月現在、在学生 6 名、既卒生 8 名。
- ・ 母子家庭であるなど、いつも収入が少ない学生。JASSO との併用が認められている。

※予算は基金などから捻出しているわけではない。

2. 中退の状況についてお聞きします。

1) 近年の貴学における中退の状況(人数、対応など)について

①退学者数

H23: 178 名、H24: 148 名、H25: 151 名、H26: 204 名、H27: 152 名 (H28. 2 月現在)。

②対応については、学務センター教務課で面談、退学願提出後、教務課からゼミ担当教員に面談記録を送り、所見を記入してもらう。

2) 貴学における「中退」と「除籍」の定義について

学則

①退学について:

疾病又はやむを得ない事由により、転学若しくは退学しようとする者は、所定の退学願に保証人連署の上、医師の診断書又は事由書を添え、その旨願い出て、学長の許可を受けなければならない。

②除籍について:

学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長はこれを除籍とする。

(1) 学則に規定する在学年数を超えたとき。

※ 在学年数: 学生は、8 年を超えて在学することはできない。

前項の規定にかかわらず、3 年次進級前までの在学年数は 6 年までとし、6 年を超えて在学することはできない。

(2) 休学の期間が引き続き 2 年を超えても、休学の事由が消滅しないとき。

(3) 休学期間が学則に規定する期間を超えたとき。

※ 休学の期間：休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

(4) 前各項に定めるもののほか、学費等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 正当な事由がなく、学費等を期日までに納付しないときは、除籍する。

③定義としては、退学は本人の意志による離籍、除籍は本人の意志にかかわらず、大学の判断による離籍となる。ただし、再入学については、退学、除籍の両方とも可能であるため、離籍後の対応は一緒である。

※授業料を払ったところまでの単位は、除籍であっても認める。

※中退は払っていようと払ってしまいと中退になる。

※除籍の期限までに退学が出たら退学を優先する。

※授業料を払ったところまでさかのぼって退学・除籍にする。

3) 中退の主な理由、特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

①2年間休学をして、アルバイトを掛け持ちしていたが、その収入をほとんど家庭に入れていたため、学費に充てられなかった。退学をして、学費を貯蓄して再入学を目指す。ただし、この学生は奨学金、学資ローンは受けておらず、お金を借りることに抵抗を感じていた。

②兄弟2名が進学したため、弟の勉学を優先し、本人は学費を貯めて大学に戻る予定。

③アルバイトで生活費に充てていた。しかし、時給の良いアルバイトだと深夜勤務となるため、朝起きられなかった。奨学金をすでに受給しているため、教育ローンまで借りると卒業後、返済のため家にお金を入れることができなくなる。親からもすぐに働いてほしいと言われ、退学することにした。

④母子家庭であり、さらに弟妹が進学を控えており、経済的負担を軽減するため退学を決意。しかし、保護者確認の際には、経済的理由であることは伏せてほしいと依頼された。

⑤奨学金・教育ローンの受給を受けているが、それでも学費の支払いができず退学に至った。奨学金の増額や他のローンを組むこと等、学生課で相談もしたが、返済のことも考え断念した。

⑥保護者から奨学金の申請をして欲しいと言われたが、親も高齢でこれ以上の負担をかけたくないと思い退学を希望。

⑦入学当初より学費納入も延納で、さらに当時4年次生に在籍していた兄の学費も延納しており、兄弟が奨学金、教育ローンも受給していたが、学費の納入不可となったため退学。

⑧四年までは保護者が出すが、後は出せないというケースで、留年して自力で学費を捻出せず退学というケースもある。

- 4) 貴学の中退防止のための取り組みについて（経済支援の種類・内容、相談体制など）、具体的にご説明  
ください。

教務課に退学相談に来る場合は、すでに退学を決意してくるため、ほとんど相談にならないケースが多い。ただし、学費等の経済的問題である場合は、奨学金・教育ローン、または休学をして学費を貯めるなど、他に手段があることの提案をし、奨学金などを希望する場合は、学生課に詳細の説明をしてもらう。

- 5) 中退の相談があった学生、もしくは中退した学生に対するアドバイスや支援の結果、在学継続／復学  
に至ったケースはありますか。相談の経緯や支援の内容を具体的にお聞かせください。

経済的理由による退学相談で、在学継続に至った経緯はほぼない。

経済的理由で退学した後、再入学をしたケースは、平成 25 年度以降では 2 名（両者とも平成 26 年 3 月卒業）、平成 26 年度以降は 2 名が再入学し、在学している。

- 6) 中退した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後  
について、把握している範囲で結構ですので具体的なケースをお聞かせください。

退学した学生への支援などは具体的にはないが、相談などがあればいつでも受ける旨は伝えている。

### 3. 休学の状況についてお聞きします。

- 1) 近年の貴学における休学の状況（人数、対応など）について

#### ①休学者数

H23：前期 77 名、後期 88 名、H24：前期 96 名、後期 94 名、H25：前期 110 名、後期 111 名。

H26：前期 79 名、後期 75 名、H27：前期 70 名、後期 53 名。

- ②対応については、学務センター教務課で面談を実施、休学願提出後、教務課からゼミ担当教員に休学  
の面談記録を送り報告。面談をして、休学に至らないケースもある。

#### ③休学と留学の違い

大学が認定している大学への留学は在学（授業料を支払い、単位認定もする）、認定していない場合は  
休学（授業料は払わず、単位認定もされない）。

- 2) 休学の主な理由について。特に背景に経済的な困難が関係しているケースについて、具体的なケースをお聞かせください。

休学の主な理由では、就学意欲、勉学意欲の喪失が主な理由である。

経済的理由での休学の具体的ケースについて

- ①留学をしていたが予想外に留学費用がかかり、学費用に貯蓄していたものも使ってしまったため、休学をしてアルバイトで稼ぐ予定で、半期休学を希望。しかし、半期休学後、復学する予定だったが、父親が失職し、学費を生活費に充てたため、さらに半期休学をした。その後復学し、卒業。
- ②教育ローンも借り、父親の仕事が不安定のためあてにできず、経済的に余裕がない。そのため1年半休学した後、学費を貯めて復学、卒業。
- ③母子家庭で、生活費と家賃は自己負担にしていたが、足の手術をしたためアルバイトを辞めなければならず、退院後もアルバイトが決まらないため、経済的困窮を理由に2学期休学。奨学金は受給していたが、保護者が管理。しかし、経済的理由にはしていたが、アルバイトを続ける中で勉学意欲を喪失し、最終的には退学。
- ④4ページの退学のケース 3) ④と同一人物。弟・妹がおり、さらに母子家庭で授業料は自分が賄わないといけないため半期休学。母親が病気になり、家計を助けなければいけなくなったため、さらに半期休学し、その後退学。

※保護者が管理していて滞納されると、指導が難しい。

- 3) 休学した学生に対しての貴学の対応・支援について具体的に教えてください。また当該学生のその後について、具体的なケースをお聞かせください。

- ・休学している学生については、ほぼ通常通り学内の施設の使用は可能。また、在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書も発行可能。
  - ・休学終了約1ヶ月半前に復学についての案内と履修登録などのスケジュールや手続きについて、保護者住所宛て本人・保護者宛に郵送。
  - ・通年休学者については、8月～10月頃に電話等で状況確認（ただし今年度は実施なし）。
- 1～2年での休学は退学になる傾向。3～4年での休学は復学して卒業することも多い。よって、休学はあまり勧めない。
- 休学であっても証明書の発行は可能。
- サークルで練習には参加できるが、大会には参加できない。
- 休学している学生は学生相談室で対応することで、復学できることもある。大学と家との距離が遠くならない（遠くなるとメンタル面が回復できなくなる）ような工夫といえる。



○教職員のネットワークで支えることで休学から復学させることがある。

#### 4. 授業料の滞納状況についてお聞きします。

##### 1) 近年の貴学における授業料滞納状況(人数、対応など)について

・前期は、4月末までの期限に対し、5月末までは、延納届を提出すれば、延納を認める。

それ以降は、個別対応である。最終期限は、7月29日(平成27年度の場合)

・後期は、10月末期限、11月末まで延納可。最終期限は1月25日(平成27年度の場合)

<いずれも定期試験の前日が期限>

・滞納者数

[平成27年度] 前期(6月以降入金者)は42名(JASSO奨学生22名)。

後期(12月以降入金者)は49名(JASSO奨学生32名)。

前期・後期 計91名。

※前期・後期とも延納している学生26名(うちJASSO奨学生15名、地方団体1名、  
留年終了者2名)。

[平成26年度] 前期51名、後期44名 前期・後期 計85名。

(4月末まで未納者は約100名。延納は年度を超えると無理になった。)

後期延納者のうち7～8名は、一人親家庭等の家計の苦しい家庭。

##### 2) 貴学の授業料の納入方法のシステム(一括/分納)と、未納が継続した場合の対応について

・学費等は、前期・後期の2回に分けて納入することになっている。

・学費の納入方法は、平成25年度以前の入学生と平成26年度以降の入学生で異なる。

前者は本学指定の口座への振込、後者は預金口座振替・自動払込(自動引き落とし)(※1)。

・学費等の納入期限(※2)までに未納かつ「延納願」の提出がない者については、総務課から「督促状」  
を発送している。「督促状」発送後、前期は5月21日、後期は11月21日時点で、未納かつ「延納願」  
未提出の者に関しては、学生課で未納者対応をしている。

・前期でさらに5月末までに延納届を提出すれば延納を認める。

それ以降は個別に対応し、最終期限は7月29日(平成27年度の場合)。

・後期でさらに10月末までに延納届を提出すれば延納を認める。

それ以降は個別に対応し、最終期限は1月25日(平成27年度の場合)。

→まず電話で連絡し、つながらなかつたら除籍予告通知。保護者と本人と両方に書留で通知。

(※1) ゆうちょ銀行(郵便局)と地元地方銀行・信用金庫本の4銀行を提携金融機関としている。

(※2) 学費等の納入期限は次の通り。

		納入期限・振替日	
前期	4月30日	※金融機関休業日の場合は翌営業日	
後期	10月31日		

3) 授業料を滞納している学生はどのような状況の学生なのか。また、滞納後の状況はどのようになったのか、差支えない範囲で具体的なケースをお聞かせください。

6月1日現在の延納届を提出している延納者（退学予定の者を除く）

前期延納者 46名（JASSO 奨学金 22名）→ 前期未入金：4名退学。

前期入金：1名退学、1名除籍（前期終わり）。

12月1日現在

後期延納者 53名（JASSO 奨学生 35名）→ 3名退学、1名除籍。

※退学8名のうち、経済的理由は4名、成績不振は3名により奨学金廃止。

除籍については、退学希望であるが、退学届を提出しなかったため除籍となった。

※前期、後期とも延納 26名

5. 貴学における経済的に困難な学生の特徴（家庭の経済状況など）について、差支えない範囲で具体的なケースを教えてください。

1) 家庭の状況、特に経済的な面について

●電話での延納対応記録や奨学金継続願の内容から

- ・自宅外通学により生活費がかかる。
- ・兄弟が多く、学費がかかり、親からの援助が少ない。
- ・クラブ活動をしており、アルバイトができない。
- ・母子家庭（または父子家庭）のため。
- ・父、または母等の入院により。
- ・兄弟、双子で在学している。
- ・自営業で不振（または倒産など）による。
- ・他の経費支払（事故補償、入院・病気治療費など）があるため。

※保護者は、奨学金や教育ローンを希望するのではなく、納期延納をするケースがほとんど。

## 2) 学生自身の経済的状況・アルバイトの状況

平成 25 年度に JASSO 奨学生を対象に調査実施

実施期間：平成 25 年 12 月 16 日（月）～20 日（金）

奨学金貸与者中 759 名が（1～3 年）回答、以下主な調査結果。

- 状況
- ・している 572 名（75.4%）、していない 186 名（24.5%）、無回答 1 名（0.1%）。
  - ・ NAVI 情報サイトを知っている 549 名、NAVI 情報サイトを知らない 208 名、無回答 2 名。
  - ・ NAVI 情報サイト申込み 38 名、他のルートで 364 名、無回答 147 名。
  - ・職種 飲食店店員、スーパー店員、コンビニ店員、販売員など。
  - ・賃金 5～10 万円 285 名、3～5 万円 181 名、1～3 万円 65 名など（572 名中）。
  - ・使い道 生活費 189 名、飲食費 111 名、娯楽費 103 名、被服費 58 名、学費 32 名（572 名中）。
  - ・奨学金貸与者の 572 名（75.4%）がアルバイトをしている。アルバイト賃金の使い道では、学費に充てている者は 32 名で、他は生活費 189 名、飲食費 111 名という状況であった。

○奨学金を借りずにアルバイトという学生はほとんどいない

○アルバイトに熱中して学校に来られないのか、学費を捻出するためアルバイトに熱中するのか、因果関係は定かではない。

## 3) 経済的に困難な学生に対する貴学の対応、支援の現状（経済支援制度、学内アルバイトの斡旋など）

①企業・団体からの本学学生へのアルバイト依頼は、本学の公式サイトまたはポータルサイトより、アルバイト情報を入力してもらい、それから来学（初回時）。

②情報登録、学内 NAVI により学生に掲示する。

（アルバイトの内容、職種、時間、時給などを確認し、不適なアルバイト依頼は断る。）

③学生は学内 NAVI によりアルバイト情報を確認し、希望する場合は各自でアルバイト先に連絡する。

○学内でのアルバイト斡旋は、企業・団体からの依頼と同様に、学内 NAVI により学生に掲示する。

（情報センターヘルプデスク、図書館アルバイト、授業アンケート補助、オープンキャンパス、入学前の生徒指導のための一日スクリーニングなど）

○ 大学独自の予算によるワークスタディが存在する。

**6. その他（国への要望、設問以外で何かあれば）**

- ・奨学金制度を高校できちんと指導してほしい。
- ・土地柄上、生活費が安くない。
- ・奨学金の一部を大学に入金できるようなシステム。
- ・給付奨学金の導入。